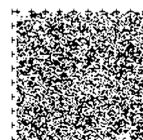
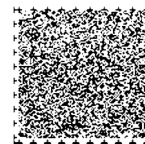


**昭島市障害者計画・
第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)**

平成30年3月

昭 島 市





はじめに

本市の行政運営の総合的な指針であり、市民と行政の共通の目標である第五次昭島市総合基本計画は、将来都市像として、「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」を掲げ、障害者福祉の分野では、障害のある人も障害のない人も、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送ることができるまちの実現を目指しています。

国は、平成26年1月、障害のある人の人権や基本的自由を守ることなどを内容とした障害者の権利に関する条約を批准しました。また、障害者差別解消法の制定や障害者総合支援法、児童福祉法の改正などにより、障害のある人を取り巻く状況は大きく変化し、障害のある人の新たな地域生活の展開やニーズに対するきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に利用できる環境の整備などが求められています。

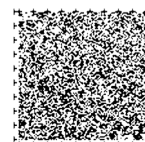
新たな計画では、国の障害者基本計画（第4次計画）の動向や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針を踏まえ、計画の名称を「昭島市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」と改め、計画の性格をより明らかにしました。また、「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」を基本理念として掲げ、障害のある人の意思決定を適切に支援し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らすことができるまちの実現を進めてまいります。

本市といたしましては、新たな計画を基本とし、障害のある人のライフステージに応じた適切な支援の提供に努め、関係機関との緊密な連携を図る中で、障害者施策のさらなる推進を図ってまいります。

最後となりますが、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「昭島市障害者自立支援推進協議会」委員の皆様をはじめ、策定の前段として実施した基礎調査やアンケート調査などにご協力をいただきました市民の皆様やサービス提供事業者の皆様、貴重なご意見を頂きました「昭島市障害者地域支援協議会」委員の皆様と関係者の方々に対し、心から感謝を申し上げます。

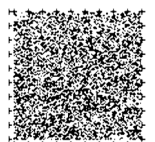
平成30年3月

昭島市長 臼井伸介



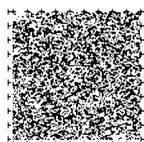
目 次

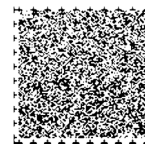
第1章 計画策定の背景・概要	1
第1節 計画策定の趣旨と背景.....	1
第2節 計画の性格・位置づけ.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第2章 障害のある人を取り巻く状況	6
第1節 障害のある人の状況.....	6
第2節 通園・通学の状況.....	11
第3節 就労の状況.....	14
第4節 平成29年度末までに達成すべき成果目標の達成状況.....	16
第5節 障害福祉サービス等の利用状況.....	17
第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要	22
第1節 基礎調査.....	22
第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査.....	40
第3節 障害福祉団体アンケート調査.....	46
第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果.....	49
第4章 計画の基本的な考え方	51
第1節 基本理念.....	51
第2節 基本的視点.....	52
第3節 基本目標.....	53
第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス.....	55
第5章 障害者計画における施策の展開	56
第1節 とともに支え合う共生のまち.....	57
第2節 子どもを健やかに育むまち.....	64
第3節 自分らしく暮らせるまち.....	69
第4節 安全・安心に暮らせるまち.....	81
第6章 障害福祉サービス等の提供	85
第1節 障害福祉計画における成果目標.....	85
第2節 障害児福祉計画における成果目標.....	90
第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）.....	91
第7章 計画の推進に向けて	97
第1節 計画の推進.....	97
第2節 計画の進行管理.....	99



資料編	100
1 昭島市障害者総合支援条例.....	100
2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則.....	103
3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿	104
4 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱.....	105
5 計画策定過程	107
6 用語の説明	108

※ 本文中の右肩に※マーク付きの用語は、108ページからの用語の説明を参照してください。





第1章 計画策定の背景・概要

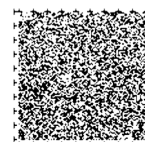
第1節 計画策定の趣旨と背景

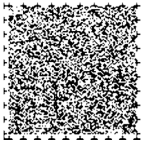
1 計画策定の趣旨

- ◇昭島市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン（平成12年度）」を引き継ぐ計画として、「昭島市障がい福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、その後3期にわたる見直しを行い、計画的な障害福祉施策の展開を図ってきました。
- ◇今回の「昭島市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30年度～32年度）」は、障害のある人の生活状況や意向などのニーズを受け止め、様々な福祉課題に対応するため、ライフステージ*ごとの切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指し、ライフステージに即した構成に見直すとともに、地域の関係機関や団体、関係部署との連携・協働をこれまで以上に推進する中で、障害福祉施策の総合的かつ計画的な展開を図るため策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション*」の実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度*の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されました。
- ◇障害者権利条約の批准（平成26年1月）を契機として、一層、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。
- ◇平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同年6月には、障害者総合支援法が改正され、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法も併せて改正され、障害のある児童を支援するためのニーズの多様化に、きめ細かく対応するための支援の充実を図るなど、「第4期昭島市障害福祉計画」の策定を行った平成27年3月以降、障害福祉制度に関する法律の制定や改正が行われています。





【主な制度改正】

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など障害のある人の意見を踏まえた国内法令の整備やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備など、様々な準備を進めてきました。

○難病法の制定・施行（平成26年5月制定・平成27年1月施行）

難病^{*}の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月、平成28年4月施行）

精神障害のある人の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害のある人の医療に関する指針の策定、精神障害のある人の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定・施行（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

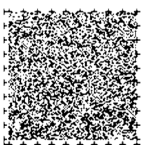
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定・施行されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月、平成28年4月、平成30年4月施行）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況に鑑み、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○障害者総合支援法の改正（平成28年6月改正・平成30年4月施行）

障害者総合支援法施行3年後の見直しを踏まえ、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害のある高齢者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うことなどを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正されました。



○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行）

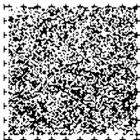
障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケア[※]を要する障害のある児童に対する支援やサービス提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することなどを目的として、「児童福祉法」が改正されました。

○発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害[※]の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害のある人の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

【障害福祉制度の動き】

平成 15 年度	16	17	18	～	24	25	26	27	28
障害者基本法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法									
障害者雇用促進法									
支援費制度			障害者自立支援法			障害者総合支援法			
発達障害者支援法									
					児童福祉法（通所施設一元化等による改正より）				
					障害者虐待防止法				
					障害者優先調達推進法				
					障害者権利条約批准				
					難病法				
					障害者差別解消法				



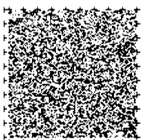
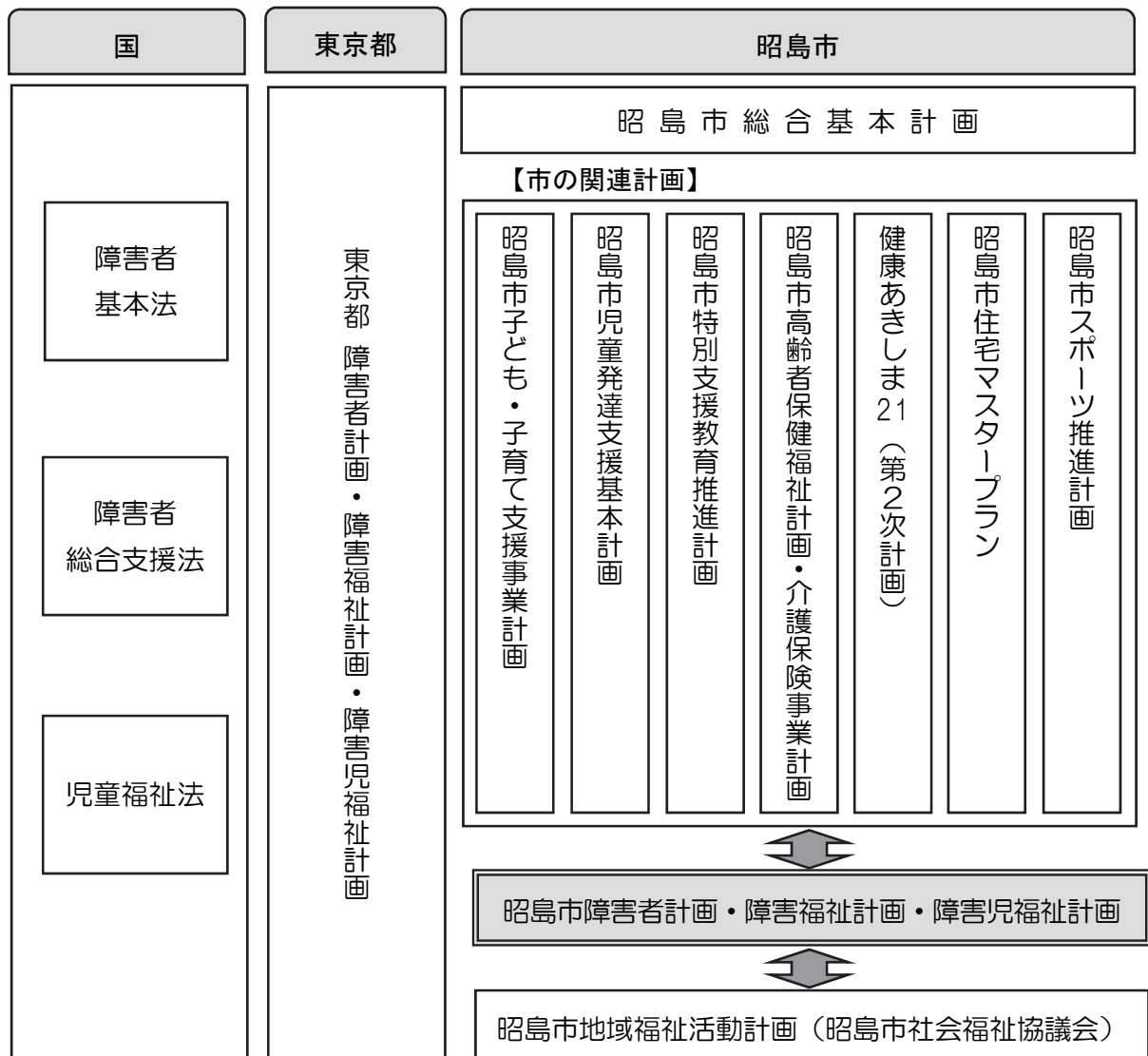
第2節 計画の性格・位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

障 害 者 計 画	障害者施策全般に関する基本的な事項
障 害 福 祉 計 画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

◇本計画は、「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

【計画の性格・位置づけ】

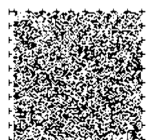


第3節 計画の期間

- ◇本計画の期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。
- ◇本計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、計画内容の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることができるものとします。

【計画の対象期間】

平成 24 年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
第5次昭島市総合基本計画（平成23年度～32年度）									第6次総合基本計画		
障害者計画			障害者計画			障害者計画			障害者計画		
第3期 障害福祉計画			第4期 障害福祉計画			第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画		
						第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画		



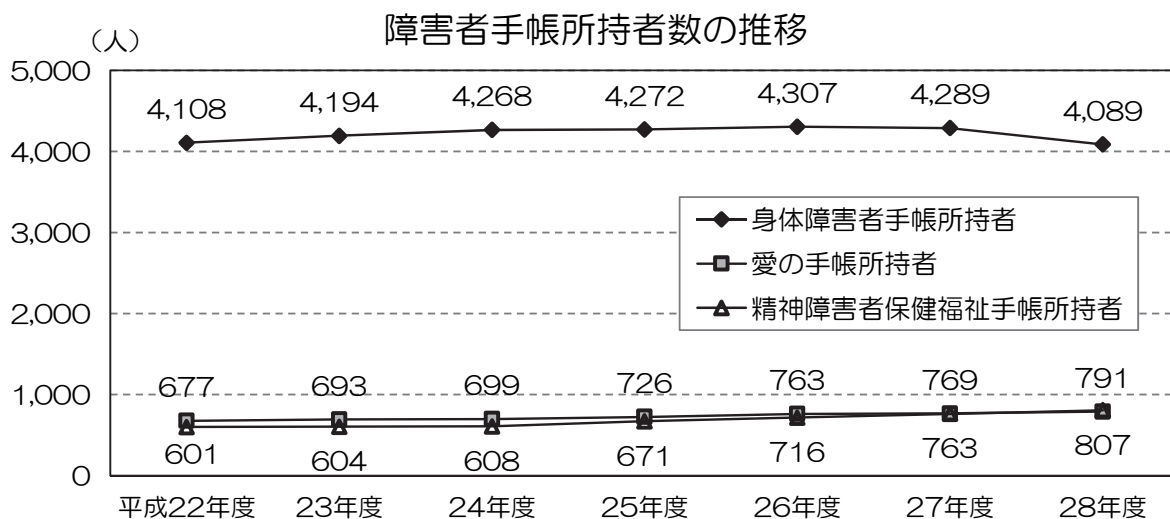
第2章 障害のある人を取り巻く状況

第1節 障害のある人の状況

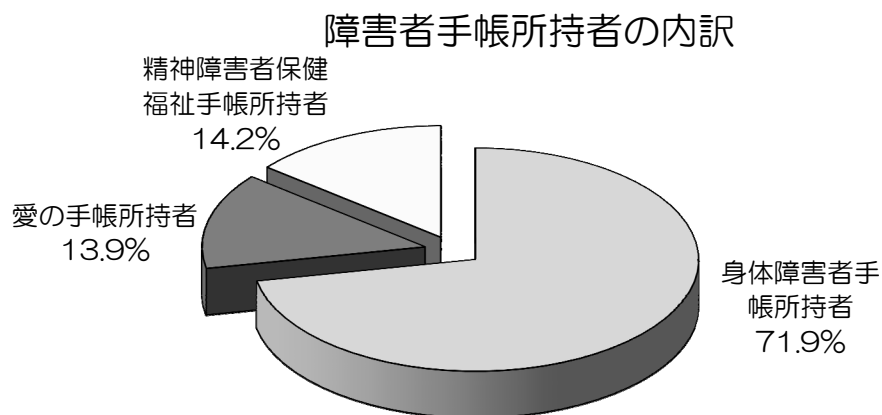
1 障害者手帳所持者

◇障害者手帳所持者数は、平成29年3月現在5,687人で、そのうち身体障害者手帳※所持者が4,089人と全体の7割以上を占め、愛の手帳※（知的障害者（児）を対象）所持者が791人、精神障害者保健福祉手帳※所持者が807人となっています。

◇平成22年度から28年度にかけて、障害者手帳所持者数の推移をみると、愛の手帳では1.17倍、精神障害者保健福祉手帳では1.34倍伸びています。身体障害者手帳では26年度をピークに減少となっています。



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

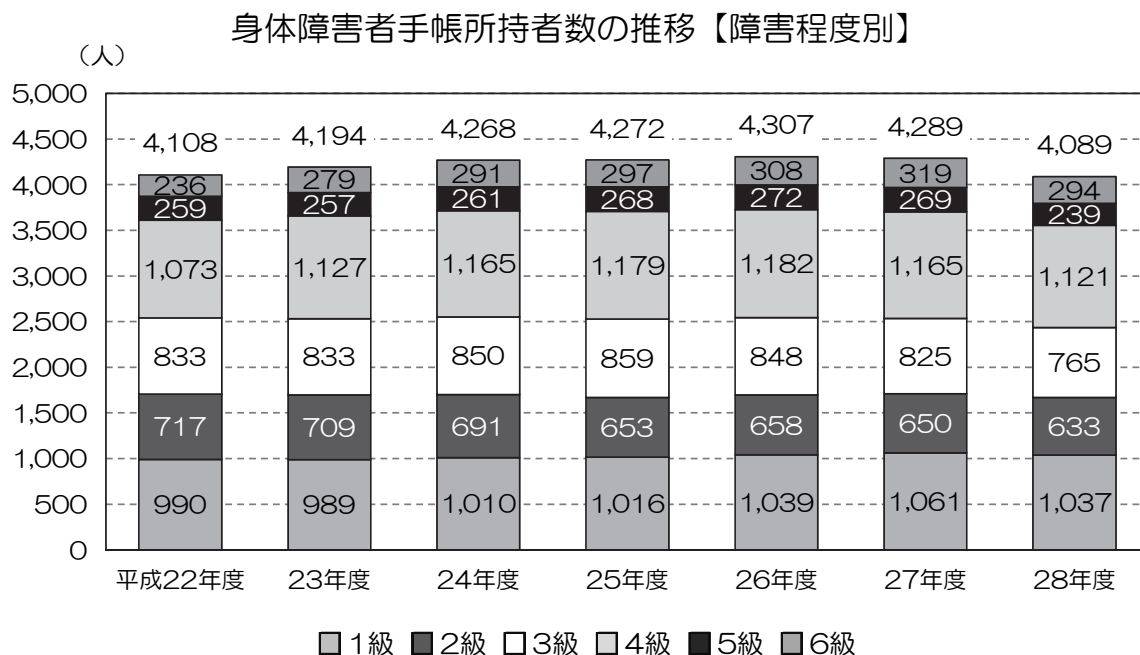


資料：障害福祉課（平成29年3月31日現在）

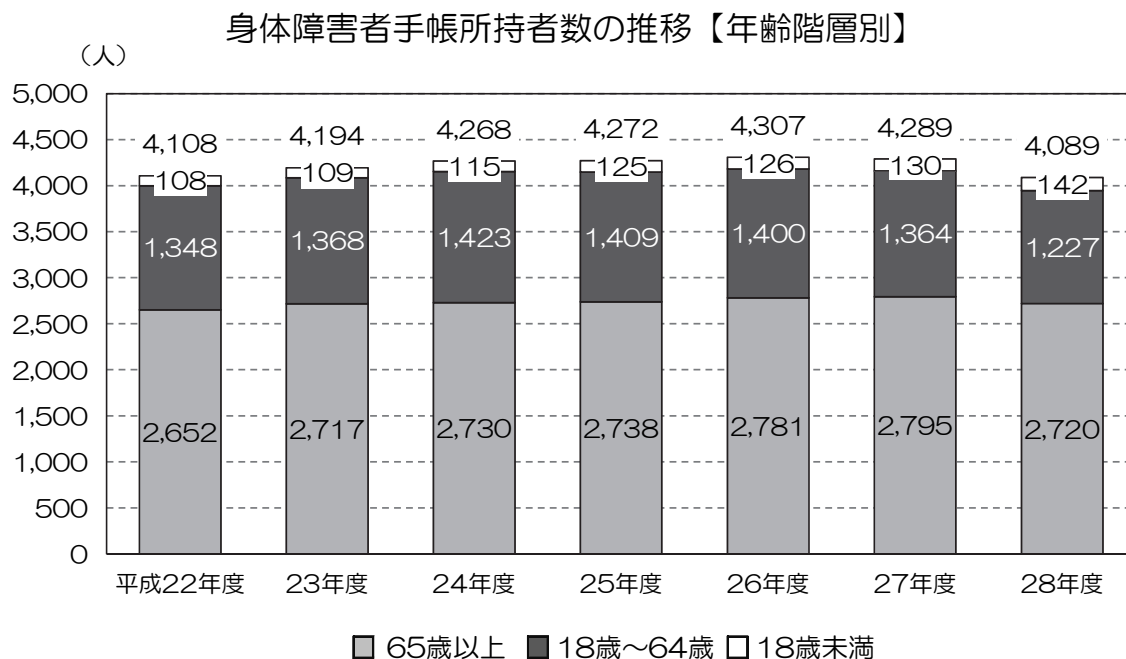


2 身体障害者手帳所持者

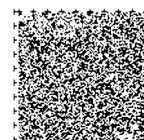
◇身体障害者手帳所持者の状況を障害程度別でみると、いずれの年度も4級の人が最も多く、全体に占める割合は3割程度となっています。また、年齢階層別では65歳以上の人々が6割以上を占めています。



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

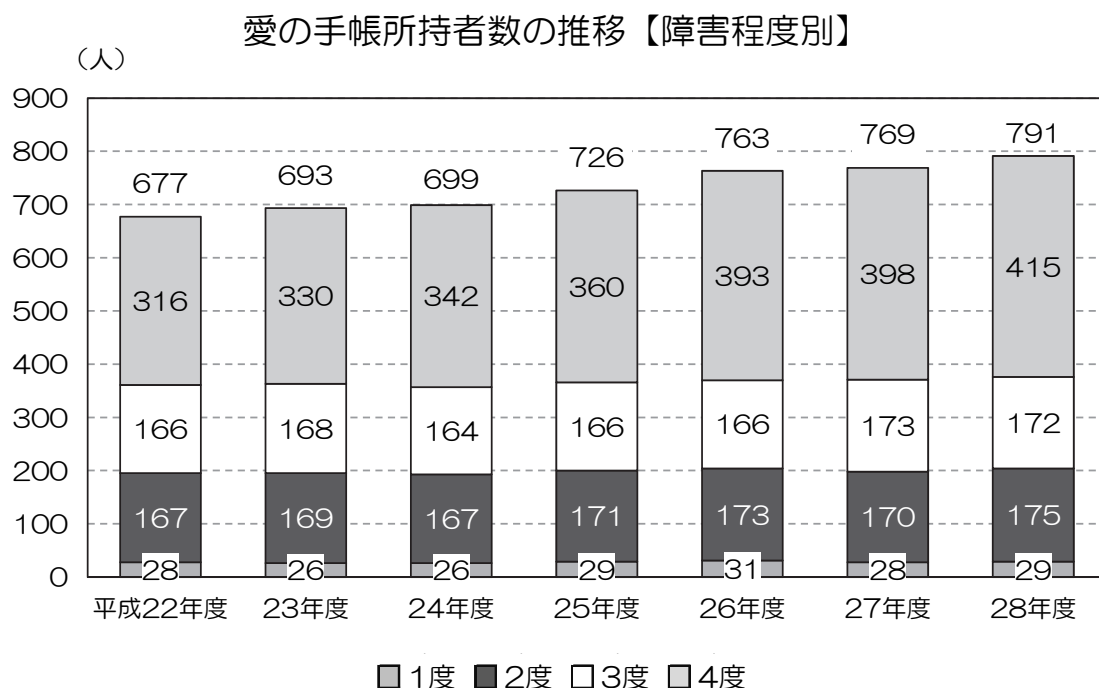


資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

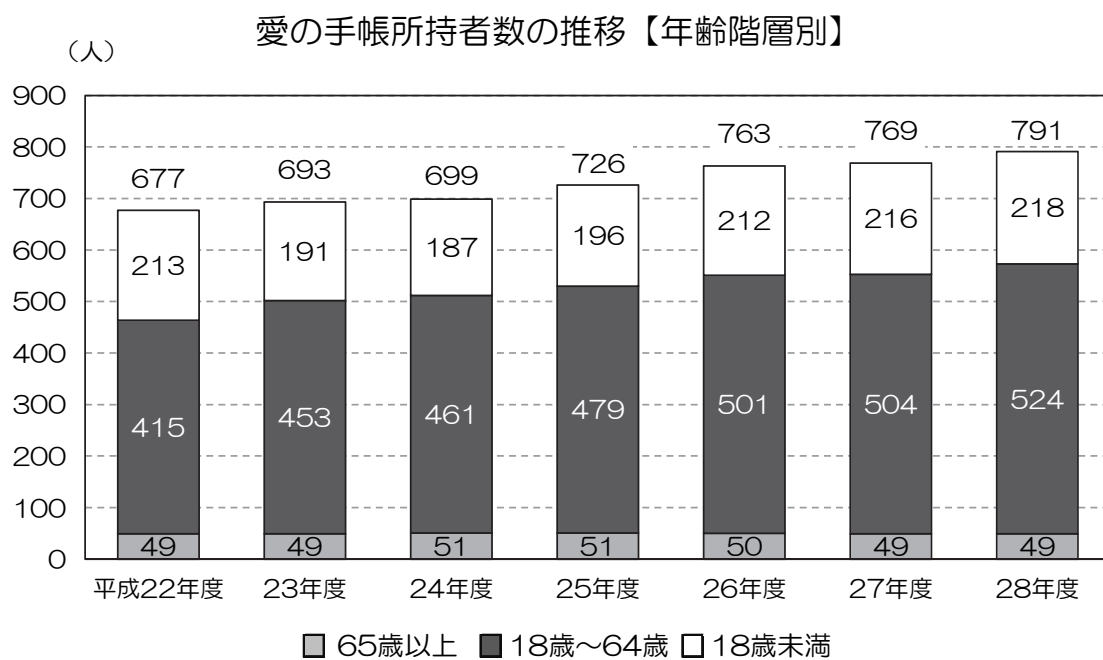


3 愛の手帳所持者

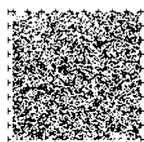
◇愛の手帳所持者の状況を障害程度別でみると、4度の人が約半数を占めて最も多くなっています。
また、年齢階層別では18歳～64歳の人々が6割以上を占めています。



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

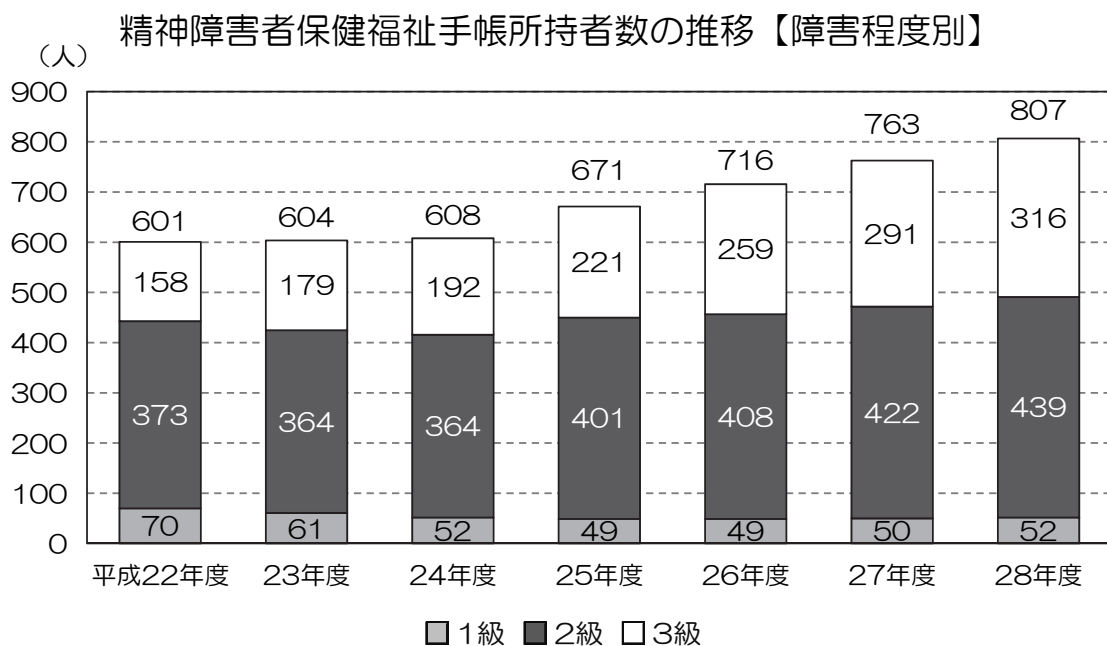


資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

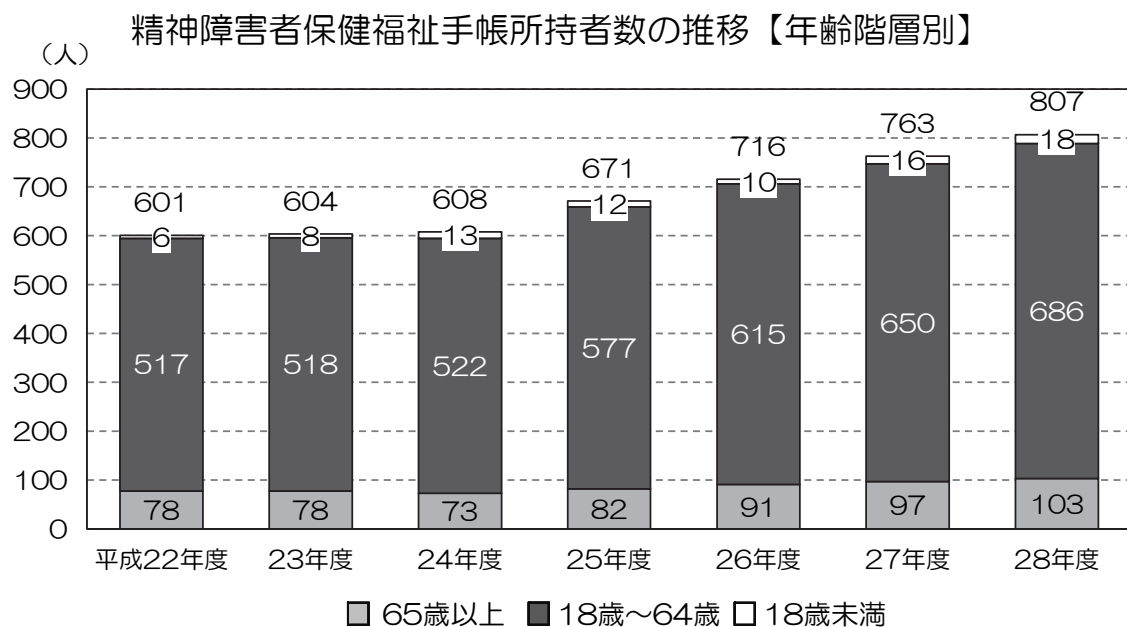


4 精神障害者保健福祉手帳所持者

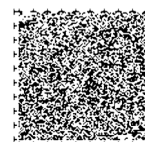
◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を障害程度別でみると、2級の人が半数以上を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人が8割以上を占めています。



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

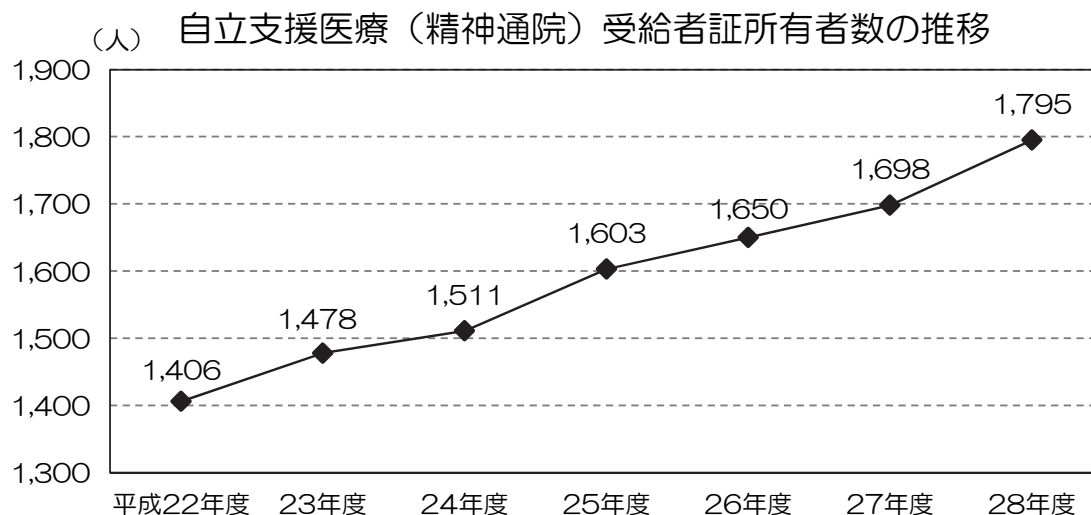


資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



5 自立支援医療（精神通院）受給者証所有者

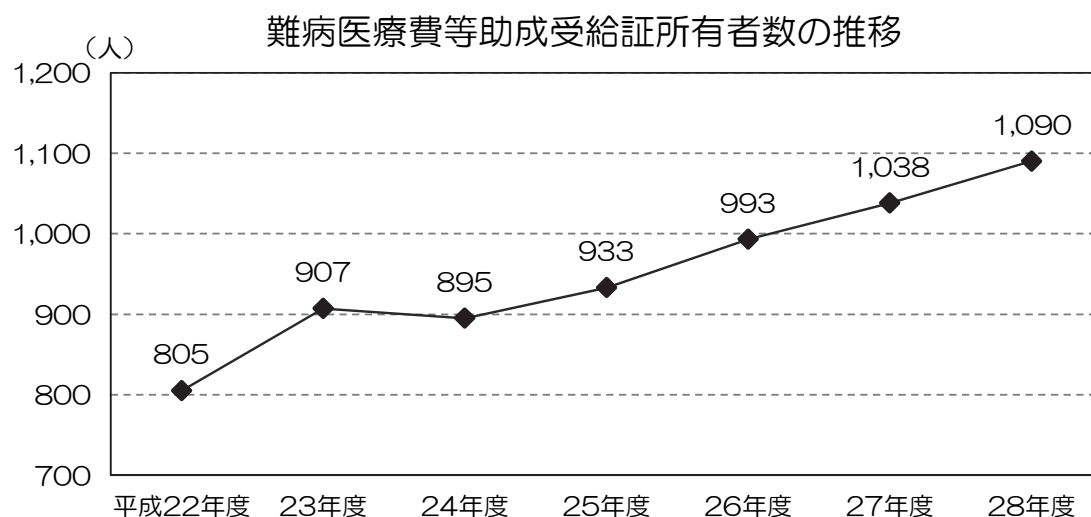
◇自立支援医療（精神通院）受給者証所有者数の状況をみると、平成22年度から28年度にかけて、1.28倍の伸びとなっています。



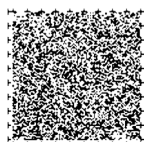
資料：都立中部総合精神保健センター（各年9月30日現在）

6 難病医療費等助成受給証所有者

◇難病医療費等助成受給証所有者数の状況は、平成22年度から28年度にかけて、1.35倍の伸びとなっています。



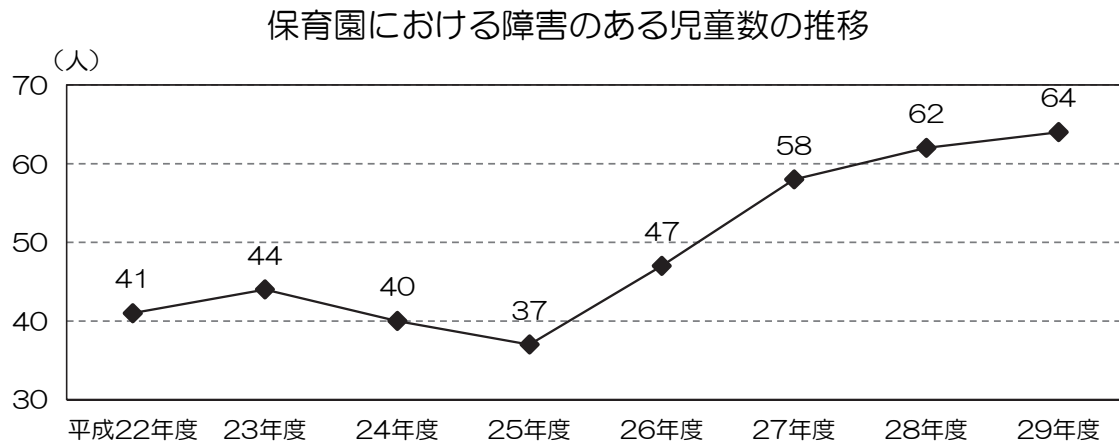
資料：多摩立川保健所（各年度3月31日現在）



第2節 通園・通学の状況

1 保育園

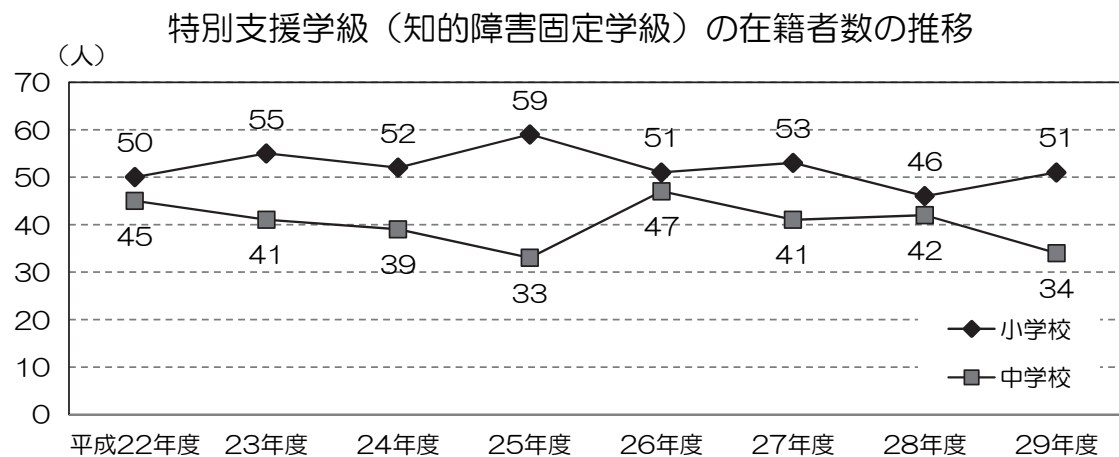
◇平成29年5月1日現在で障害のある児童を受け入れている保育園は21園で、園児数は64人となっています。



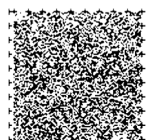
資料：子ども子育て支援課（各年5月1日現在）

2 特別支援学級（知的障害固定学級）

◇平成29年5月1日現在の特別支援学級数は小学校が8クラス、中学校が5クラスで、在籍者数は小学校が51人、中学校が34人となっています。

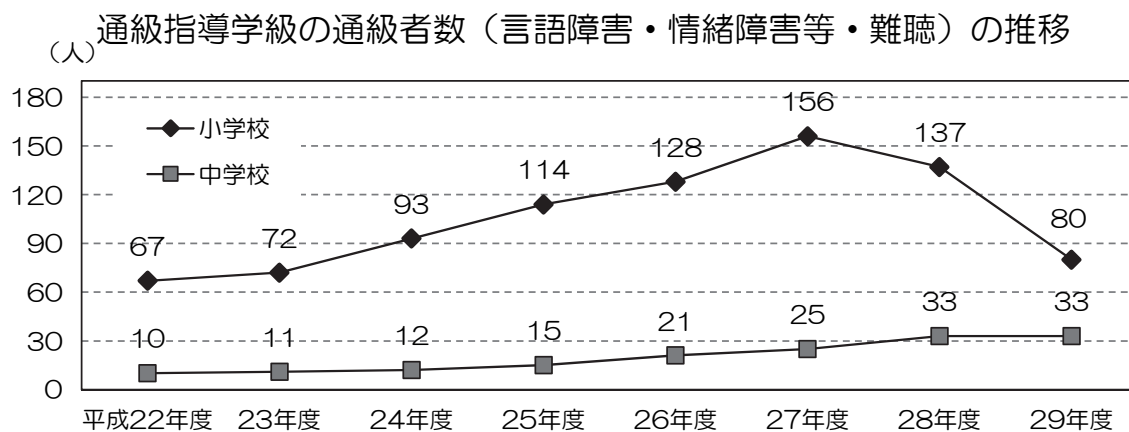


資料：指導課（各年5月1日現在）



3 特別支援学級（通級指導学級）

◇通級指導学級※に在学する言語障害、情緒障害等、難聴などの児童・生徒の数は、平成29年5月1日現在、小学校が80人、中学校が33人となっています。

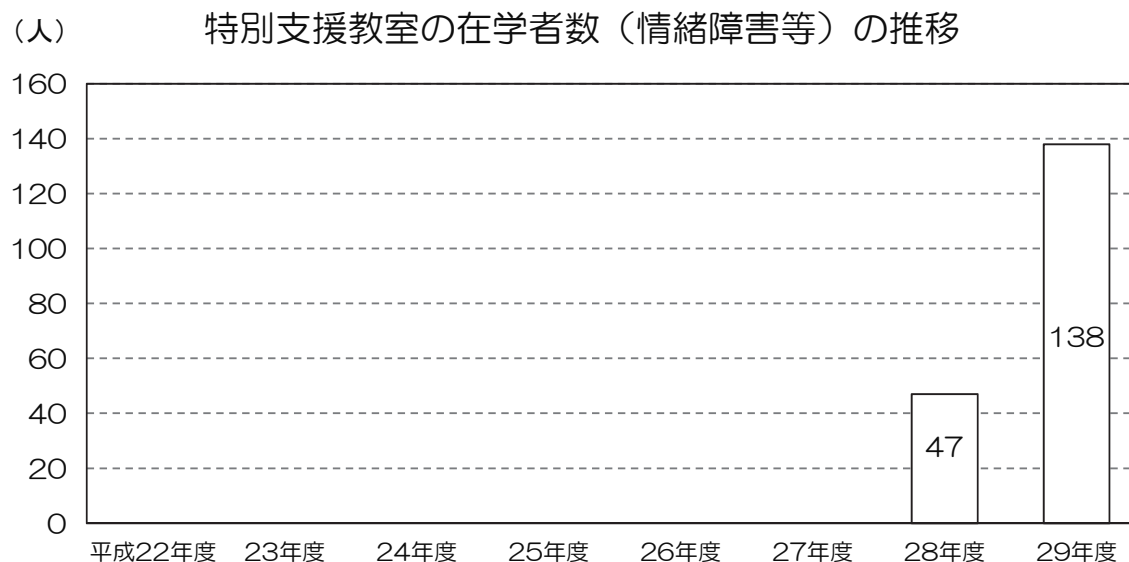


※小学校情緒障害等通級指導学級は平成28年度より特別支援教室に順次移行している。

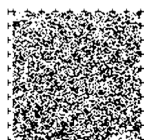
資料：指導課（各年5月1日現在）

4 特別支援教室

◇小学校の特別支援教室※に在学する情緒障害等の児童の数は、平成29年5月1日現在、138人となっています。

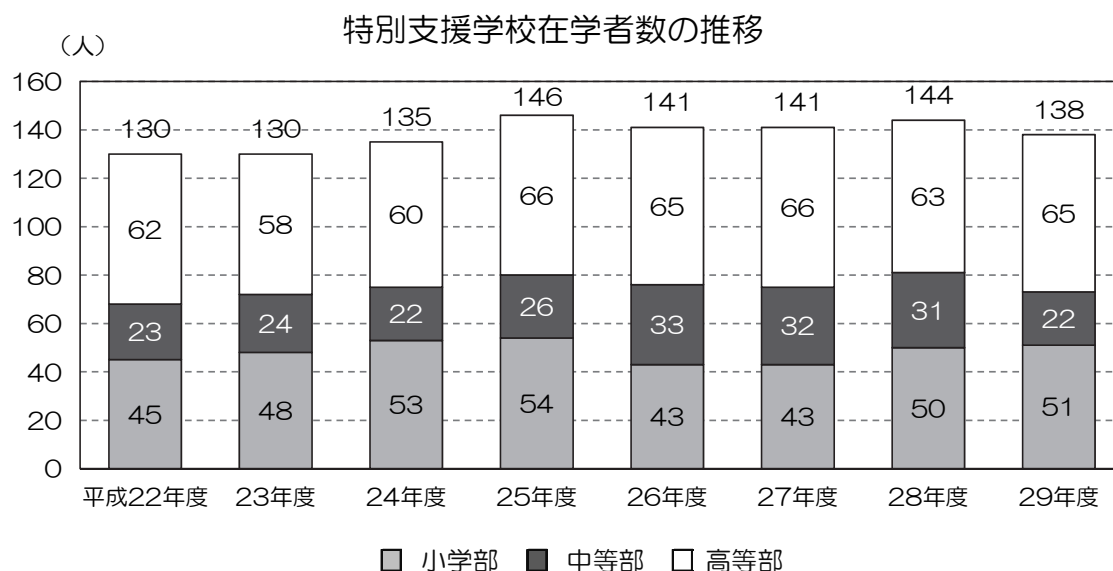


資料：指導課（各年5月1日現在）



5 特別支援学校

◇平成29年5月1日現在の特別支援学校※在学者数は、小学部51人、中等部22人、高等部65人の合計138人となっています。

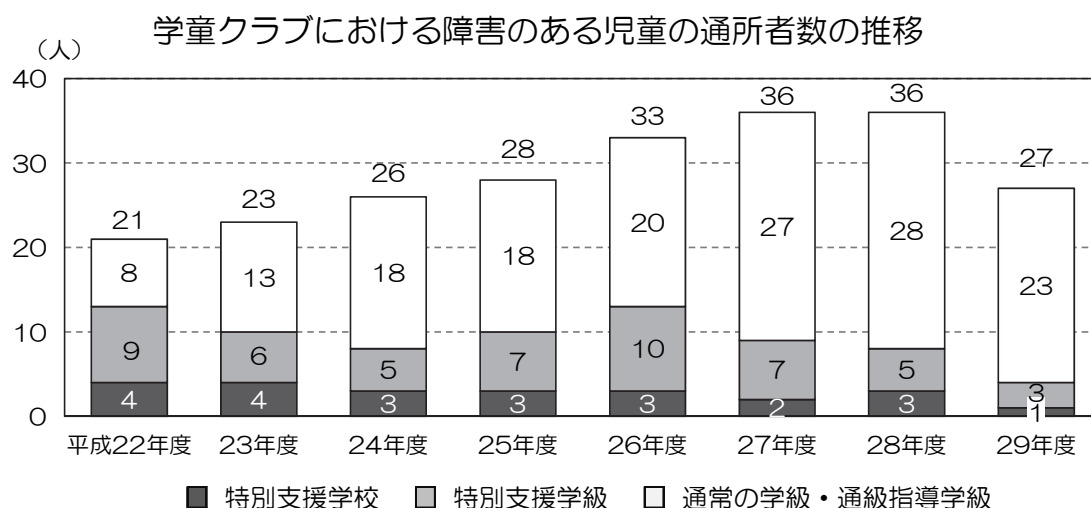


対象：あきる野学園・村山特別支援学校・立川ろう学校・八王子盲学校・青峰学園・永福学園・南大沢学園

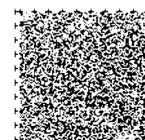
資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

6 学童クラブ

◇特別支援学校、特別支援学級、通常の学級・通級指導学級から学童クラブに通所する児童の状況は、平成29年5月1日現在、特別支援学校1人、特別支援学級3人、通常の学級・通級指導学級23人となっています。



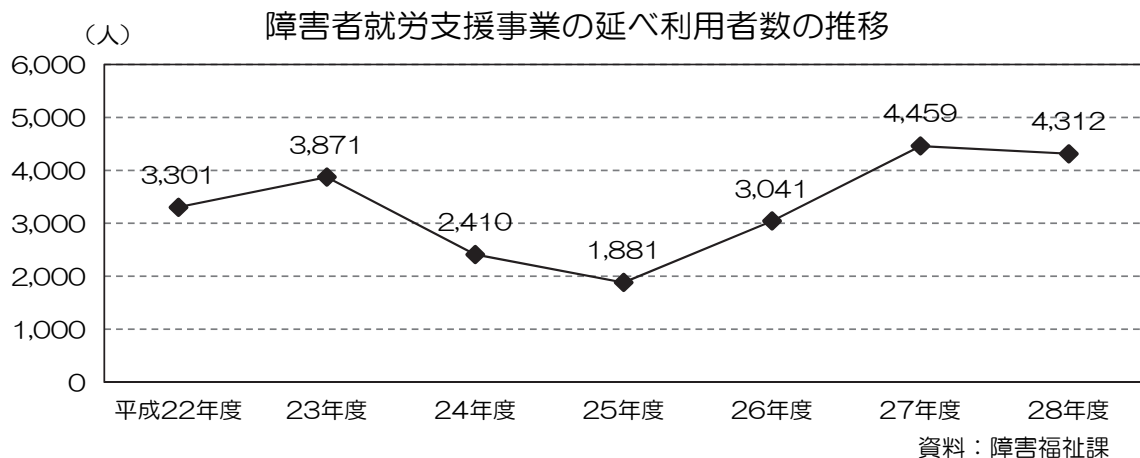
資料：子ども育成課（各年5月1日現在）



第3節 就労の状況

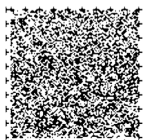
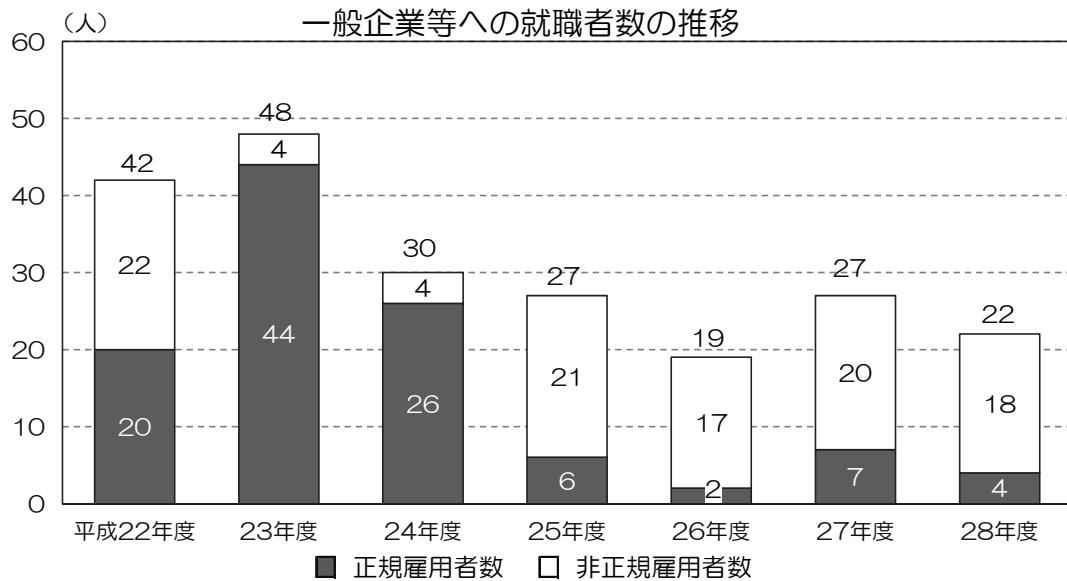
1 就労支援

- ◇市では、障害のある人の一般就労の機会を広げ、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供するため、障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。
- ◇障害者就労支援事業で実施している相談などの延べ利用者数は、平成26年度以降増加し、28年度では4,312人となっています。



2 一般企業等への就職状況

- ◇一般企業等への就職者の状況は、平成23年度の48人をピークに、19人から30人までの間で推移しています。
- ◇就職者の雇用区分については、平成23年度から24年度までは、正規雇用者が多数を占めていましたが、平成25年度以降は非正規雇用者が多くなっています。



3 就労状況

◇平成22年から28年にかけての昭島市内の民間企業における障害者雇用の実雇用率は、法定雇用率は下回っていますが、約0.3%増加となっています。

◆障害者雇用の推移（民間企業）

区 分	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
対象企業数	52	59	57	69	62	61	62
算定基礎労働者数	15,128	17,365	17,413	18,457	17,285	16,978	16,987
雇用障害者数	218	266	283	273	294	294	297
実雇用率	1.44%	1.53%	1.62%	1.48%	1.70%	1.73%	1.75%
達成企業数	16	24	27	22	22	25	25
法定雇用率	1.8%	1.8%	1.8%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%

資料：東京労働局

◆障害者雇用の推移（昭島市）

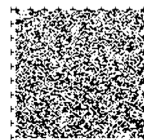
区 分	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
職員数	738	730	715	719	707	697	686
雇用障害者数	16	16	19	19	17	17	16
実雇用率	2.17%	2.19%	2.66%	2.64%	2.40%	2.44%	2.33%

資料：職員課（各年6月1日現在）

〈参考：法定雇用率〉

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、全ての事業主（民間企業、国、地方公共団体等）は、障害のある人の雇用に関して、障害のある人が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」実現の理念に基づき、障害のある人の能力を正當に評価し、適当な雇用の場を確保するとともに、雇用の安定を図るよう努めなければならないと規定しています。
- ・障害者雇用促進法では、事業主に対して、障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進を図るため、障害者雇用率（法定雇用率）制度により、事業主が雇用する労働者に占める身体障害又は知的障害のある人の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。また、平成30年4月からは、精神障害のある人も法定雇用率の算定に含まれることなどから、法定雇用率が引き上げられるとともに、平成33年3月までに更に、0.1%引き上げることとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	平成25年4月～	平成30年4月～
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%



第4節 平成29年度末までに達成すべき成果目標の達成状況

◇第4期障害福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	基準値	目標値	27年度末実績	28年度末実績
地域生活移行者数	71人	9人	0人	1人
削減見込者数 (施設入所者数)	71人	0人 (71人)	▲2人 (69人)	1人 (72人)

2 地域生活支援拠点等の整備

目標値	検討内容
1 か所	国有地（立川基地跡地昭島地区の区画整理事業の処分地のうち約2,000㎡）を活用し、地域生活支援拠点等を整備することについて、庁内関係部署や財務省関東財務局と調整を進めた。 障害者地域支援協議会において、学習会を開催するとともに、各専門部会の委員からなるプロジェクトチームにより、昭島市における課題や必要な機能について検討を開始した。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数

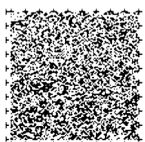
区 分	基準値	目標値	27年度末実績	28年度末実績
平成29年度における一般就労移行者数	10人	20人	3人	9人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

区 分	基準値	目標値	27年度末実績	28年度末実績
平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	16人	26人	18人	19人

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

区 分	目標値	27年度末実績	28年度末実績
就労移行支援事業所数	—	4か所	4か所
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数	—	1か所	3か所
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	25.0%	75.0%



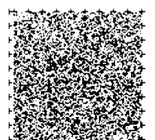
第5節 障害福祉サービス等の利用状況

◇第4期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量（活動指標）に係る利用状況は次のとおりです。

1 障害福祉サービス

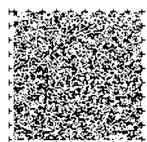
（1）訪問系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
居宅介護	計画値	1,793時間	1,870時間	1,947時間
		163人	170人	177人
	実績値	1,672時間	1,767時間	—
		154人	160人	—
重度訪問介護	計画値	4,056時間	4,394時間	4,732時間
		24人	26人	28人
	実績値	3,607時間	3,406時間	—
		20人	21人	—
同行援護	計画値	1,012時間	1,122時間	1,254時間
		46人	51人	57人
	実績値	904時間	937時間	—
		39人	39人	—
行動援護	計画値	336時間	350時間	364時間
		24人	25人	26人
	実績値	342時間	307時間	—
		23人	22人	—
重度障害者等包括支援	計画値	600時間	600時間	600時間
		1人	1人	1人
	実績値	0時間	0時間	—
		0人	0人	—
合 計	計画値	7,797時間	8,336時間	8,897時間
		258人	273人	289人
	実績値	6,525時間	6,417時間	—
		236人	242人	—



(2) 日中活動系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
生活介護	計画値	3,097人日	3,249人日	3,401人日
		163人	171人	179人
	実績値	3,002人日	3,100人日	—
		154人	162人	—
自立訓練（機能訓練）	計画値	20人日	20人日	20人日
		1人	1人	1人
	実績値	3人日	4人日	—
		0人	0人	—
自立訓練（生活訓練）	計画値	140人日	160人日	180人日
		14人	16人	18人
	実績値	169人日	131人日	—
		12人	11人	—
就労移行支援	計画値	300人日	345人日	390人日
		20人	23人	26人
	実績値	282人日	266人日	—
		18人	19人	—
就労継続支援（A型）	計画値	304人日	342人日	380人日
		16人	18人	20人
	実績値	422人日	400人日	—
		21人	19人	—
就労継続支援（B型）	計画値	3,660人日	3,810人日	3,960人日
		244人	254人	264人
	実績値	3,590人日	3,653人日	—
		242人	249人	—
療養介護	計画値	570人日	600人日	630人日
		19人	20人	21人
	実績値	516人日	538人日	—
		17人	18人	—
短期入所	計画値	215人日	245人日	280人日
		43人	49人	56人
	実績値	215人日	227人日	—
		46人	51人	—



(3) 居住系サービス（1月当たり）

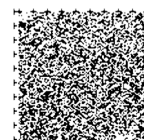
サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
共同生活援助（GH）	計画値	82人	94人	108人
	実績値	78人	84人	—
施設入所支援	計画値	72人	72人	71人
	実績値	69人	72人	—

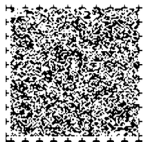
(4) 相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	計画値	150人	165人	180人
	実績値	83人	105人	—
地域移行支援	計画値	3人	3人	3人
	実績値	0人	0人	—
地域定着支援	計画値	3人	3人	3人
	実績値	1人	0人	—

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	第4期計画期間		
		27年度	28年度	29年度
児童発達支援	計画値	189人日	203人日	224人日
		27人	29人	32人
	実績値	173人日	213人日	—
		26人	31人	—
放課後等デイサービス	計画値	710人日	820人日	940人日
		71人	82人	94人
	実績値	963人日	1,412人日	—
		79人	104人	—
障害児相談支援	計画値	20人	22人	24人
	実績値	20人	28人	—

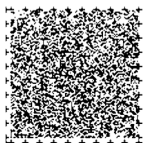




2 地域生活支援事業

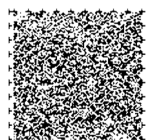
(1) 必須事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	－
	自立支援推進協議会	計画値	設置	設置	設置
		実績値	設置	設置	－
成年後見制度利用支援事業		計画値	2人	2人	2人
		実績値	2人	2人	－
コミュニケーション支援事業		計画値	200人	210人	220人
		実績値	201人	327人	－
移動支援事業		計画値	9,900時間	10,010時間	10,120時間
		実績値	10,657時間	10,828時間	－
		計画値	900人	910人	920人
		実績値	955人	1,026人	－
日常生活用具	介護・訓練支援用具	計画値	6件	7件	8件
		実績値	9件	3件	－
	自立生活支援用具	計画値	23件	28件	33件
		実績値	14件	16件	－
	在宅療養等支援用具	計画値	8件	9件	10件
		実績値	5件	19件	－
	情報・意思疎通支援用具	計画値	21件	22件	23件
		実績値	21件	27件	－
	排せつ管理支援用具	計画値	2,100件	2,150件	2,200件
		実績値	2,236件	2,346件	－
	居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	計画値	2件	2件	2件
		実績値	6件	0件	－
	計	計画値	2,160件	2,218件	2,276件
		実績値	2,291件	2,411件	－
地域活動支援センター（Ⅰ型）		計画値	1か所	1か所	1か所
			2,500人	2,500人	2,500人
		実績値	1か所	1か所	－
			3,258人	3,499人	－



(2) その他事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
巡回入浴サービス事業		計画値	11人	11人	11人
		実績値	10人	11人	—
		計画値	850回	850回	850回
		実績値	648回	762回	—
手話通訳者養成事業	上級	計画値	20人	20人	20人
	応用		10人	10人	10人
	上級	実績値	17人	6人	—
	応用		9人	10人	—
自動車運転免許取得費助成事業		計画値	2人	2人	2人
		実績値	1人	2人	—
自動車改造費助成事業		計画値	2人	2人	2人
		実績値	1人	2人	—



第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要

第1節 基礎調査

1 調査目的

第5期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害のある人の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

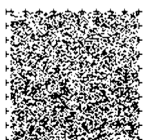
- ・調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、市内で在宅生活を送っている方2,000人（18歳以上の方については無作為抽出、18歳未満の方については全数）
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成28年11月8日～11月22日

3 調査内容（項目）

①回答者、ご本人	5問
②障害の状況	3問
③医療や介助の状況	5問
④相談や福祉情報	4問
⑤日中活動や仕事	7問
⑥スポーツ・運動	3問
⑦保育・教育・療育※	4問
⑧住まい	4問
⑨外出	2問
⑩福祉サービスの利用	2問
⑪権利擁護※・障害理解	5問
⑫災害対策	3問
⑬市の障害者施策（自由意見含む）	2問
合 計	49問

4 回収結果

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
2,000	1,041	52.1%



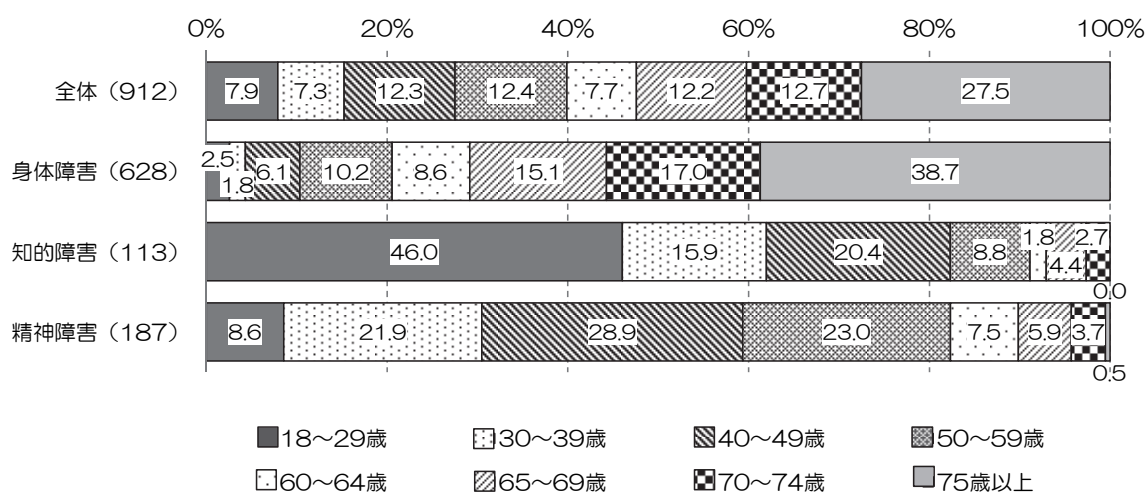
5 調査結果のまとめ

(1) 本人の状況

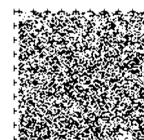
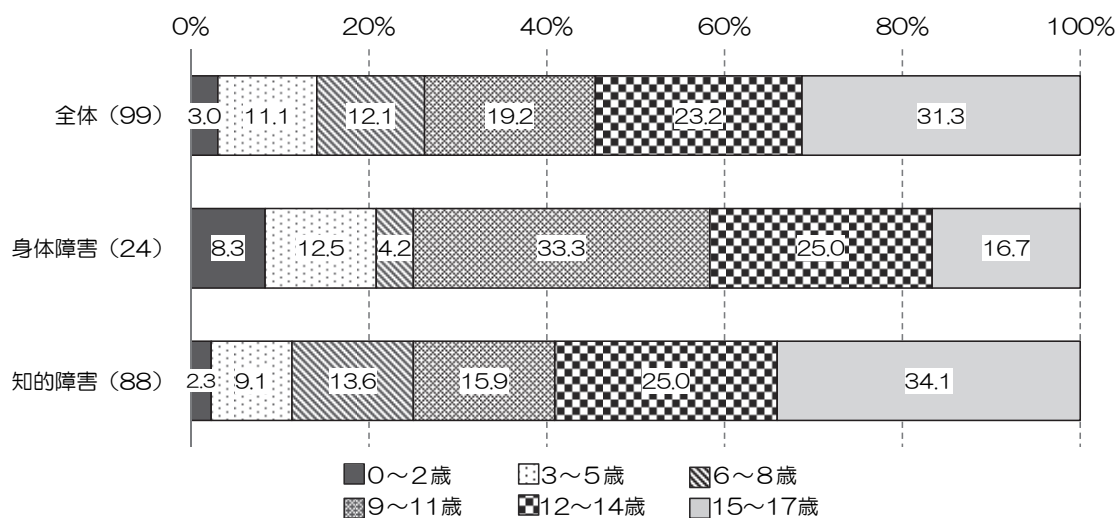
①年齢

- 身体障害の18歳以上では「75歳以上」(38.7%) が最も多く、70歳以上でみると半数以上を占めています。18歳未満では、「9～11歳」(33.3%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「18～29歳」(46.0%) が最も多く、18歳未満では、「15～17歳」(34.1%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「40～49歳」(28.9%) が最も多く、次いで「50～59歳」(23.0%)、「30～39歳」(21.9%) となっています。

(18歳以上)

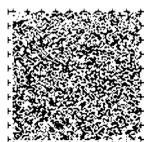
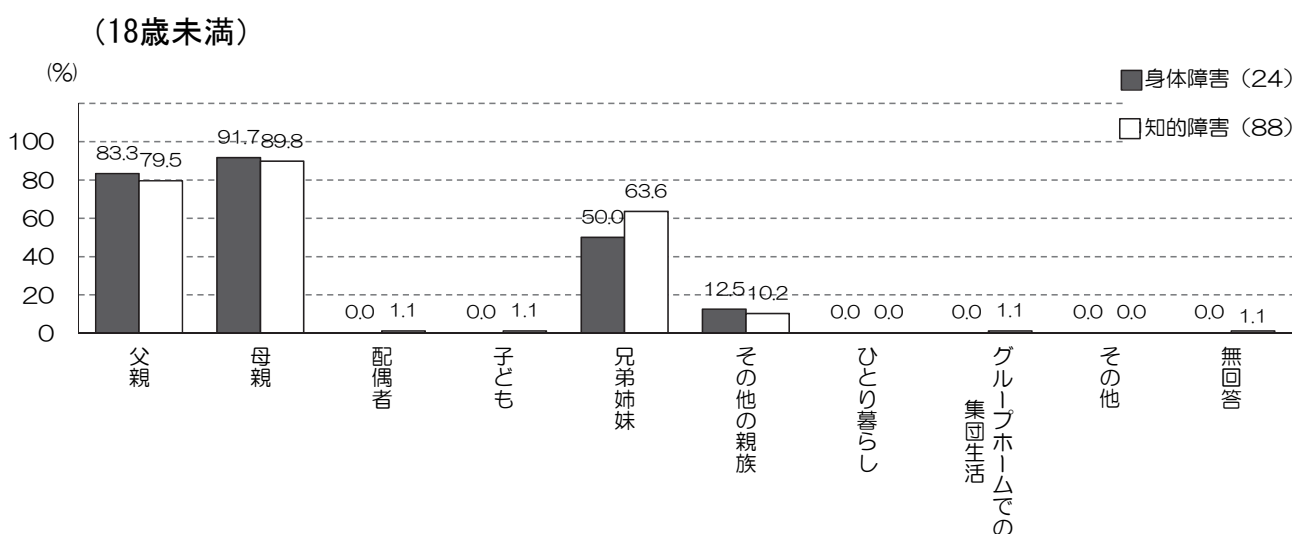
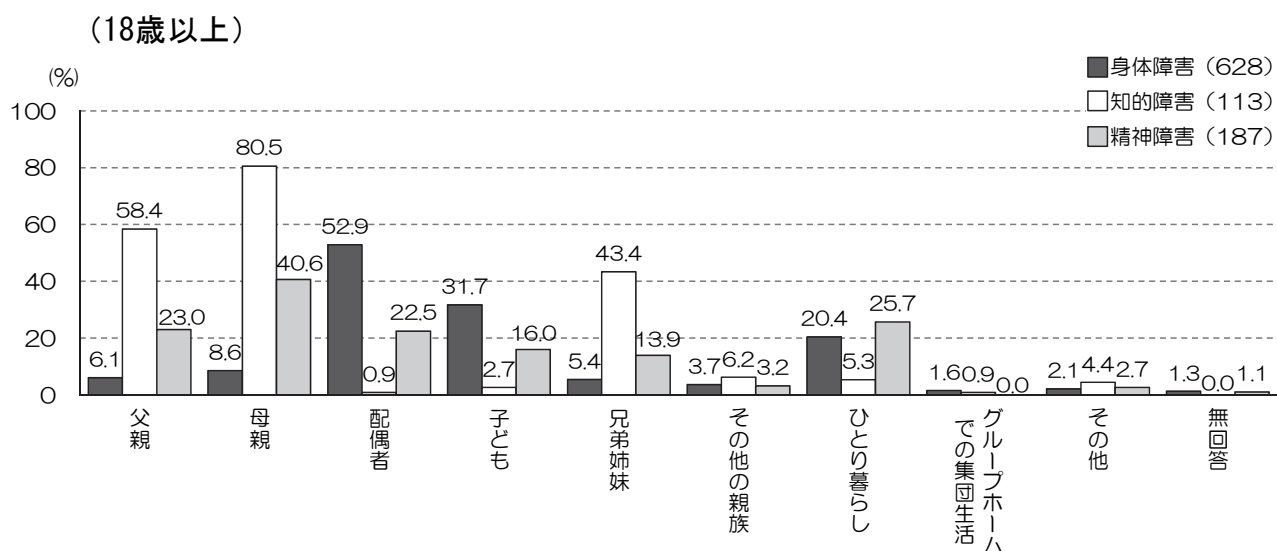


(18歳未満)



②世帯構成

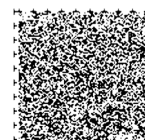
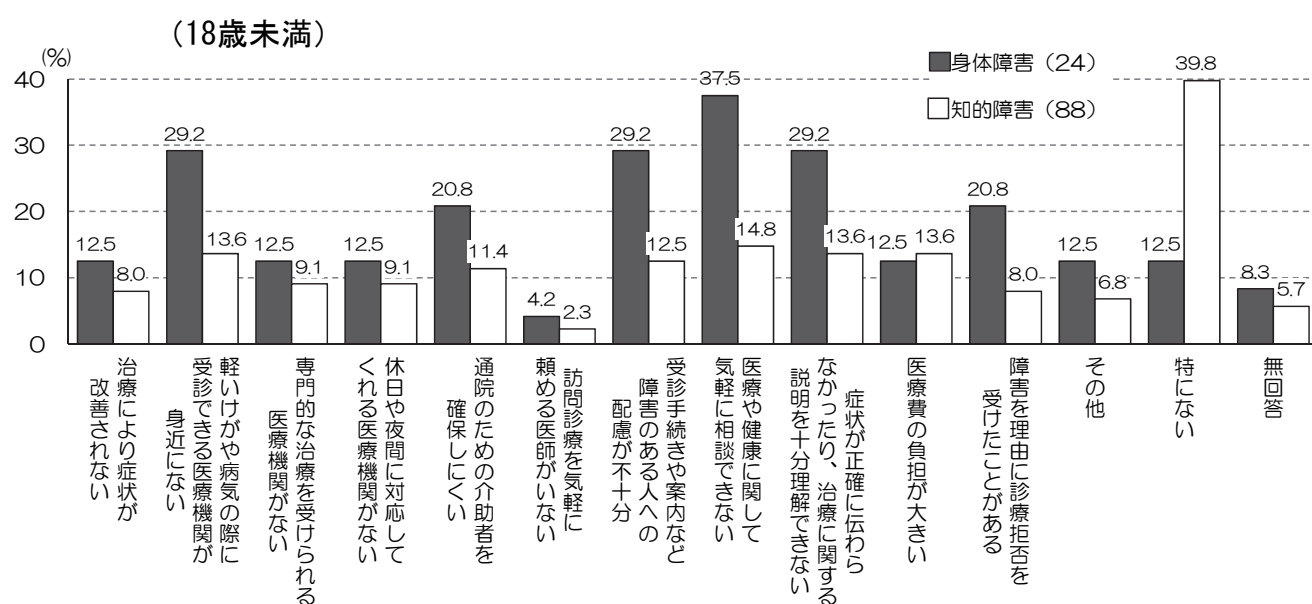
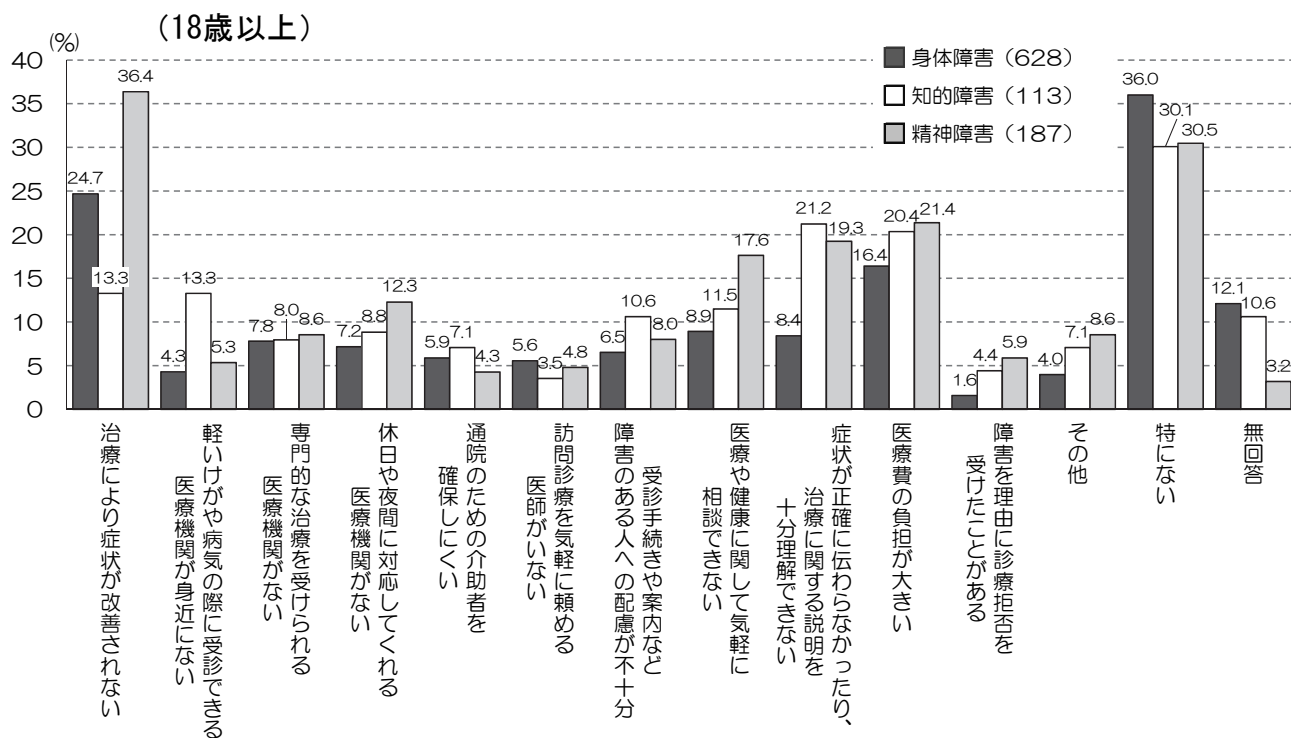
- 身体障害の18歳以上では「配偶者」(52.9%) が最も多く、次いで「子ども」(31.7%)、「ひとり暮らし」(20.4%) となっています。18歳未満では、「母親」(91.7%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「母親」(80.5%) が最も多く、次いで「父親」(58.4%)、「兄弟姉妹」(43.4%) と、家族の占める割合が多くなっています。18歳未満では、「母親」(89.8%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「母親」(40.6%) が最も多く、次いで「ひとり暮らし」(25.7%)、「父親」(23.0%) となっています。



(2) 医療や介助の状況について

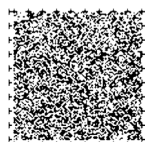
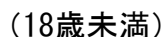
①医療を受ける際に困っていること

- ・身体障害の18歳以上では「特になし」(36.0%) が最も多くなっています。18歳未満では、「医療や健康に関して気軽に相談できない」(37.5%) が最も多くなっています。
- ・知的障害では全ての年齢層で「特になし」が最も多くなっています。
- ・精神障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(36.4%) が最も多くなっています。



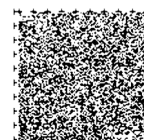
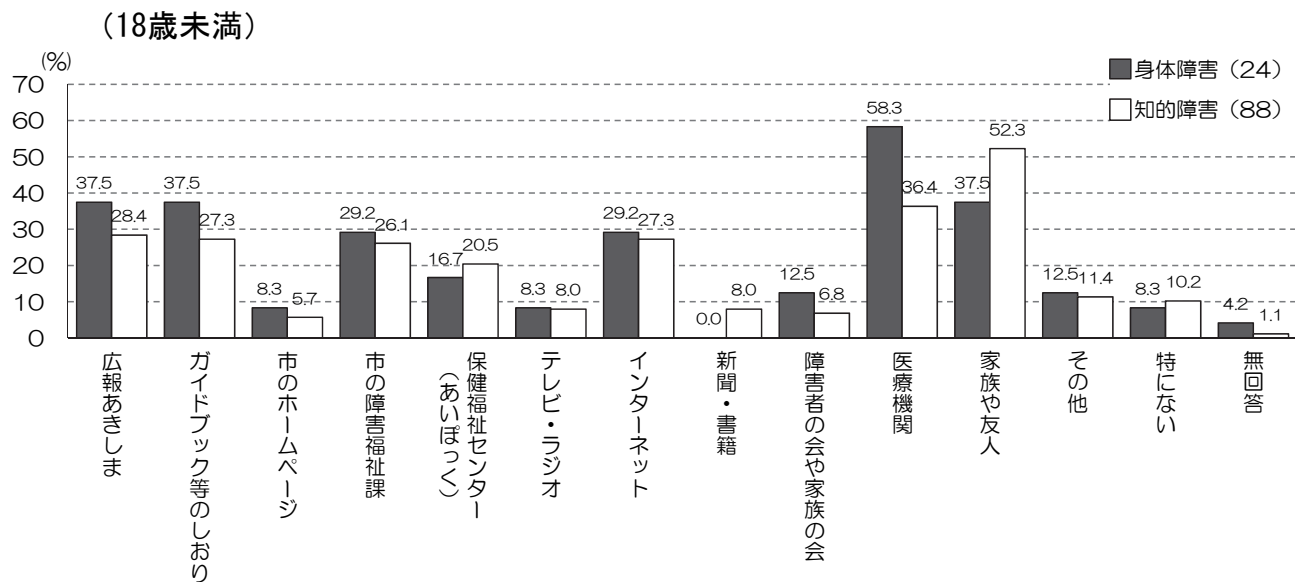
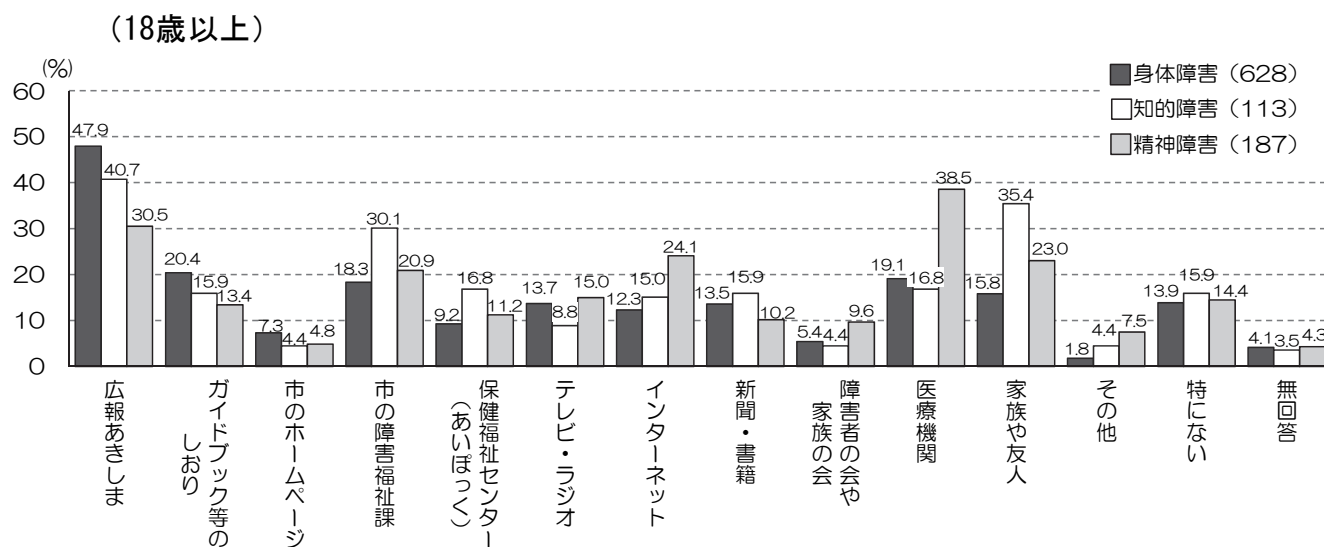
①市役所等の公的な相談窓口に望むこと

- (18歳以上)



②福祉に関する情報の入手方法

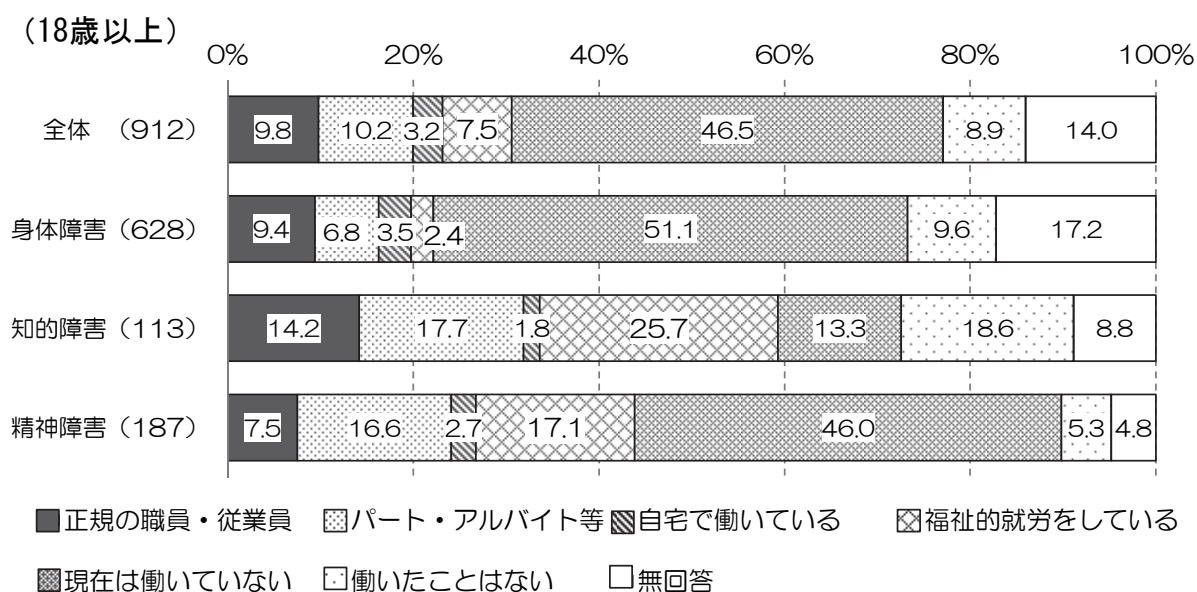
- 身体障害、知的障害の18歳以上では「広報あきしま」がそれぞれ（47.9%）（40.7%）と最も多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「医療機関」（58.3%）が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「家族や友人」（52.3%）が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「医療機関」（38.5%）が最も多くなっています。



(4) 日中活動や仕事について

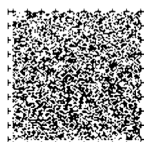
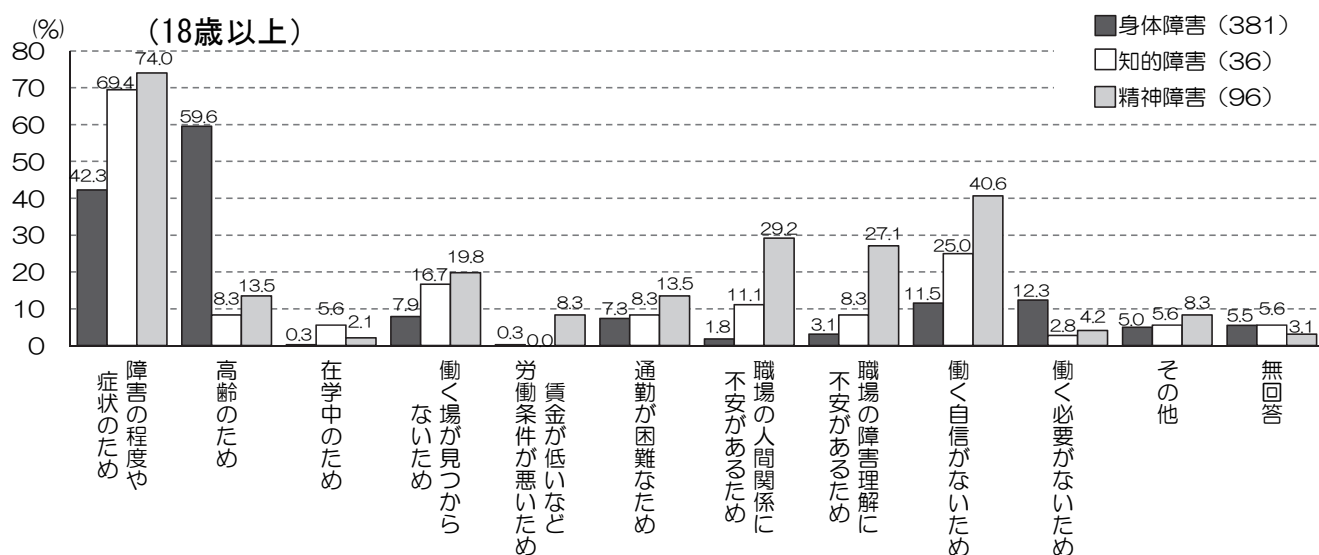
①現在の就労状況

- ・身体障害、精神障害では「現在は働いていない」が約半数を占めています。
- ・知的障害では「福祉的就労をしている」(25.7%) が最も多く、「働いたことはない」(18.6%)、「パート・アルバイト等」(17.7%) も他より多くなっています。
- ・精神障害では「福祉的就労をしている」(17.1%)、「パート・アルバイト等」(16.6%) が他より多くなっています。



②働いていない理由

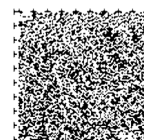
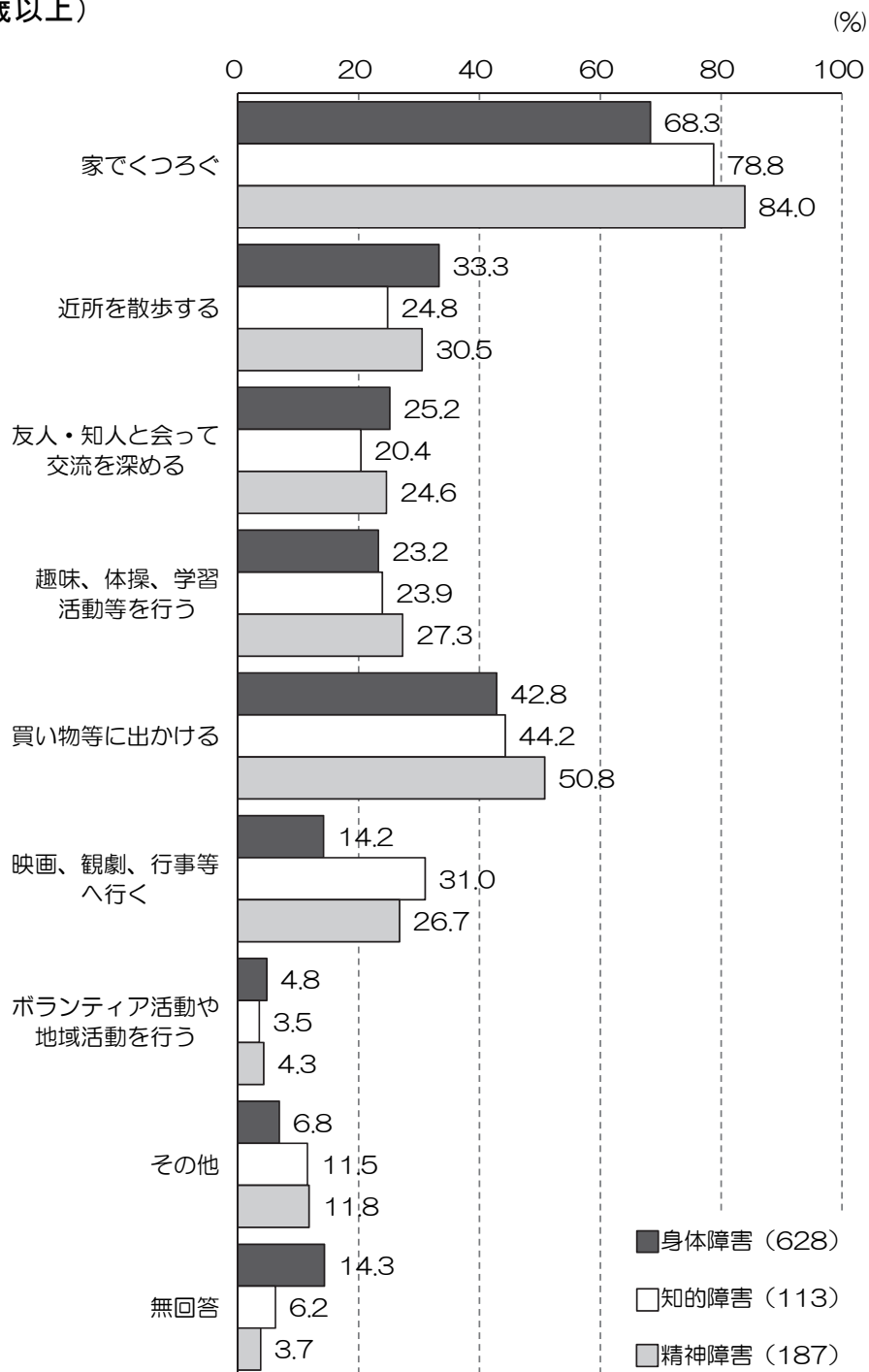
- ・身体障害では「高齢のため」(59.6%) が最も多く、知的障害と精神障害では「障害の程度や症状のため」がそれぞれ約7割を占めています。



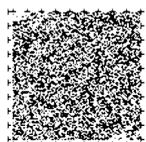
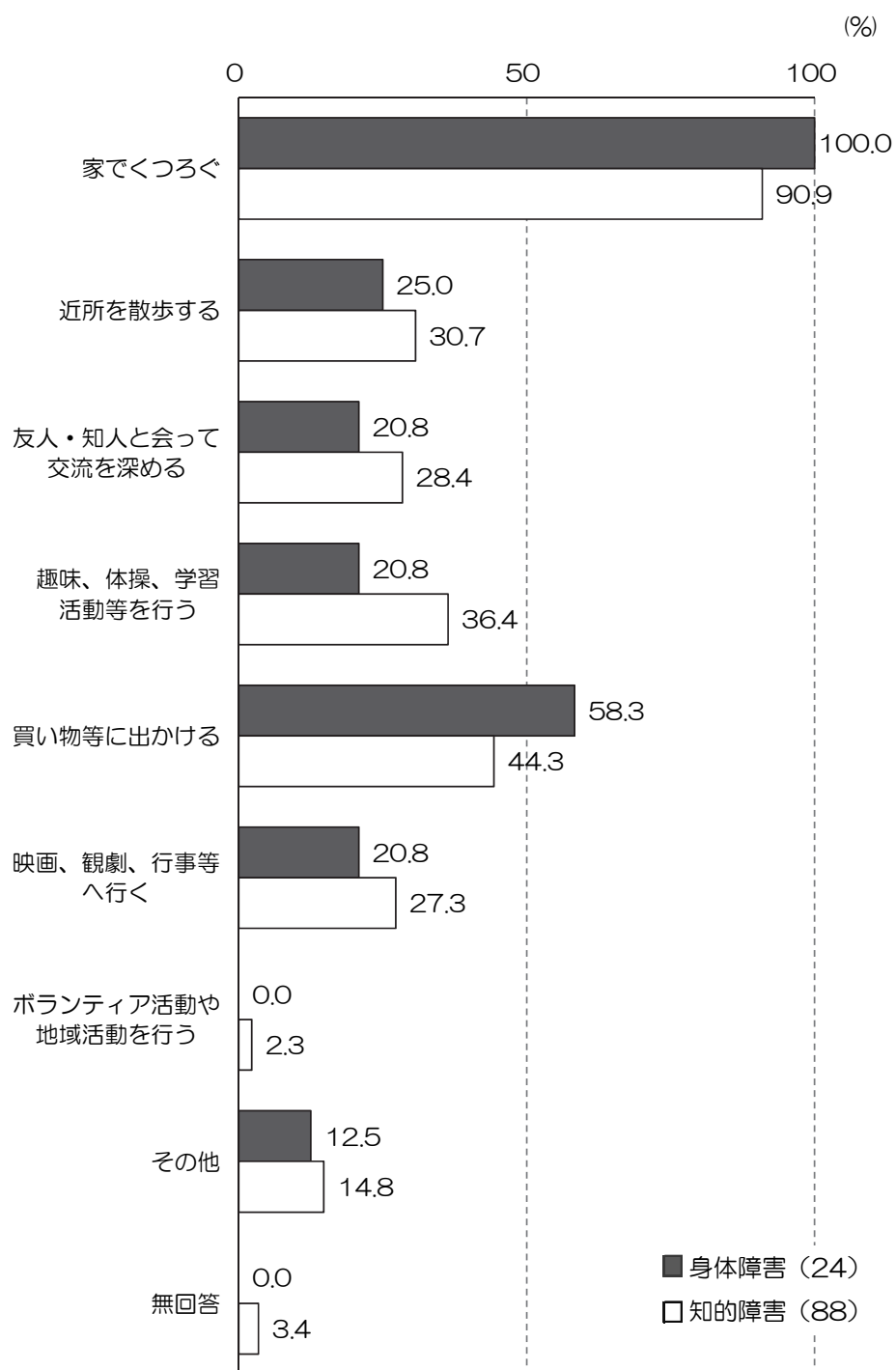
③自由な時間の過ごし方

- 全ての障害の全ての年齢層で「家でくつろぐ」が最も多く、次に「買い物等に出かける」が4割以上を占めています。

(18歳以上)



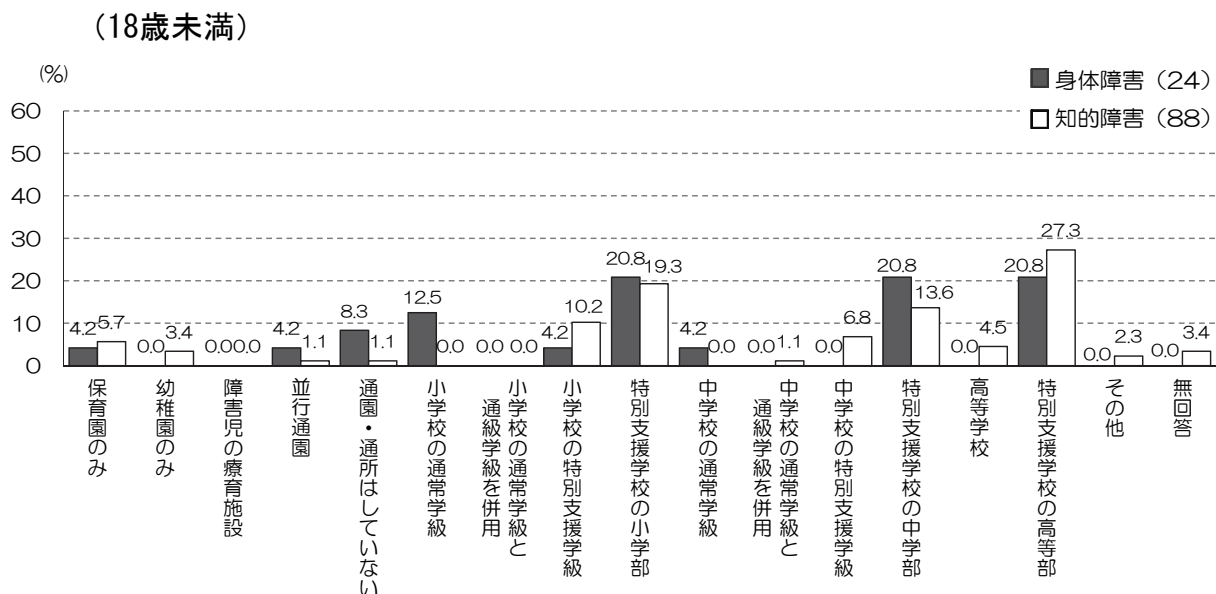
(18歳未満)



(5) 保育・教育・療育について

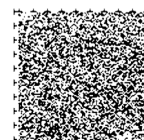
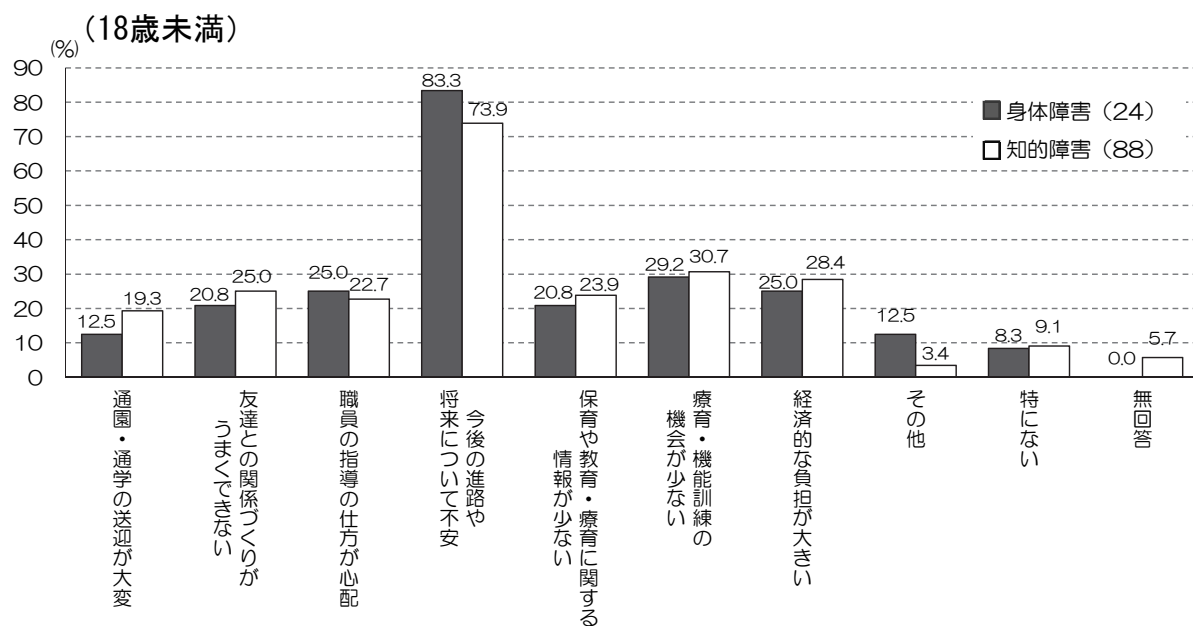
①通園・通学の状況

- ・身体障害では「特別支援学校の小学部」、「特別支援学校の中学部」、「特別支援学校の高等部」（ともに20.8%）が多くなっています。
- ・知的障害では、「特別支援学校の高等部」（27.3%）が最も多くなっています。



②通園・通学や学校生活で困っていること

- ・身体障害、知的障害では「今後の進路や将来について不安」が7割以上を占めています。
- ・身体障害、知的障害ともに「療育・機能訓練の機会が少ない」が3割前後となっています。

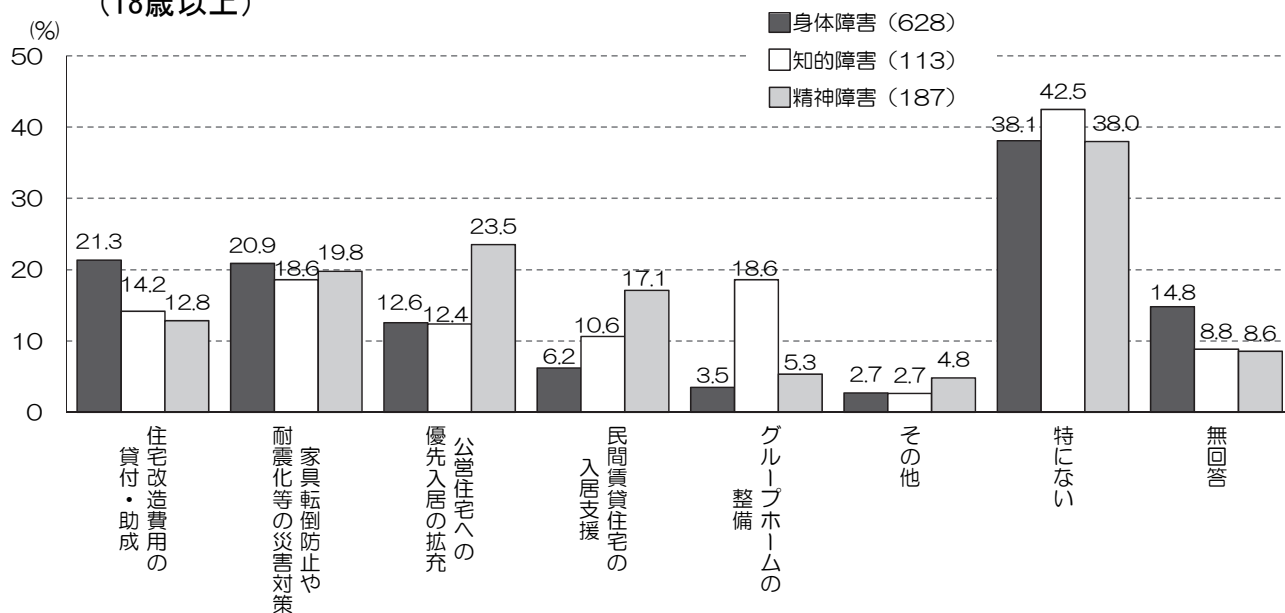


(6) 住まいについて

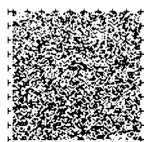
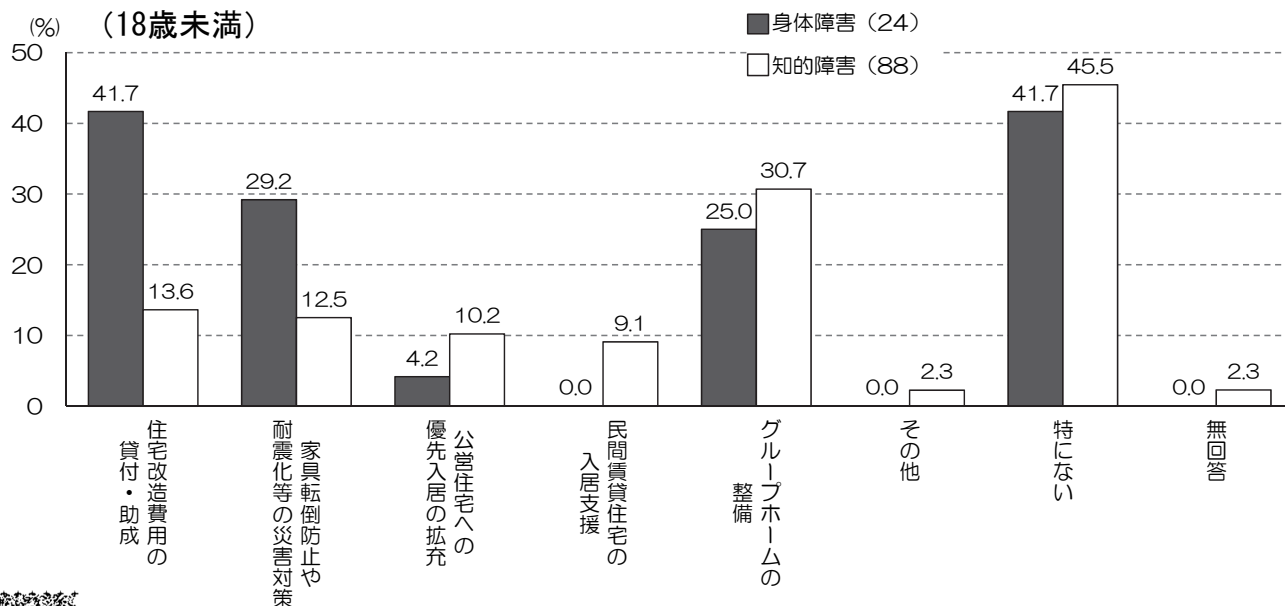
①住まいに関する必要な支援

- 全ての障害の全ての年齢層で「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「住宅改造費用の貸付・助成」(21.3%)、知的障害では「家具転倒防止や耐震化等の災害対策」(18.6%)、「グループホームの整備」(ともに18.6%)、精神障害では「公営住宅への優先入居の拡充」(23.5%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「住宅改造費用の貸付・助成」「特にない」(ともに41.7%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「特にない」(45.5%)が他の支援と比べて多くなっています。

(18歳以上)

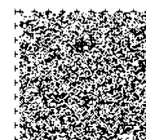
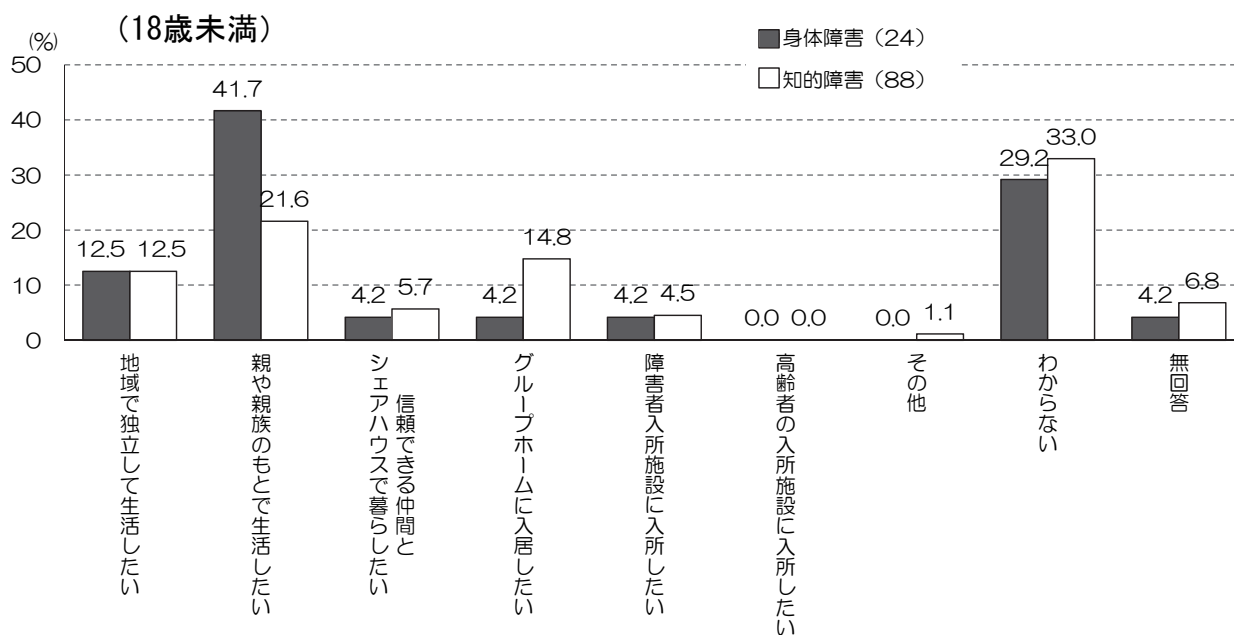
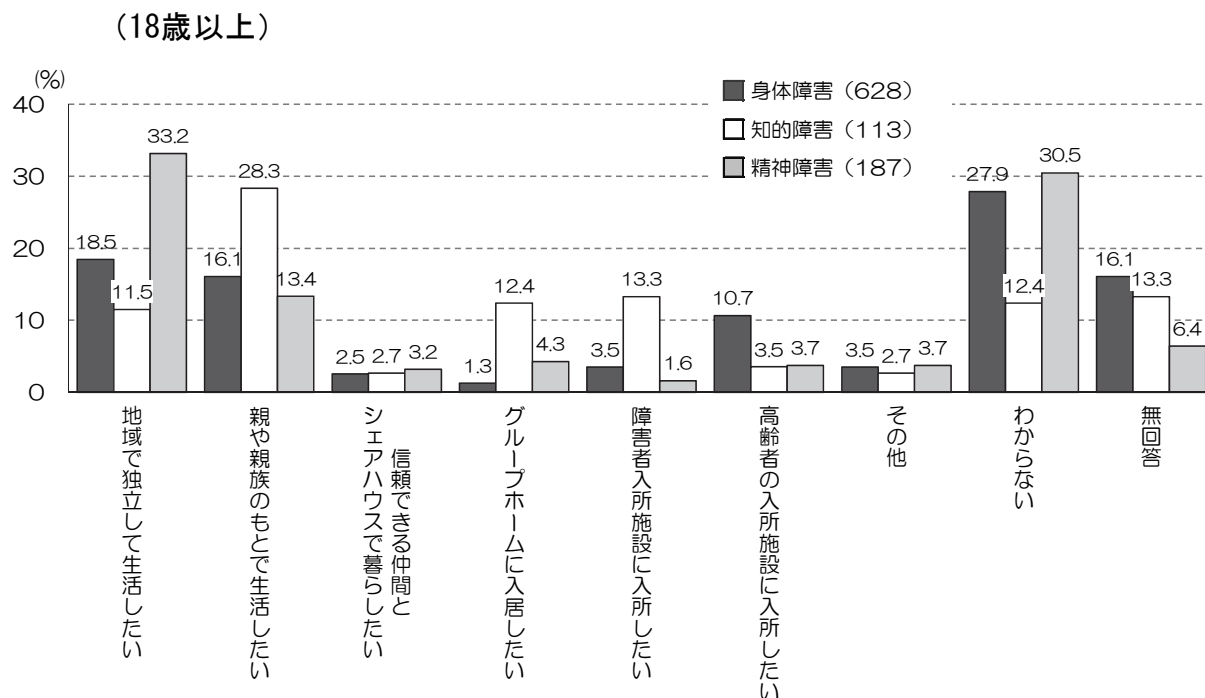


(18歳未満)



②将来の生活について

- 身体障害の18歳以上では「わからない」(27.9%) が最も多くなっています。18歳未満では「親や親族のもとで生活したい」(41.7%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「親や親族のもとで生活したい」(28.3%) が最も多くなっています。18歳未満では「わからない」(33.0%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「地域で独立して生活したい」(33.2%) が最も多くなっています。

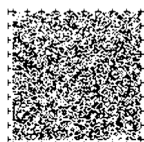
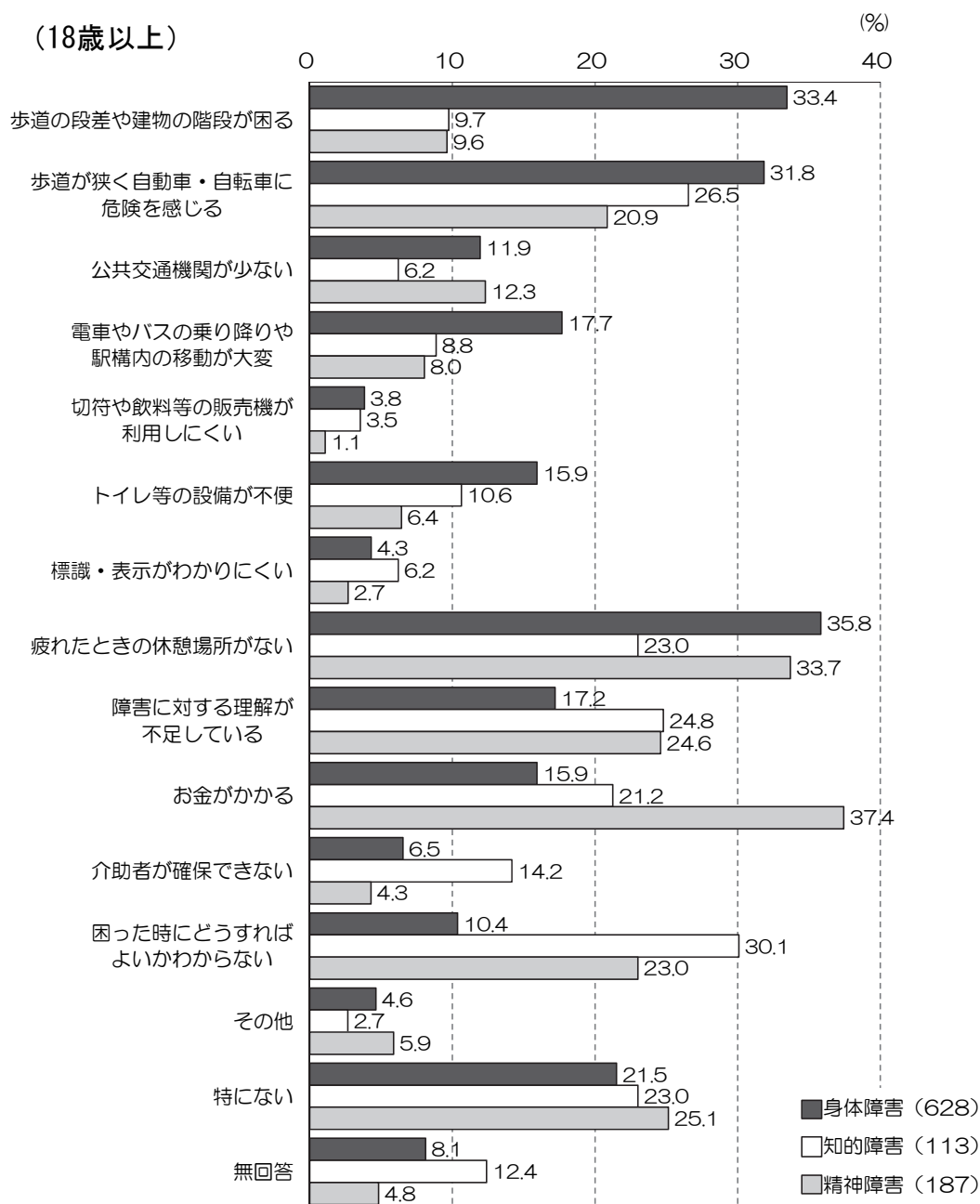


(7) 外出について

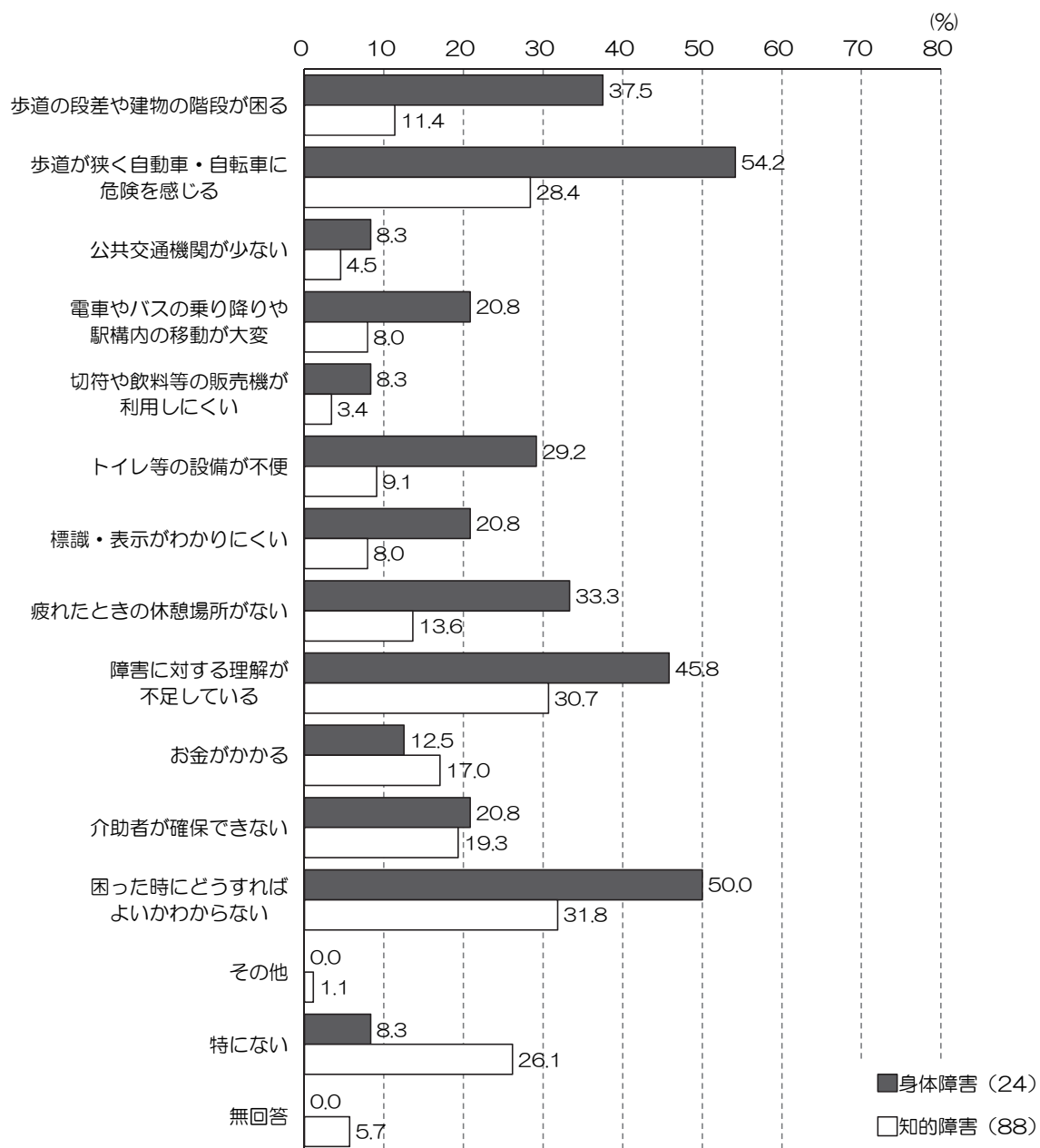
①外出に関して困っていること

- 身体障害の18歳以上では「疲れたときの休憩場所がない」(35.8%)が最も多く、次いで「歩道の段差や建物の階段が困る」(33.4%)となっています。18歳未満では「歩道が狭く自動車・自転車に危険を感じる」(54.2%)が最も多くなっています。
- 知的障害ではどの年齢層でも「困った時にどうすればよいかわからない」が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「お金がかかる」(37.4%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

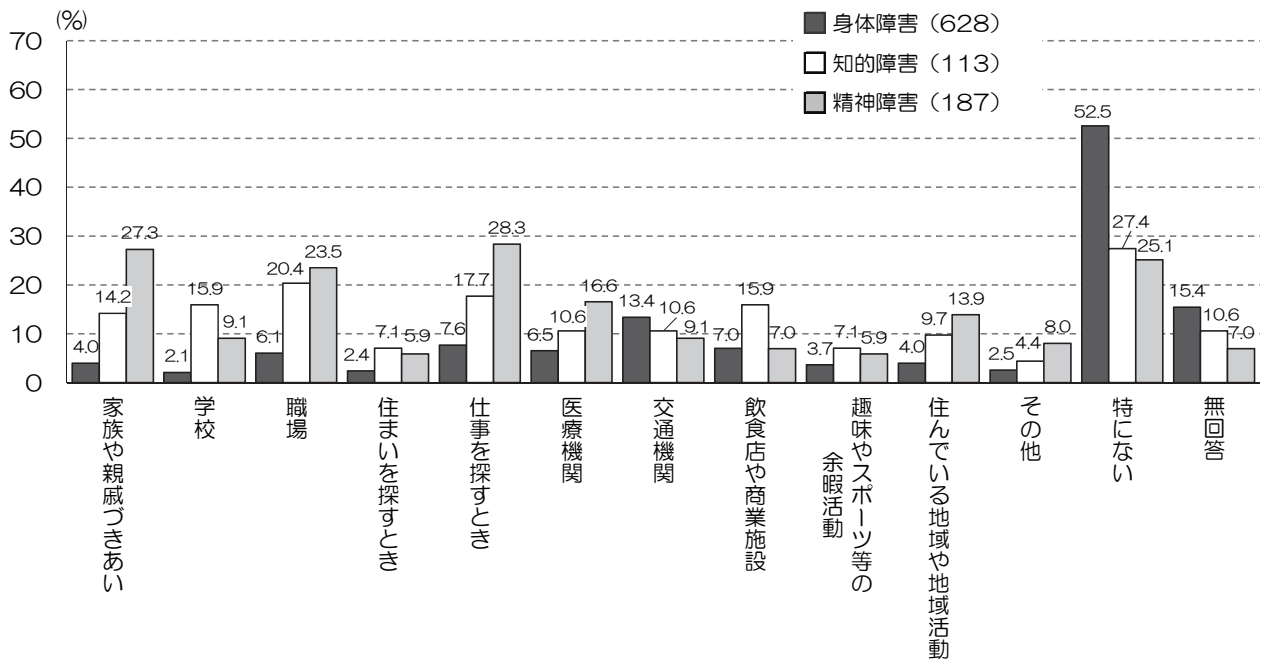


(8) 権利擁護・障害理解について

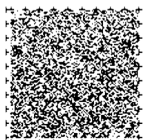
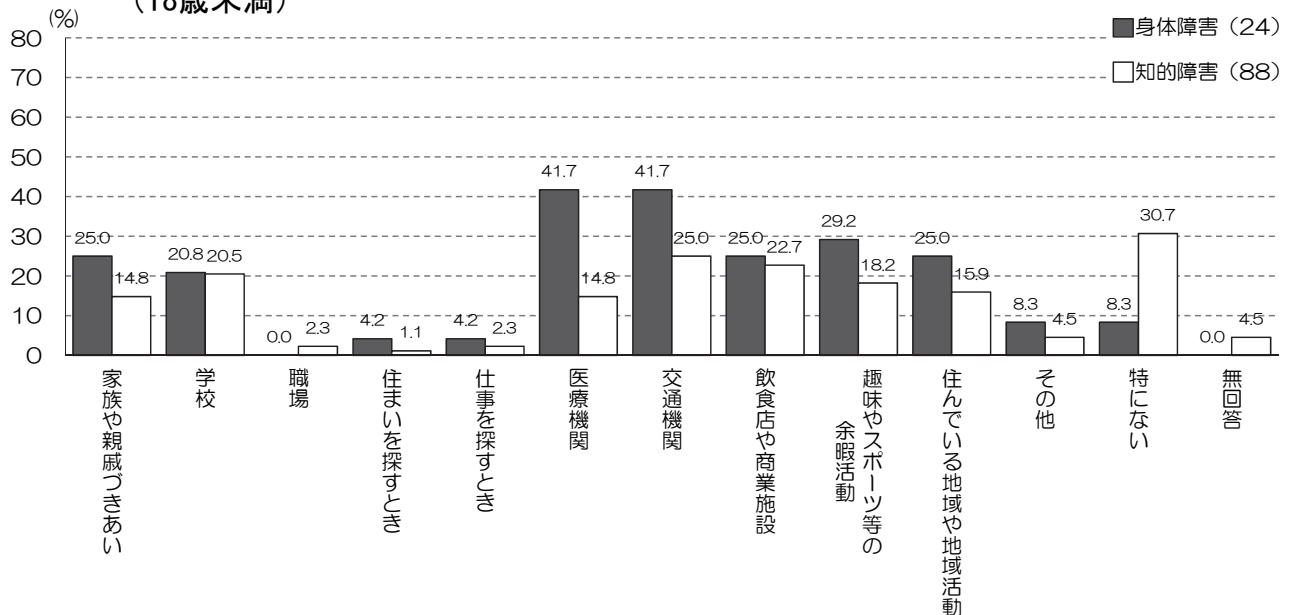
①障害を理由に差別を受けていると感じた場面

- ・身体障害及び知的障害の18歳以上では「特にない」がそれぞれ(52.5%)(27.4%)と最も多くなっています。精神障害の18歳以上では「仕事を探すとき」(28.3%)が最も多くなっています。
- ・身体障害の18歳未満では「医療機関」「交通機関」(ともに41.7%)が最も多く、知的障害の18歳未満では「特にない」(30.7%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)

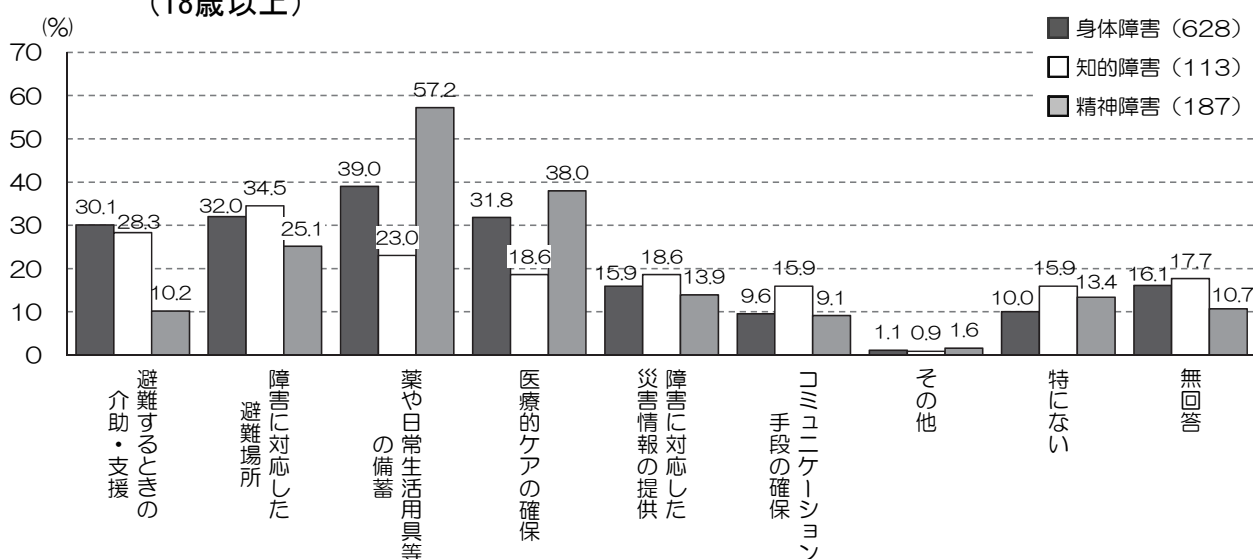


(9) 災害対策について

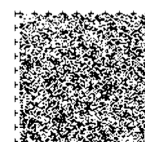
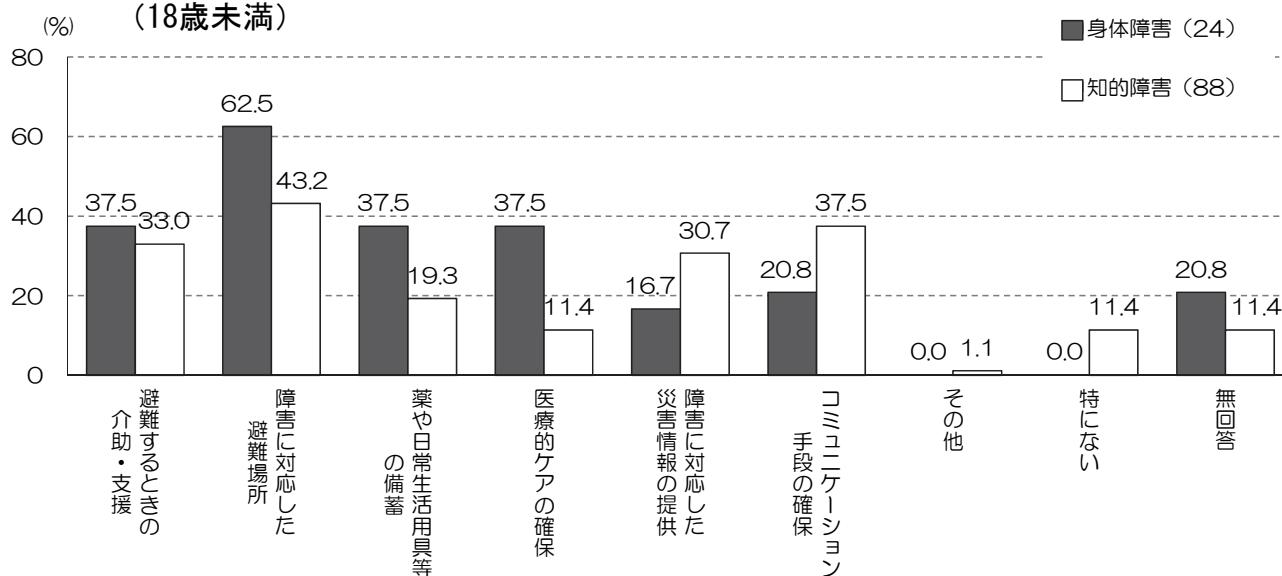
①災害時に必要な支援

- 身体障害の18歳以上では「薬や日常生活用具等の備蓄」、「障害に対応した避難場所」、「医療的ケアの確保」、「避難するときの介助・支援」の順に高く、それぞれ3割以上となっています。18歳未満では「障害に対応した避難場所」(62.5%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「障害に対応した避難場所」(34.5%)が最も多くなっています。18歳未満も「障害に対応した避難場所」(43.2%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「薬や日常生活用具等の備蓄」(57.2%)が特に多く、次いで「医療的ケアの確保」(38.0%)となっています。

(18歳以上)



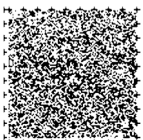
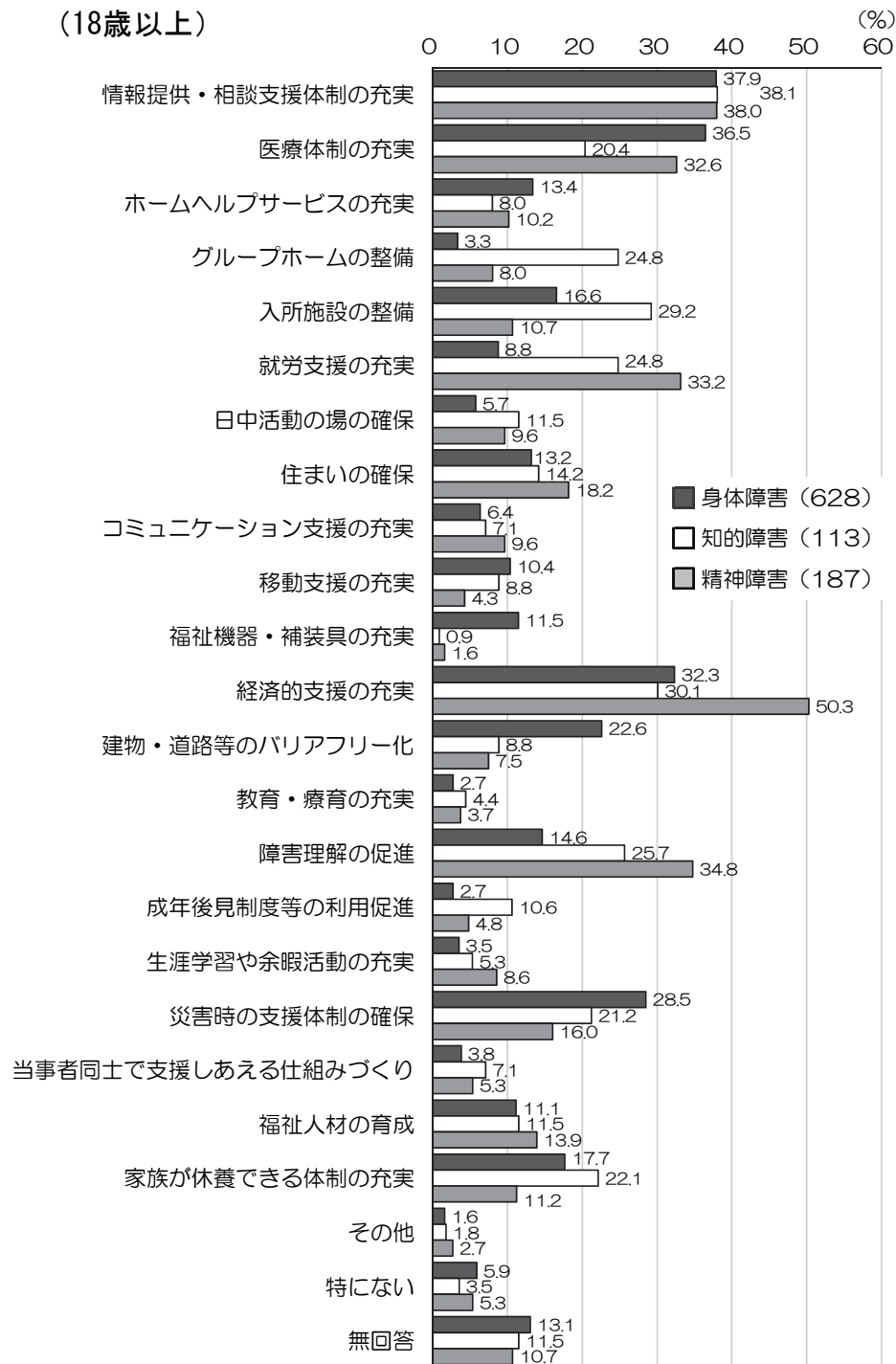
(18歳未満)



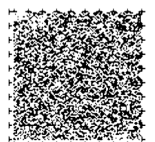
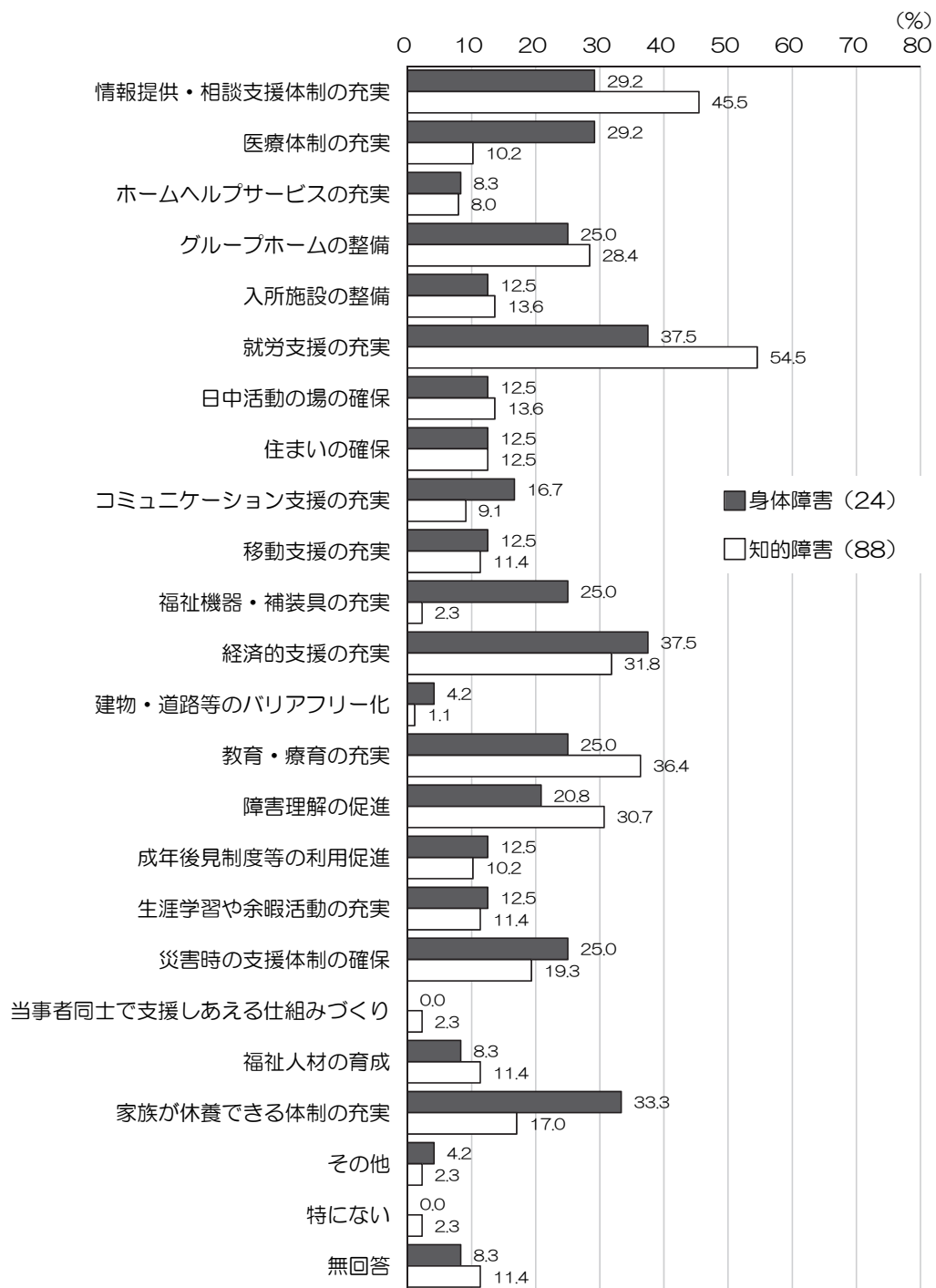
(10) 障害者施策について

①地域で暮らすうえで市が重点的に取り組むべき施策

- ・精神障害の18歳以上では特に「経済的支援の充実」(50.3%)が他と比べて多くなっています。
- ・全ての障害の18歳以上では「情報提供・相談支援体制の充実」4割近くを占めて多くなっています。
- ・全ての障害の18歳未満において「就労支援の充実」が最も多くなっています。



(18歳未満)



第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査

1 調査目的

第5期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

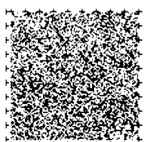
- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所（29事業所（配布数 39））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成29年4月～5月

3 調査内容（項目）

①事業所の概要	2問
②事業運営の概要	7問
③サービスの提供	6問
④利用者本位のしくみづくり	5問
⑤自由意見	1問
合 計	21問

4 回収結果

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
39	33	84.6%

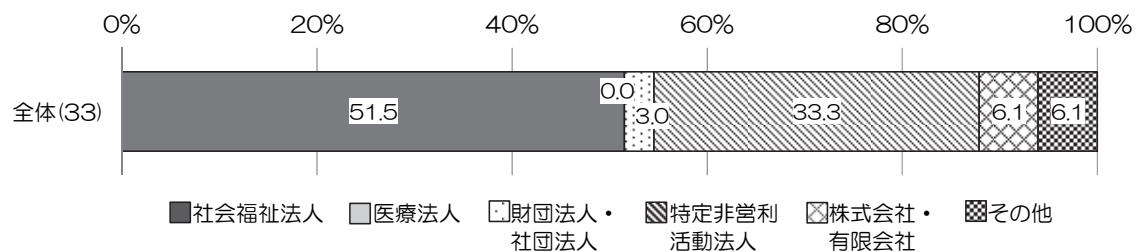


5 調査結果のまとめ

(1) 事業所の概要について

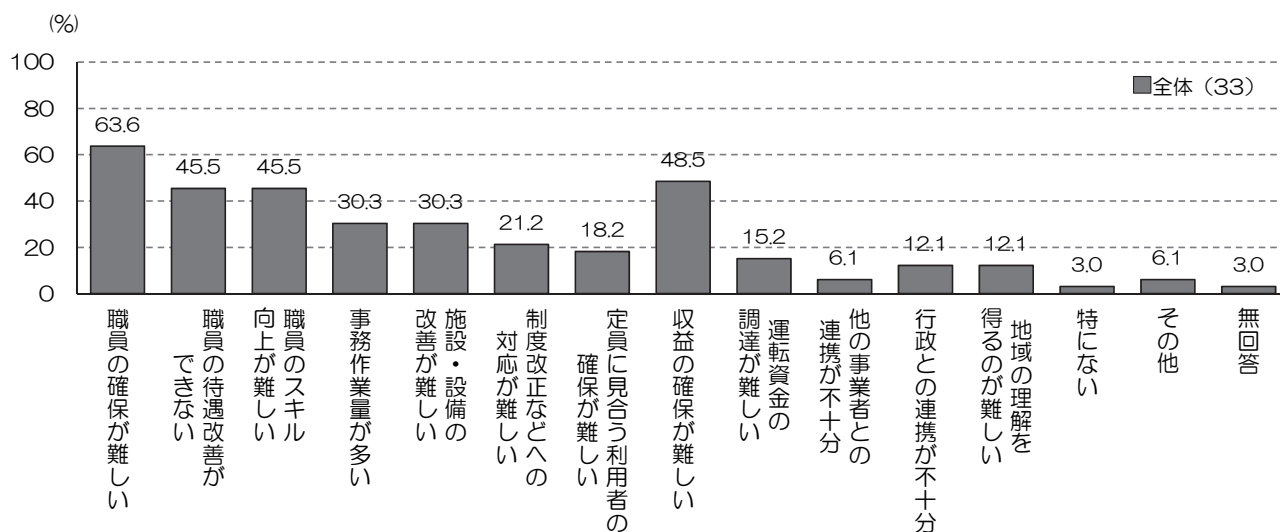
①法人種別

・「社会福祉法人」が全体の半数以上を占めています。



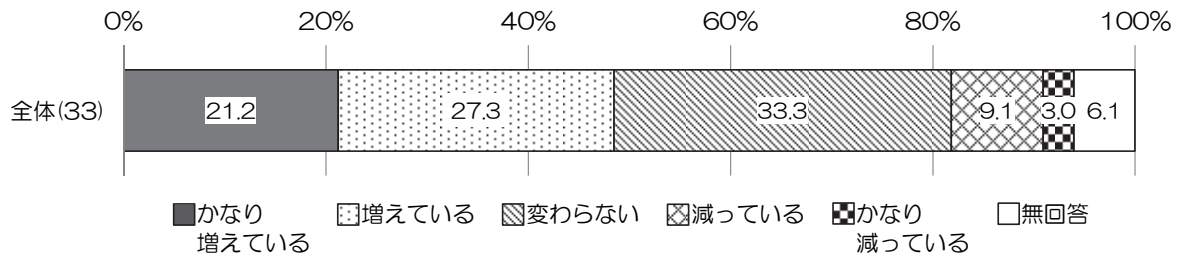
②経営上の問題

・「職員の確保が難しい」(63.6%)が最も多く、次いで「収益の確保が難しい」(48.5%)となっています。



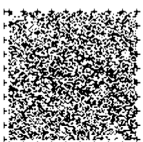
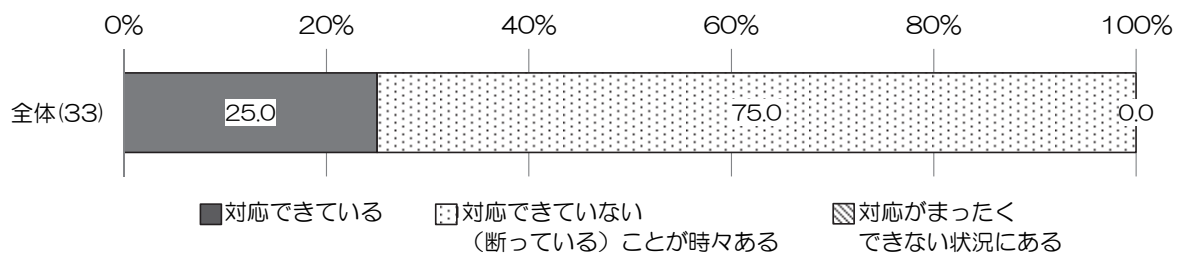
③新規サービス依頼者数の動向

- 「変わらない」(33.3%)が最も多く、次いで「増えている」(27.3%)、「かなり増えている」(21.2%)となっています。



④新規サービス依頼者数への対応

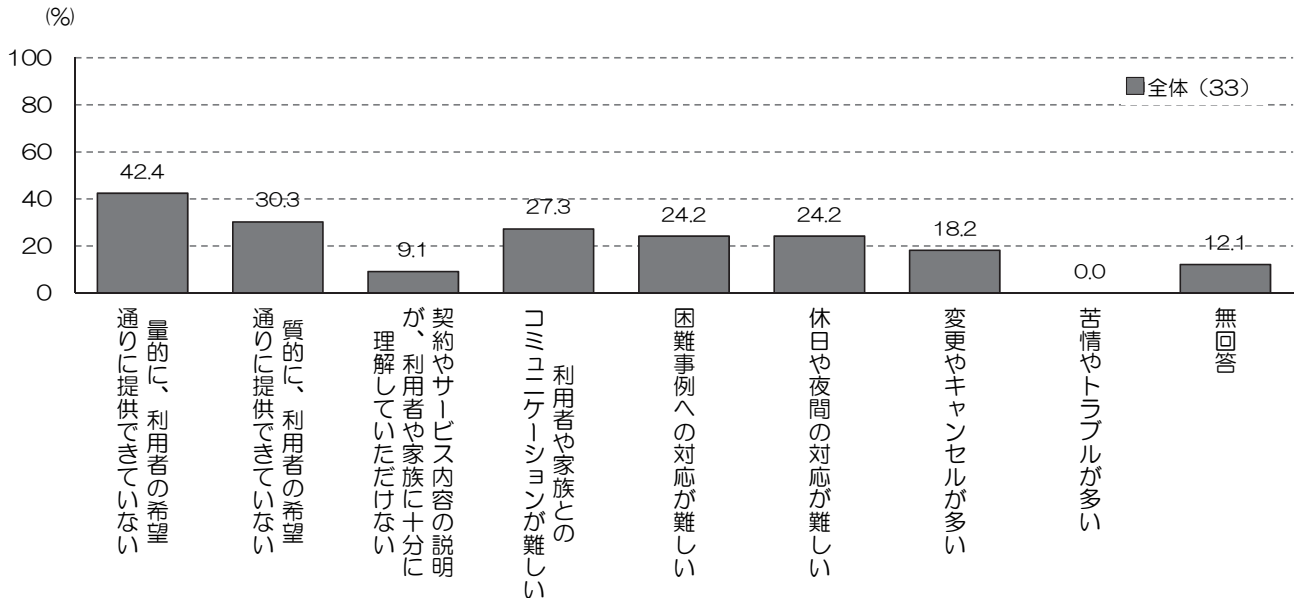
- 「対応できていない（断っている）ことが時々ある」(75.0%)が最も多く、大半を占めています。



（２）サービスの提供について

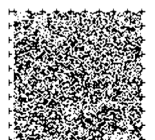
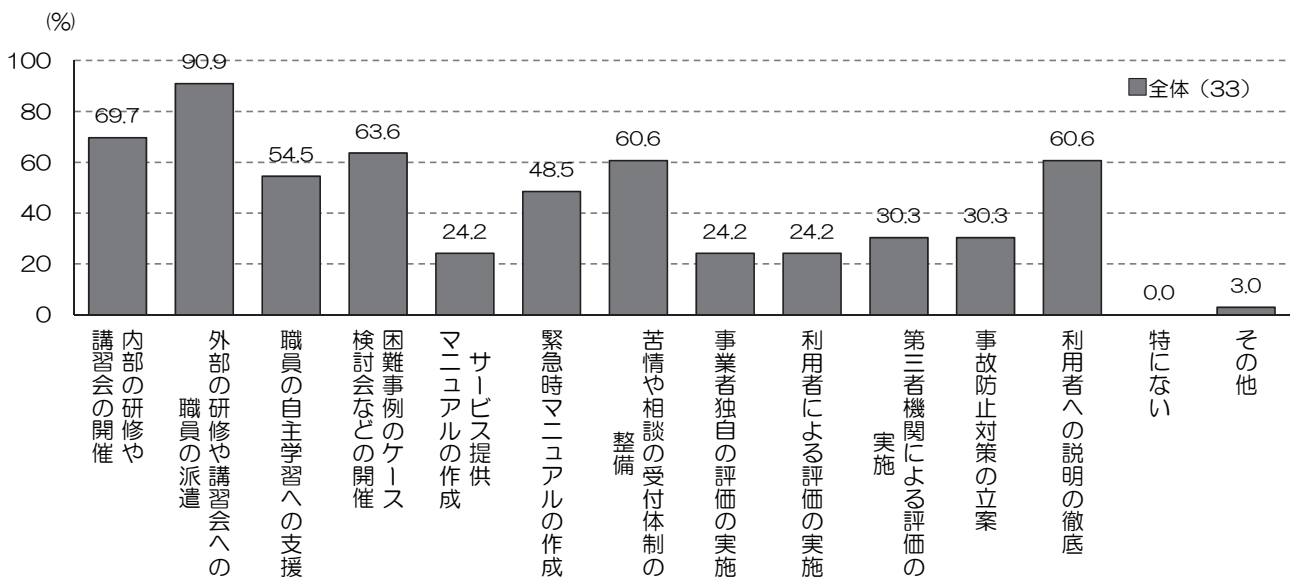
①サービスを提供する上での課題

- ・「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」（42.4％）が最も多く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」（30.3％）となっています。



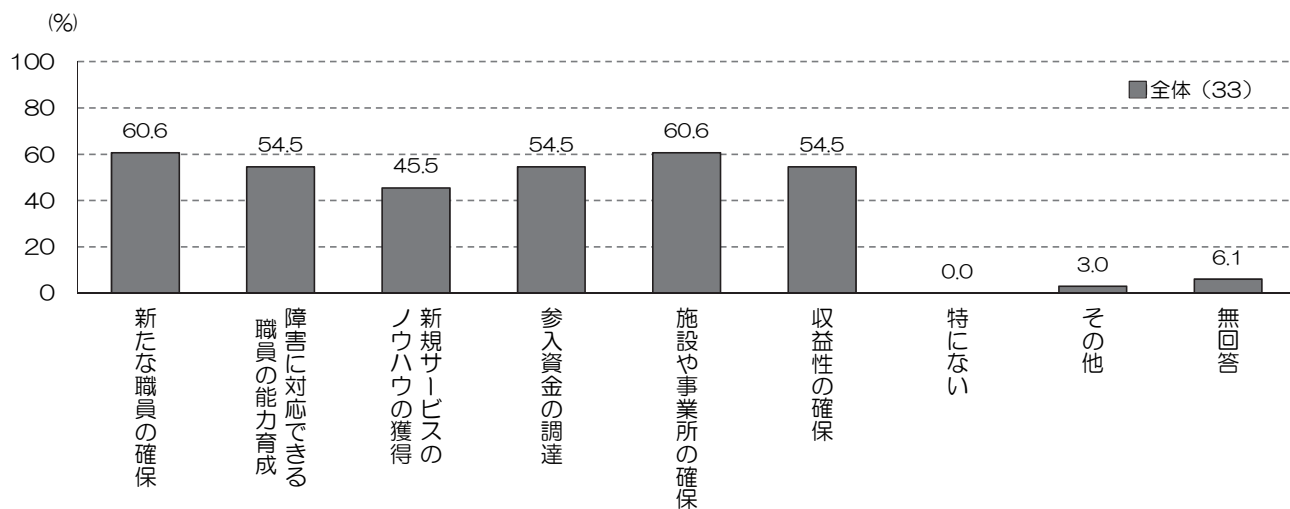
②サービス向上のために行っている取り組み

- ・「外部の研修や講習会への職員の派遣」（90.9％）が最も多く、次いで「内部の研修や講習会の開催」（69.7％）となっています。



③新規サービスに参入する上での課題

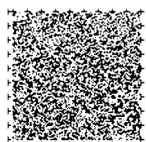
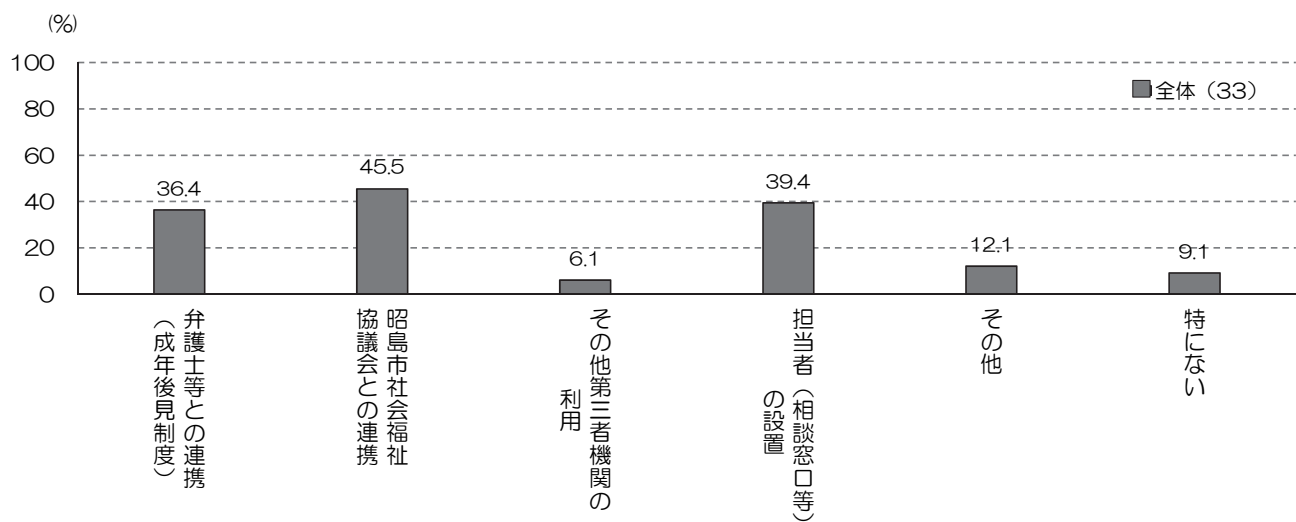
- ・「新たな職員の確保」、「施設や事業所の確保」（ともに60.6%）が最も多く、ほぼ全ての項目で半数以上を占めています。



（3）利用者本位のしくみづくりについて

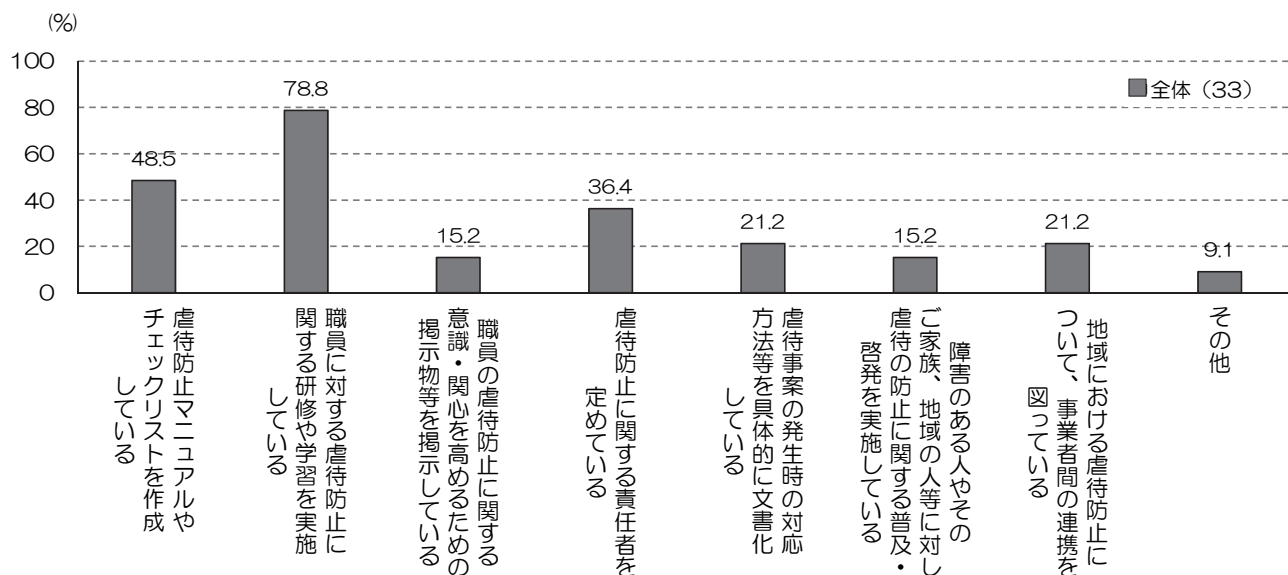
①権利擁護について実施していること

- ・「昭島市社会福祉協議会との連携」（45.5%）が最も多く、次いで「担当者（相談窓口等）の設置」（39.4%）、「弁護士等との連携（成年後見制度）」（36.4%）となっています。



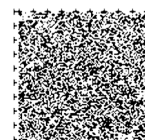
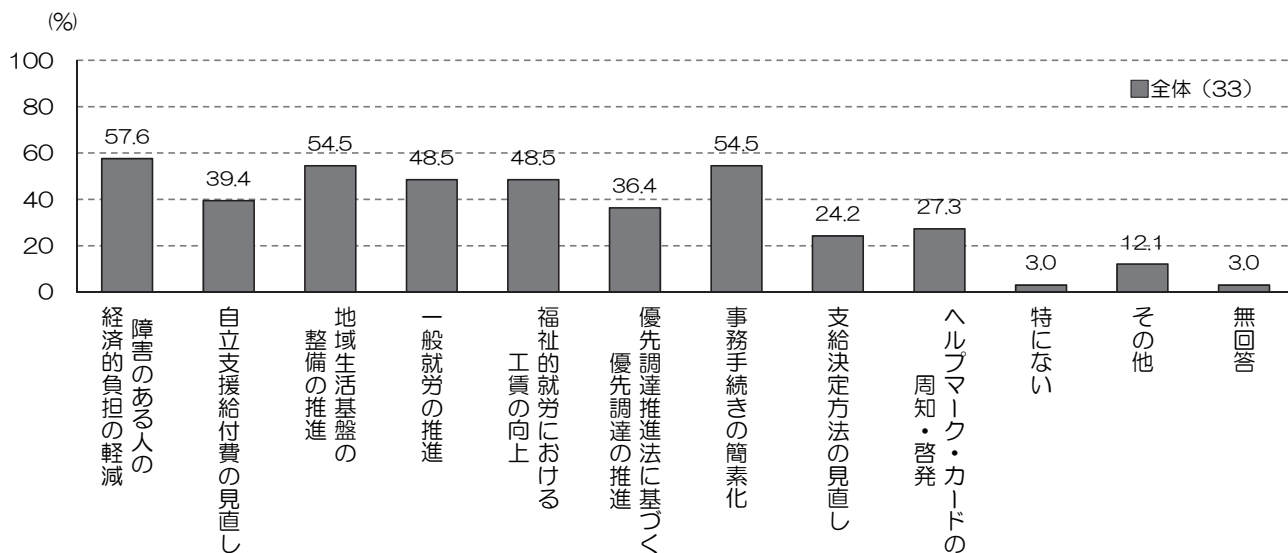
②虐待防止に向けて実施していること

- ・「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」(78.8%) が最も多く、次いで「虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している」(48.5%) となっています。



③今後の障害福祉施策に期待していること

- ・「障害のある人の経済的負担の軽減」(57.6%) が最も多く、次いで「地域生活基盤の整備の推進」、「事務手続きの簡素化」(54.5%) となっています。



第3節 障害福祉団体アンケート調査

1 調査目的

第5期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害福祉団体の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

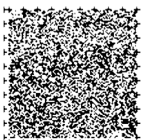
- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉団体（8団体（配布数 8））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成29年4月～5月

3 調査内容（項目）

①団体の概要	6問
②障害福祉施策	8問
③自由意見	1問
合 計	15問

4 回収結果

配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
8	7	87.5%

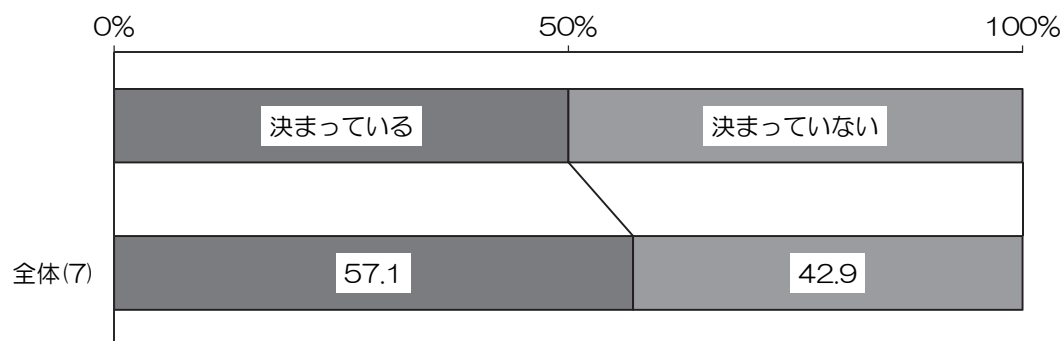


5 調査結果のまとめ

(1) 団体の概要について

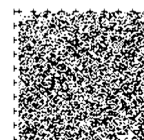
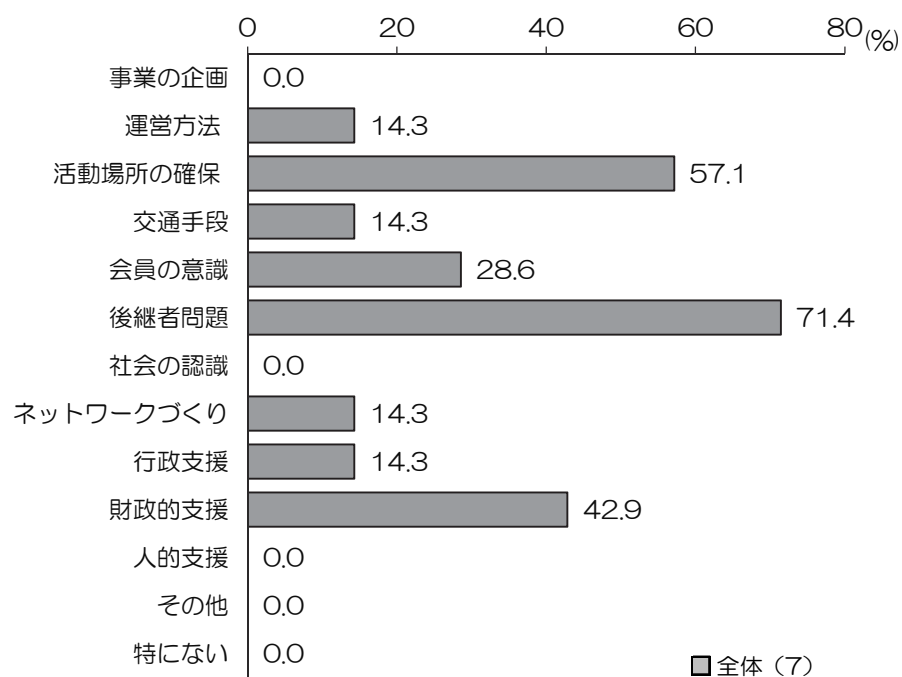
①主な活動場所

- ・「決まっていない」(42.9%) が4割以上となっています。



②活動する上で困っていること

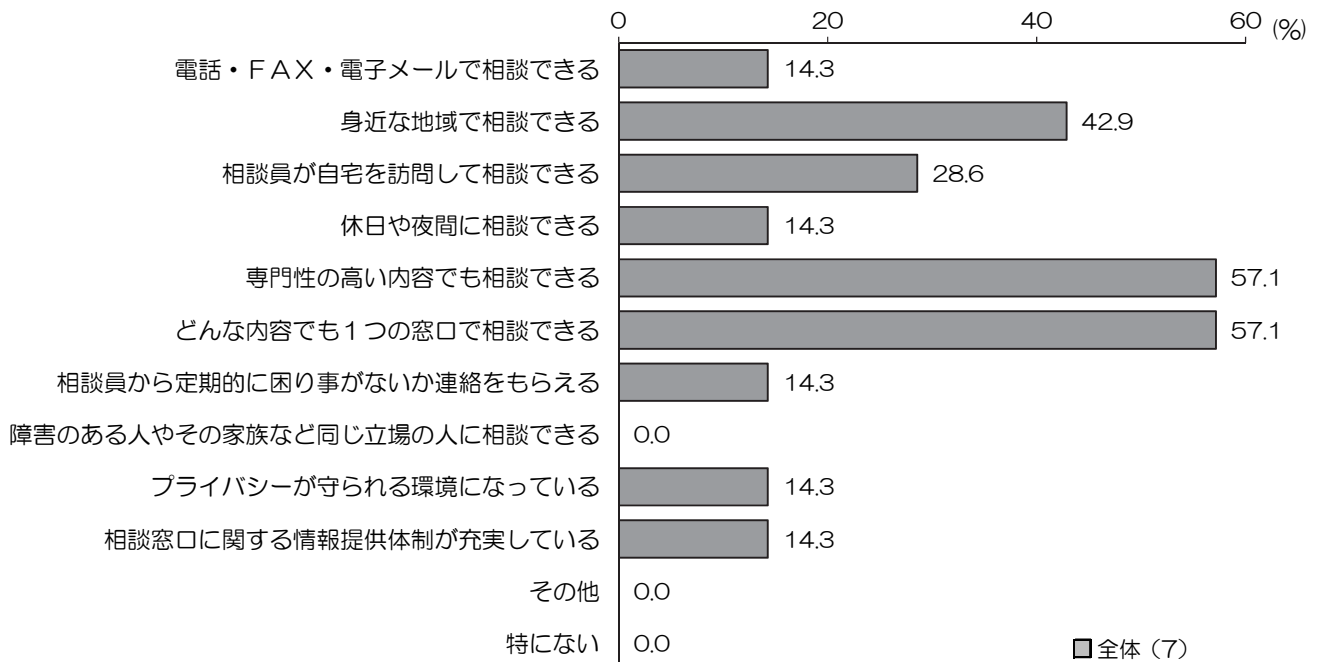
- ・「後継者問題」(71.4%) が最も多く、次いで「活動場所の確保」(57.1%) となっています。



（２）障害福祉施策について

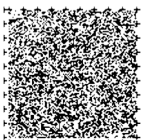
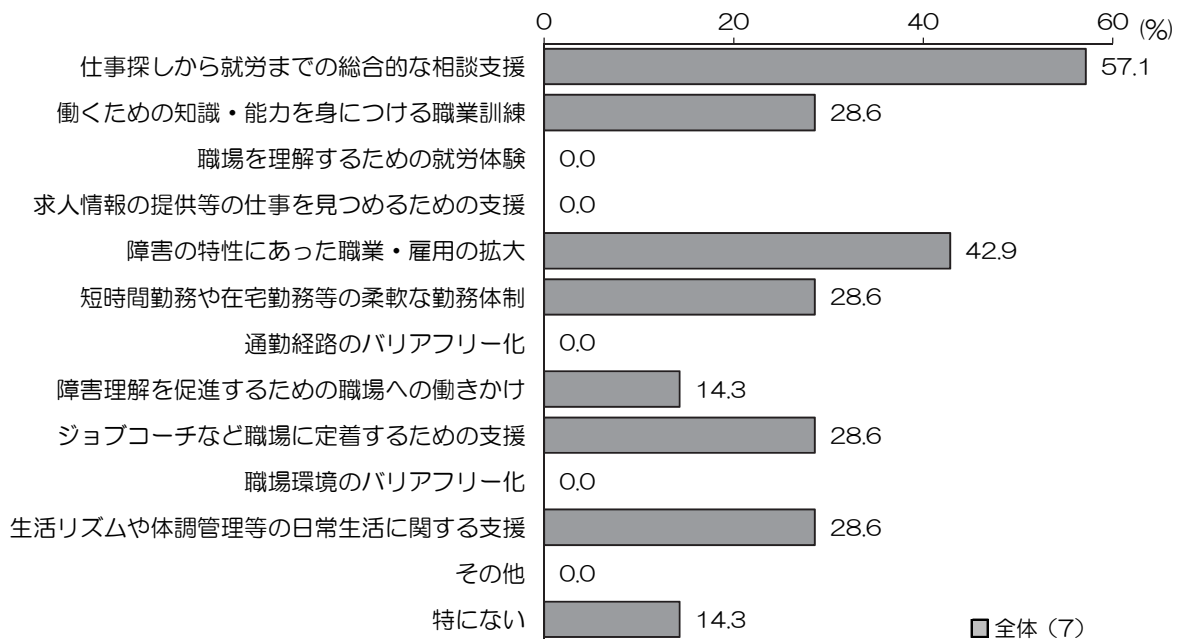
①気軽に相談窓口を利用するために必要なこと

- ・「専門性の高い内容でも相談できる」、「どんな内容でも１つの窓口で相談できる」がともに57.1%と多く、次いで「身近な地域で相談できる」（42.9%）となっています。



②障害のある人が働くために必要なこと

- ・「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」（57.1%）が最も多く、次いで「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」（42.9%）となっています。



第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果

1 目的

障害福祉サービス事業所、障害福祉団体アンケート調査の回答内容を補完することを目的として、ヒアリングを実施しました。

2 方法

- ・対象者： 昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体
- ・日時： 平成29年5月30日
第1回 午前10時00分～午前11時30分
第2回 午後 6時30分～午後 8時30分

3 ヒアリング内容

- ①アンケートの質問内容に関する事項
- ②その他要望等

4 参加事業所・団体数

区 分	事業所	団 体	計
第1回	7	1	8
第2回	5	5	10

5 ヒアリング結果のまとめ

ヒアリングにおける主な内容は、次のとおりです。

《苦情対応に関すること》

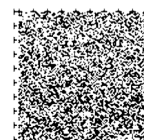
- ・日々の細かい苦情には、早期の訪問対応や、職員の話し合い等で対応
- ・組織内で苦情解決のシステムや、第三者委員会の選出等の体制を整備

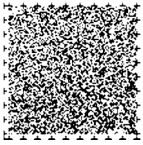
《障害者差別解消法に関すること》

- ・関連機関と連携した研修や勉強会などの取組を実施
- ・合理的配慮※を意識した現場づくりや検証の実施
- ・障害者差別解消法について、一般の方にも理解してもらえるような機会が必要

《相談に関すること》

- ・相談から他の支援につなげるケース等もあり、多くの人手が必要
- ・24時間の相談支援体制の実現が必要





《人手に関すること》

- ・相談支援の充実に向けた人材確保と財源の充実が必要
- ・ヘルパーなどの人手を確保することが難しく、ニーズに対応した支援が困難
- ・昭島市主催の研修を行うなど、人材の育成と質の向上が必要

《資金・サービス単価に関すること》

- ・移動支援のサービス単価が低く、事業運営の継続が困難
- ・施設利用者は増えているが、売り上げが伸びず、工賃アップへの取組が困難

《施設等の整備に関すること》

- ・グループホームの整備が必要だが、予算や条件にあう場所が見つからない。
- ・サービスを提供するための施設整備や事業所として利用できる場所がほしい。
- ・主に精神障害の方の短期入所施設の整備の検討

《研修に関すること》

- ・強度行動障害について、支援者養成研修を受講することがヘルパーの必須条件となるが、それについて都から事業所への通知を出してほしい。
- ・研修や制度変更がある際には、昭島市で説明や意見交換の場を設けてほしい。
- ・行政が主催の研修は集まりが良いため、人手不足解消のためにも実施してほしい。

《就労機会に関すること》

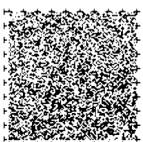
- ・障害者優先調達推進法も踏まえて、就労機会の確保に配慮してほしい。
- ・特別支援学校を卒業した後の行き場を確保するためにも、就労の場が必要である。
- ・工賃アップや働きたいニーズに応えるためにも、作業の確保が必要である。
- ・販売を通じて障害者理解が進むことも期待できるため、昭島市からも販売機会をいただきたい。
- ・共同受注により、工賃はやや上がり、仕事を得る機会や情報も増えた。

《理解・啓発に関すること》

- ・聴覚障害者の理解に向けて、手話講習会と併せて色々な機会を設けてほしい。
- ・市の職員にも現場をみていただき、障害者理解に向けて連携した取組を行いたい。

《その他》

- ・ライフステージ別の支援を一目で把握でき、将来の見通しが持てるようなシステムがあると良いのではないかな。
- ・一般に開かれたサロンのような活動を通じて、理解促進や保護者同士のつながり、地域とのつながりを持てるような活動を行いたい。
- ・市内企業で就職や実習を受け入れてもらえるよう、人的、物理的な環境づくりを行ってほしい。
- ・施設利用者の移動手段（バスなど）を確保したい。
- ・災害時に利用できる非常用電源を確保してほしい。
- ・重症心身障害児（者）への対応ができる体制の整備が必要である。



第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第五次昭島市総合基本計画（平成23年度～32年度）では「ともにつくる 未来につなぐ 元気都市 あきしま ～人も元気 まちも元気 緑も元気～」を将来都市像（まちづくりの目標）としています。

本計画においては、この将来都市像の実現に向け、障害のある人も障害のない人も、ともに地域社会でいきいきと社会生活を営むことができるよう、ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会の実現に取り組みます。

共生社会の実現を図るためには、障害のある人の意思決定を適切に支援して、本人自らの選択を尊重し、自立と社会参加を基本として、誰もが住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるとともに、ライフステージに応じた的確なサービスの提供と円滑に利用できる体制の整備が必要となります。

障害のある人も障害のない人も、障害の有無によって分け隔てられることなく、社会の一員として、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域の中でともに支え合い、笑顔で暮らしていくことができる「ともに支え合う あきしま」を実現するため、次の基本理念を掲げ、施策の総合的な推進を図ります。

【基 本 理 念】

ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま



第2節 基本的視点

本計画の推進に当たっては、基本理念である「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」に基づき、次の5つを施策横断的な基本的視点として設定します。

◇基本的視点1 自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自立と社会参加を実現するため、自ら決定する機会の確保に十分配慮する中で、本人の意思決定を適切に支援し、本人自らの選択と決定が尊重される社会の実現を図ります。

◇基本的視点2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が地域で自立して暮らすことができるように、必要な福祉サービスの提供に努めます。

また、福祉サービスの提供に当たっては、障害のある人がそれぞれのライフステージにおいて、適切な支援を切れ目なく受けることができるように、関係機関の連携により総合的な施策を展開します。

◇基本的視点3 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもやその保護者が地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域において、子どもの成長段階や障害特性に応じたきめ細かな相談対応や療育等の支援が、適切に切れ目なく提供される必要があります。

障害のある子どものライフステージに沿って、乳幼児から学校卒業まで子どもの特性に応じた一貫した適切な支援の提供を図るとともに、次のステージに適切につなげていくことができるように、保育、療育、教育、就労などの関係機関の連携を進めます。

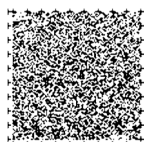
◇基本的視点4 障害特性等に配慮した支援

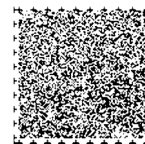
障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害の状態やその特性、生活の状況などに応じ、それぞれの必要性をしっかりと踏まえ、個別的な支援の実施に努めます。

また、発達障害、難病、高次脳機能障害など、障害には様々な種類があり、同じ障害でもその人ごとに症状や程度が異なることや、盲ろう、重症心身障害などの重複障害や外見だけではわからない障害もあることから、障害に関することや障害のある人に対する理解の促進を図ります。

◇基本的視点5 アクセシビリティ*の向上

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるように、地域で気軽に相談できる環境の整備や福祉サービスなどに関する情報提供を充実させることを目的に、アクセシビリティの向上を図ります。





第3節 基本目標

基本理念である「ともに支え合い 地域で安心して暮らせる あきしま」の実現に向けて、4つの基本目標を設定し、具体的な施策の展開を図ります。

◇基本目標1 とともに支え合う共生のまち

障害のある人も障害のない人も、誰もが地域で安心して暮らすためには、お互いの人権を理解し、それぞれの意思を尊重する社会の仕組みが必要です。

障害のある人のライフステージなどに応じた意思決定を尊重するため、適切な支援に努めるとともに、相談支援や情報提供など、必要な福祉サービスの充実を図ります。

また、障害のある人への障害を理由とする差別の解消に関する取組や虐待の防止に努めるなど、権利擁護のための取組を推進するとともに、地域生活の質を高めるため、適切な保健・医療サービスの提供に努めます。

◇基本目標2 子どもを健やかに育むまち

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活していくためには、子どもの成長段階や障害特性に応じ、相談や療育、医療的ケアなどの支援が適切に提供されることが必要です。

障害のある子どもの早期発見、早期療育や学齢期における特別支援教育の充実などに努めるとともに、児童発達支援センター※を中心に、保育、療育、教育、就労などの関係機関が連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない効果的な支援を提供します。

◇基本目標3 自分らしく暮らせるまち

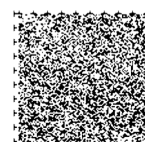
障害のある人が、地域で自分らしく暮らしていくために、自らが必要となる支援を、自主的に選択できることが大切です。本人の意思を尊重する中で、必要なサービスを適切に提供し、障害のある人の地域生活を支援するとともに、障害のある人の地域での生活を将来に渡って支えるため、地域生活支援拠点等の整備を推進します。

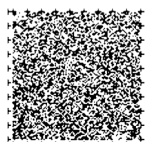
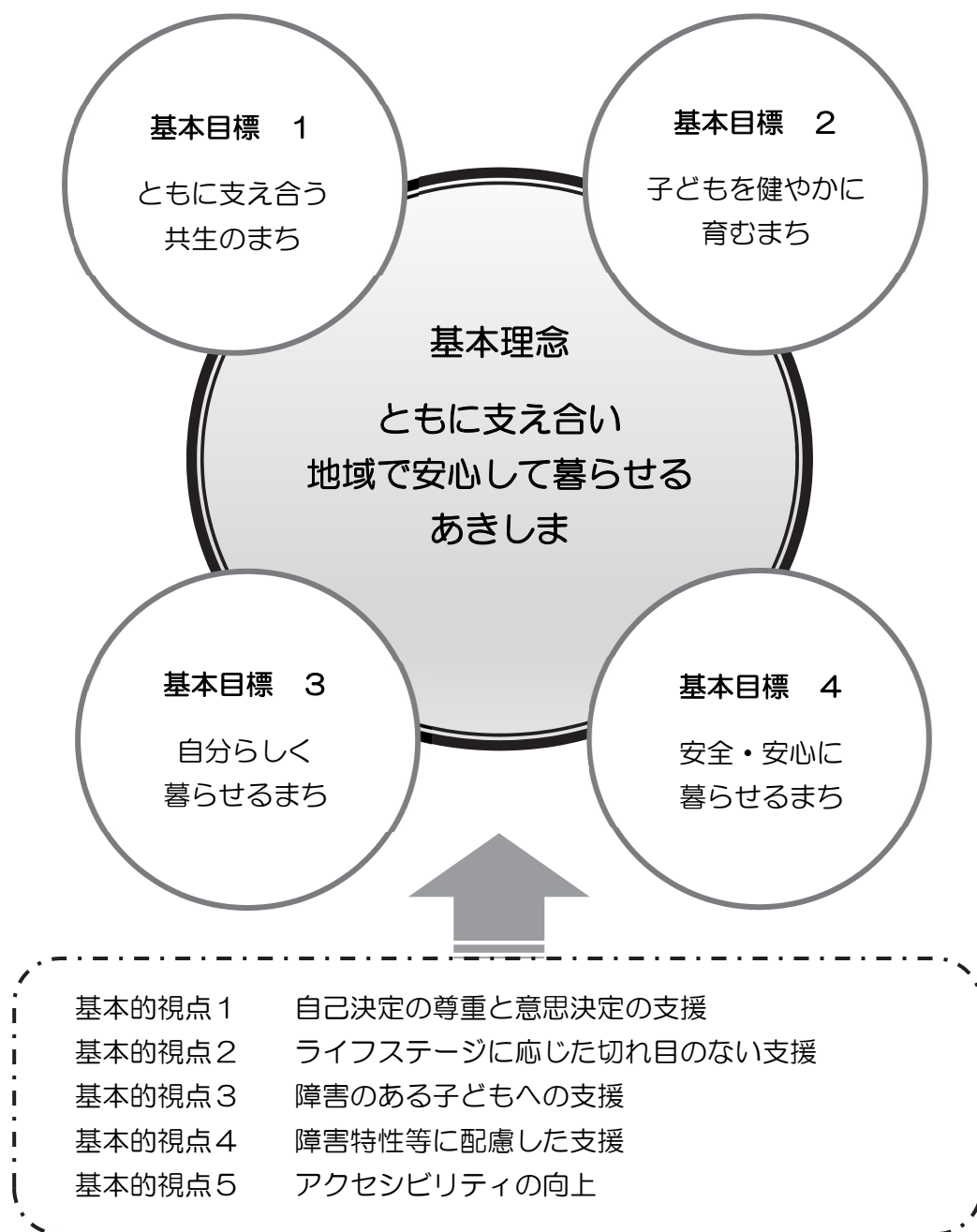
また、充実した日常生活が送れるように、経済的な自立に向け、希望と適性に応じた就労支援に努めるとともに、意思疎通支援や外出支援の充実により、社会活動への参加を促進します。

◇基本目標4 安全・安心に暮らせるまち

障害のある人が、地域で安全・安心に暮らしていくためには、緊急時や災害時に必要となる対策がしっかりと確立されていることが大切です。避難行動要支援者に対する取組や福祉避難所の対応など、災害時対策の体制整備を進め、障害のある人の安全・安心の確保に努めます。

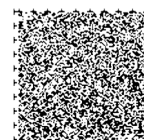
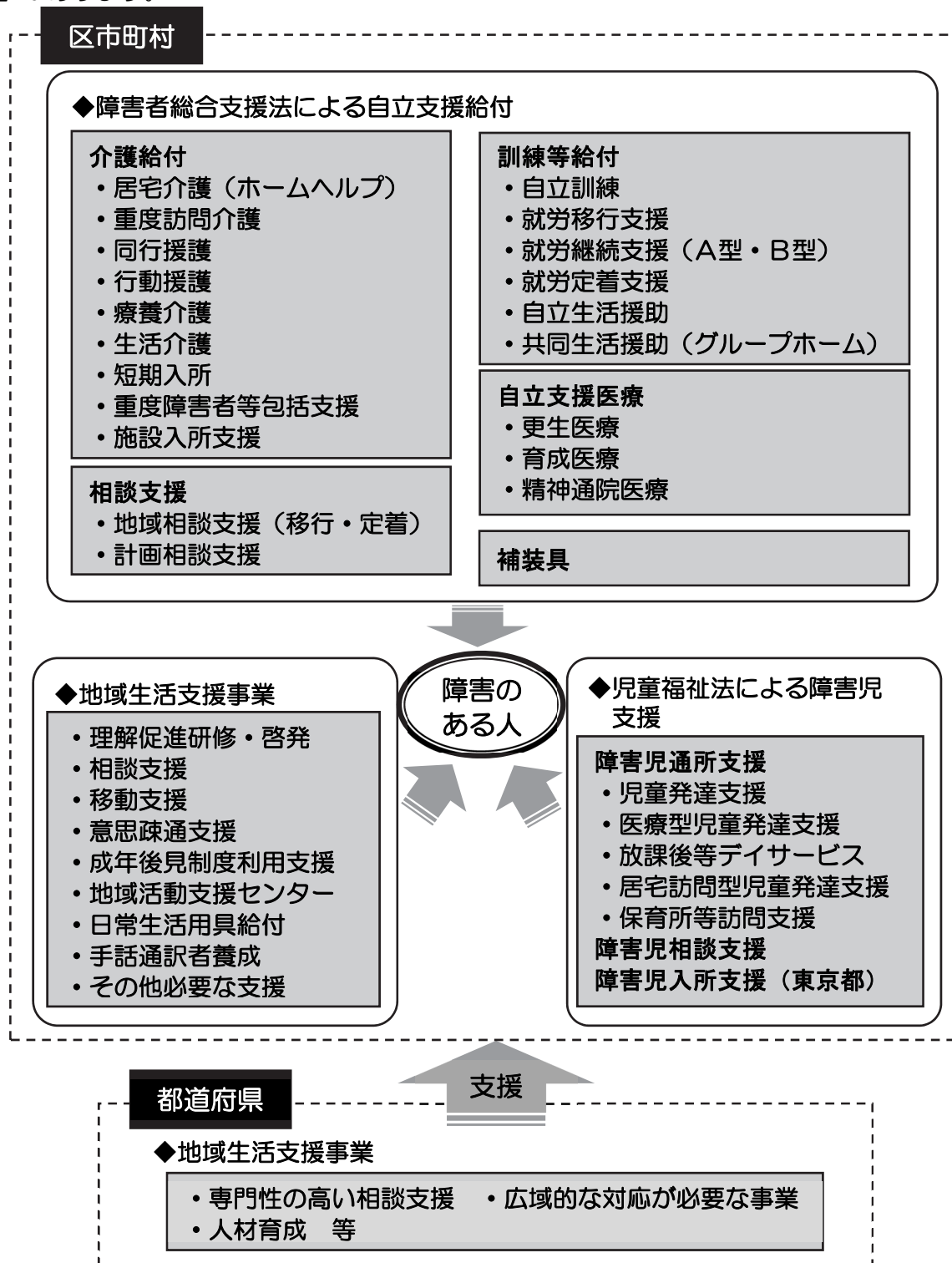
また、誰もが地域で快適に暮らしていくため、ハード・ソフトの両面からのバリアフリー※やユニバーサルデザイン※に配慮した福祉のまちづくりを進めます。





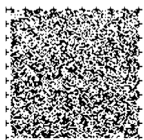
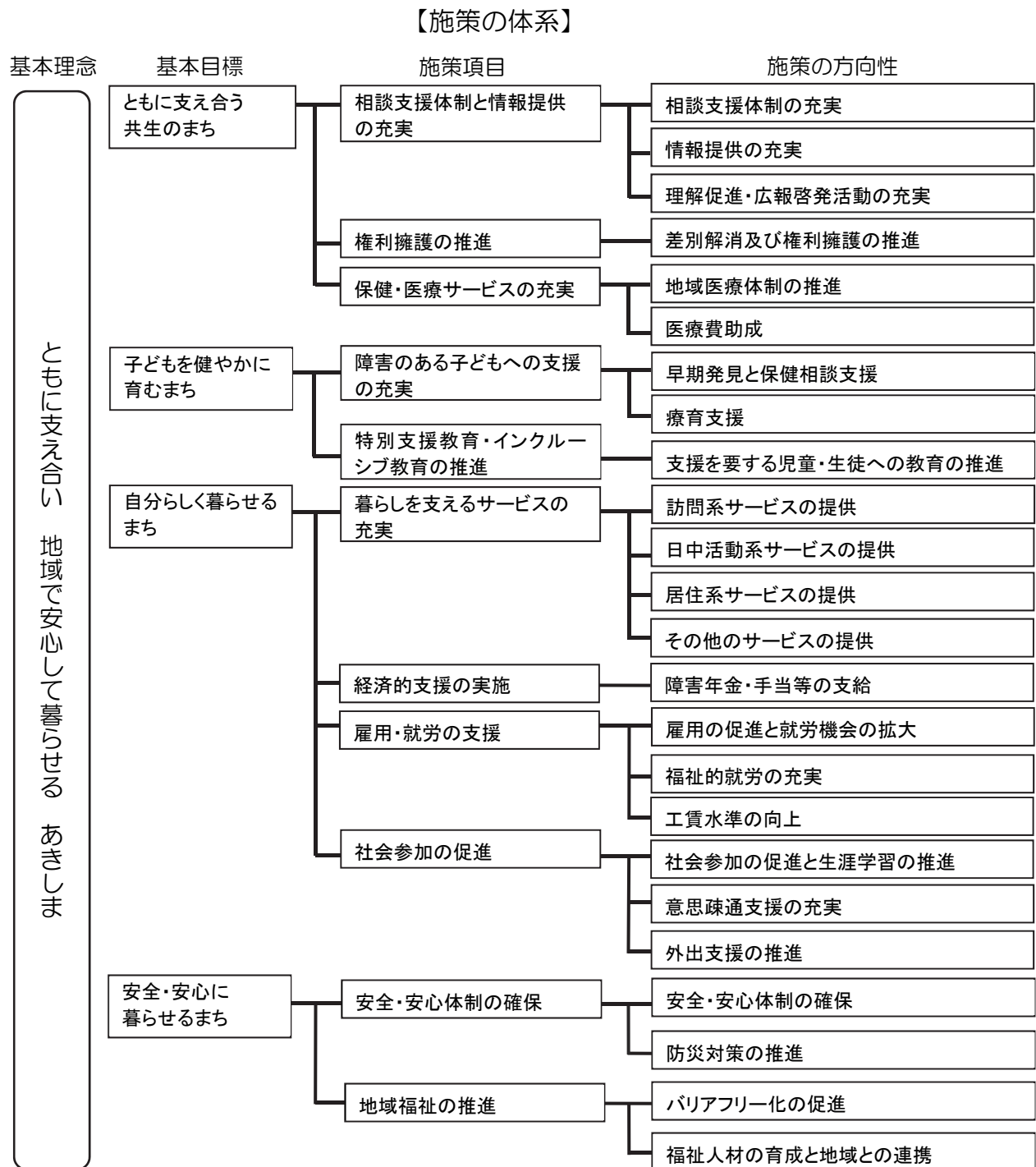
第4節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス

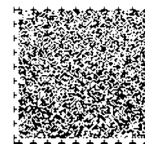
障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、地域の実情に合わせて区市町村が利用者の状況等に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。また、障害のある児童を対象とするサービスとして、児童福祉法に基づく「障害児支援」があります。



第5章 障害者計画における施策の展開

本計画の基本理念と基本的視点を踏まえ、関連分野の相互の連携を図りながら、基本目標に基づく施策について、総合的な展開を図ります。





第1節 ともに支え合う共生のまち

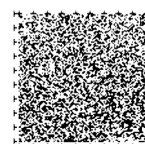
1 相談支援体制と情報提供の充実

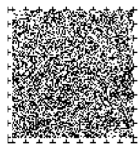
【現状と課題】

- ◇障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、気軽に相談できる体制や福祉サービスに関する情報提供が充実していることが重要です。
- ◇市内には、障害のある人やその家族の方などが福祉サービスに関して相談する「相談支援事業所」が3か所、サービス等利用計画を作成する「特定指定相談支援事業所」が9か所あり、そのうちの1か所で、身体障害を中心としたピアカウンセリング※を実施しています。
- ◇障害のある人が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得やすくするとともに、必要な支援をスムーズに受けることができるように、市と各相談支援事業所の更なる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。
- ◇精神障害のある人が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるように、関係機関の連携のもとで地域生活への移行に向けた相談支援の充実が求められています。
- ◇地域生活支援拠点等の整備に関しては、地域における相談支援や専門的人材の確保・養成などを総合的に行う「基幹相談支援センター※」の機能をどのように確保するのかが重要な課題となっています。
- ◇市からの情報については、多様な手法による提供に努めていますが、必要な情報が障害のある人に的確に伝わるように、より一層の工夫が必要となっています。引き続き、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人など、情報の収集、利用の面で制約を受けている人に十分配慮して、情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。
- ◇市では、イベントや各種講座などを通じて、障害のある人と障害のない人との交流の促進や、障害に関することや障害のある人の理解を進めるための啓発活動に努めていますが、引き続き、こうした取組の充実を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

- 障害のある人が、身近な場所で気軽に相談することができるように、相談支援機能の充実に努めます。また、地域支援協議会相談支援部会と連携を図る中で、相談支援体制の充実に努めます。
- 医療機関や保健所などの関係機関や地域移行・地域定着支援に係る事業所と連携し、相談支援の充実に図り、障害のある人の地域移行に向けた取組の推進に努めます。
- 障害のある人の適切な選択を支援するため、様々な媒体や多様な手法を活用し、それぞれの障害に対応した適切な情報が、必要なときに手軽に入手することができるよう、情報提供の総合的な支援に努めます。
- 障害のある人に対する理解はまだ十分とはいえません。地域社会の一員としてお互いに理解し、尊重し、相互に支え合う地域社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。



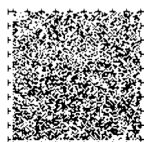


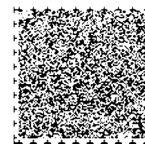
【事業内容】

（１） 相談支援体制の充実

番号	事業名	内容	担当
1	相談支援事業	障害のある人やその家族からの相談に応じ、自立した日常生活や社会生活の促進を図るため、市及び3か所の相談支援事業所が連携し、情報提供や権利擁護の対応など、必要な支援を行います。	障害福祉課
2	ピアサポート※ 相談事業	相談支援事業所のうち1か所においてピアサポートを引き続き実施し、専門性を備えた障害当事者がカウンセラーとなり、互いの経験・体験を基に、協同的な取組による支援を図ります。	障害福祉課
3	精神障害者一般 相談事業	通院している精神障害のある人やその家族を対象に、生活、医療、福祉制度などについての相談や助言を行います。また、未治療や治療中断など医療相談やアルコールに関する問題などの専門相談については、保健所と連携を図ります。	障害福祉課
4	身体・知的障害者 相談員設置事業	障害のある人の相談に応じるため、市から委嘱された障害当事者や家族が地域における身近な相談員となり、当事者の立場で相談に応じ助言を行います。	障害福祉課
5	*計画相談支援	障害のある人が障害福祉サービスや障害児通所支援サービスを利用する際に、計画性を持って適切なサービスを受けられるように、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を行います。	障害福祉課
6	*地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	施設に入所し、又は病院に入院している障害のある人を対象に、地域生活への移行に向け、相談や同行支援（地域移行支援）を実施します。また、地域で居宅生活を行う人への常時連絡体制を確保し、緊急時には、相談対応や訪問等（地域定着支援）を行います。	障害福祉課
7	地域支援協議会の推進	障害福祉に関する関係機関や当事者、医療、教育、雇用等に関する専門職などが集い、相互の連携や情報を共有し課題を集約する中で、専門部会の活用も図り、地域の実情に応じた障害のある人への支援体制の整備について協議し、地域の課題解決に努めます。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業



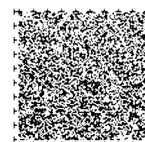


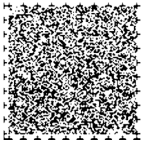
(2) 情報提供の充実

番号	事業名	内容	担当
8	広報紙やホームページなどの活用	広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、わかりやすい表現により、福祉制度や福祉サービスに関する情報の提供に努めます。	秘書広報課 情報推進課
9	点字版・音声版の広報あきしまなどの発行	視覚障害のある人を対象に、「広報あきしま」と「あきしま市議会だより」の点字版・音声版を発行し、行政情報の円滑な提供を図ります。	秘書広報課 議会事務局
10	市民図書館における点字図書・録音図書などの充実	視覚障害のある人が気軽に読書できる環境を整備するため、対面朗読の実施や大活字本の貸出、点字図書、録音図書、障害者用資料の充実などを図ります。	市民図書館
11	誰もが利用しやすいホームページの作成	文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどのウェブアクセシビリティの向上を支援する機能を今後も活用し、障害のある人に配慮したホームページの作成に努めます。	情報推進課
12	ガイドブックの作成・充実	障害のある人が受けられる支援や障害者手帳の所持により受けられる福祉サービスなどの情報をわかりやすく提供するため、引き続き、ガイドブックの掲載内容の充実を図ります。	障害福祉課

(3) 理解促進・広報啓発活動の充実

番号	事業名	内容	担当
13	広報紙やホームページなどによる啓発活動	障害に関することや障害のある人への理解を推進するため、広報紙やホームページなどを活用し、継続的な啓発活動に努めます。	障害福祉課
14	各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	いきいき健康フェスティバルなどの各種イベントを通じて、障害に関することや障害のある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動に努めます。	障害福祉課 介護福祉課 健康課
15	人権意識の普及・啓発	障害のある人を含む全ての個人の尊厳が守られる社会を目指すため、人権意識の普及・啓発に努めます。	秘書広報課 企画政策課
16	障害者スポーツの普及・啓発	2020年の東京パラリンピックの開催を踏まえ、スポーツイベントにおいて、パラリンピック競技種目を体験する機会を提供するとともに、障害者スポーツの普及・啓発に努めます。	スポーツ振興課





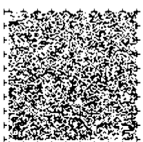
2 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ◇障害のある人が、個人の尊厳を尊重され、社会の一員として自分らしく暮らしていくためには、日々の暮らしの中での自己決定を適切に支援するとともに、障害のあることを理由とした差別を受けることがない地域社会を構築することが必要です。
- ◇障害があることなどにより、判断能力が十分あるとはいえない人が、地域で自立して生活することができるよう、社会福祉協議会では、「地域福祉・後見支援センターあきしま」を設置し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*利用支援推進事業を実施する中で、障害のある人の人権を守るとともに、自己決定を支援しています。
- ◇障害のある人の尊厳と自立を守るためには、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要です。様々な機会を捉え、虐待の防止を周知していくとともに、障害のある人が虐待を受けたときに適切に保護し、支援するための体制の整備を図ります。また、虐待の防止に向け、障害のある人の養護者に対する支援にも努めるなど、障害のある人の権利擁護の取組を進めます。

【施策の方向】

- 障害のある人も障害のない人もお互いの人権を尊重し、地域で自分らしく安心して生活することができるよう、障害のある人の自己決定を支援するとともに、障害のある人の虐待防止と養護者に対する支援に努めます。
- 障害のある人が自由に意思を表明し、自らの権利、財産を守ることができるよう、社会福祉協議会が運営する「地域福祉・後見支援センターあきしま」の活動を支援し、国の成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 障害を理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の周知に努め、障害に関することや障害のある人に対する理解の啓発に取り組むとともに、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けて、既存の会議体の活用を図るなど、具体的な取組を進めます。
- 選挙は民主主義の根幹をなすものであり、主権者としての意見を政治に反映させるための最大の機会です。基本的人権である選挙権について、その行使を円滑に図ることができるよう、環境の整備と適切な支援に努めます。

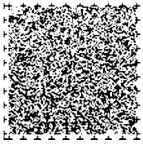


【事業内容】

（１）差別解消及び権利擁護の推進

番号	事業名	内容	担当
17	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害があることにより、判断能力が十分あるとはいえない人の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施している日常的な手続や金銭管理、重要書類の預かりなどを行う、地域福祉権利擁護事業の支援に努めます。	生活福祉課 社会福祉協議会
18	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分とはいえない障害のある人の地域生活を支援するため、成年後見制度の利用促進を図ります。	生活福祉課 障害福祉課
19	障害者虐待防止センター事業	障害のある人の虐待に関する相談窓口となる障害者虐待防止センターを中心として、関係機関の連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、虐待の防止、養護者に対する支援の取組を進めます。	障害福祉課
20	市職員に対する障害者理解の周知・啓発	市職員に対して、障害に関することや障害のある人に対する正しい理解を深めるため、職員研修を実施し、職員対応マニュアルの徹底を図ることなどにより、障害を理由とした差別のない対応に努めます。	職員課
21	選挙における配慮	障害のある人の投票参加を支援するため、引き続き、音声版の「選挙公報」を作成し、点字・代理投票制度や郵便投票制度を円滑に実施するとともに、各投票所では、ハード・ソフトの両面から、バリアフリー対策を図ります。	選挙管理委員会事務局





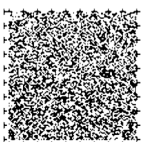
3 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

- ◇障害のある人の地域生活の質を高めていくためには、適切な保健・医療サービスが提供されることが重要です。
- ◇障害の原因となる疾病の予防や早期発見、早期治療に努めるだけでなく、高齢化などに伴う障害の重度化の予防及び対応を図る観点からも、保健・医療サービスの充実が求められています。
- ◇医療機関に対しては、障害のある人の受診について適切な対応に努めていただくよう、機会を捉え依頼しています。こうした対応を徹底し、障害のある人が安心して医療機関を受診できる環境の整備を進める必要があります。
- ◇昭島市歯科医師会が取り組んでいる障害者等歯科医療支援事業により、障害のある人を対象とした訪問歯科診療などのサービスを実施していますが、引き続き、障害のある人の要望に応えられるよう取り組む必要があります。
- ◇精神障害のある人では、精神疾患の症状の悪化のため、受診が困難になり、更に症状が悪化して日常生活が困難になるという悪循環に陥ることもあります。こうしたことに対応するため、保健所や医療機関をはじめとした、関係機関の更なる連携が求められています。

【施策の方向】

- 障害のある人が、地域で安心して暮らすためには、身近な場所で健康管理や適切な医療サービスを受けることが大切です。引き続き、医療機関に働きかけ連携の強化による支援体制の充実を図ります。
- 精神障害のある人の地域生活を支援するため、精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を図るとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置について、検討を行います。
- 難病患者の地域生活を支援するため、保健所との連携を図るとともに、医療費助成制度や障害福祉サービスの利用に関して、対象疾患や利用方法等について、周知・啓発に努めます。
- 障害のある人に対する各種医療費助成制度の周知・啓発に努めるとともに、医療費助成制度の充実について、関係機関を通じて国などに要請し、障害のある人の福祉の増進を図ります。



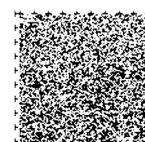
【事業内容】

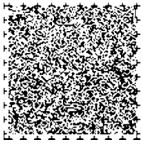
（１）地域医療体制の推進

番号	事業名	内容	担当
22	医療機関との連携	障害のある人の医療や看護について、医療機関との連携の更なる緊密化を図り、サービス提供体制の充実を図ります。また、こうした連携を活用し、障害者虐待の早期発見に努めます。	健康課
23	障害者等歯科医療支援事業	障害のある人が、必要な歯科診療や治療が的確に受けられるように、昭島市歯科医師会と連携し、診療環境の充実を図ります。	健康課

（２）医療費助成

番号	事業名	内容	担当
24	自立支援医療（更生医療・育成医療）費給付事業	じん臓・心臓・肝臓機能などに重度で継続的な障害のある人を対象に、心身の障害を除去又は軽減するため、医療費の一部を助成します。 【国制度】	障害福祉課
25	自立支援医療（精神通院）の申請受付	精神疾患で通院している人を対象に、経済的負担を軽減するため、通院医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課
26	心身障害者医療費助成事業	心身障害のある人を対象に、保健の向上や福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。 【都制度】	障害福祉課
27	難病医療費等助成制度などの申請受付	難病医療費等助成制度や小児慢性特定疾病医療費助成制度などの対象疾病にかかれた人を対象に、経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。【都制度】	障害福祉課





第2節 子どもを健やかに育むまち

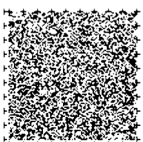
1 障害のある子どもへの支援の充実

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもが地域で健やかに育っていくためには、乳幼児期から学校卒業まで、一人ひとりの特性とライフステージに応じた切れ目のない適切な支援が必要です。
- ◇障害の早期発見と早期対応、早期療育は大変重要です。また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目に、支援の切れ目が生じることがないように配慮していくことも求められています。
- ◇市では、昭島市医師会や保健所などの関係機関と連携を図りながら、乳幼児健康診査、乳幼児発達健康診査などの各種健康診査や保健相談、指導の実施などに努めています。
- ◇障害のある乳幼児が療育機関などにつながった後も、保健師による保護者へのサポートは継続していく必要があります。
- ◇障害のある子どもの将来の自立を見据え、早い段階からの療育の視点を踏まえた教育・保育の支援が必要です。
- ◇市では、乳幼児健康診査や子ども相談事業などにおいて、障害の早期発見を心がけるとともに、療育指導や通所訓練に早期につながるができるよう支援を行っています。
- ◇教育・保育施設※においては、これまでも障害のある子どもの受け入れの拡大を図ってきましたが、更なる受け入れの拡大が求められています。
- ◇（仮称）教育福祉総合センター及び児童発達支援センターの設置を平成31年度末に予定していると同時に、特別な配慮が必要と思われる子どもとその保護者に対し、関係機関を含め、総合的な相談・支援を行うため、福祉部門と教育部門が一体となった総合相談窓口を設置することとなっています。

【施策の方向】

- 母子保健事業などを通じて、障害の早期発見に努め、障害の種類に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもの個性や能力を着実に伸ばしていくため、早い段階からの適切な支援に努め、障害の種類や程度、発達段階に応じたきめ細かい対応を図ります。
- 子どもや保護者などに適切な対応を行うことができるように、施設からの要望により、臨床心理士などの専門的な知識を有する相談員が巡回し、市内の幼稚園教諭や保育士、学童クラブ指導員などからの、児童の身体的・精神的な発達などについての相談に応じ、助言などを行います。
- 発育、発達の状況に応じて適切な支援を受けることができるように、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。また、児童発達支援センターの整備を推進するとともに、（仮称）教育福祉総合センターにおける福祉部門と教育部門が一体となった総合相談窓口の開設に向けて、具体的な検討を行います。

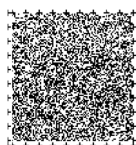


【事業内容】

(1) 早期発見と保健相談支援

番号	事業名	内容	担当
28	乳幼児健康診査	年齢や発達段階に応じた健康診査を行い、発達の遅れや疾病などを早期に発見し、適切な相談、治療や療育に結びつけます。	健康課
29	乳幼児発達健康診査	発達に重点をおいた乳幼児発達健康診査を実施し、運動・精神発達遅滞などが疑われる乳幼児を、早期に適切な治療や療育に結びつけることができるように努めます。	健康課
30	心理相談事業 (子ども相談事業)	運動・精神発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、心理的なサポートや子どもへの対応について適切なアドバイスを行うため、心理相談員による個別相談を行います。	健康課
31	保健相談・指導事業	障害の早期発見と早期療育を進めるため、保健相談・指導による支援に努めます。また、子どもの虐待が疑われる場合には、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して、子どもと保護者双方の支援を図ります。	健康課 子ども育成課
32	保護者への支援	発達に課題のある子どもの保護者などからの相談やカウンセリング体制の充実を図ります。また、療育機関などへつながった後も、保健師などによる相談支援などのサポートを継続して行います。	健康課
33	教育・保育施設等 巡回相談事業	市内の教育・保育施設等や学童クラブにおける児童の身体的・精神的な発達に関する相談に対応するため、臨床心理士などの資格を有する相談員を派遣し、子どもの様子を観察するとともに、施設職員の適切な対応に関する助言を行います。	子ども育成課

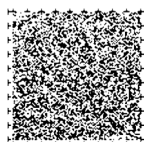


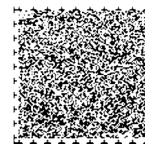


(2) 療育支援

番号	事業名	内容	担当
34	発達障害児の早期発見と支援	支援の必要がある子どもを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、乳幼児健康診査や乳幼児発達健康診査を活用し、医療機関などと連携した支援を行います。	健康課 子ども育成課
35	*児童発達支援	就学前の障害のある子どもを対象に、施設に通所し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練などを行います。	障害福祉課
36	インクルーシブ教育・保育*の推進	障害の有無にかかわらず、子ども達がともに学び、育ちあうことができるようインクルーシブ教育・保育の推進と拡充を図ります。	子ども子育て支援課
37	学齢期に向けての移行情報支援	障害のある子どもの保護者を対象に、障害の程度や特性、保護者の意向などを踏まえて適切な教育を受けることができるように、関係機関との連携による情報の提供を図ります。また、教育・保育施設と小学校との情報連携を進め、移行情報の適切な引き継ぎに努めます。	健康課 子ども子育て支援課 指導課
38	*放課後等デイサービス	学校就学中の障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを行います。	障害福祉課
39	学童クラブの充実	小学校就学中の障害のある子どもの学童クラブへの受入体制を確保し、待機児童をなくすように努めます。	子ども育成課
40	児童発達支援センターの整備	児童発達支援センターの整備を推進し、設置主体となる社会福祉法人と連携して、心身の発達に特別な配慮が必要と思われる児童（要配慮児童）の早期発見、早期支援、継続的支援に係るシステム構築を図ります。	子ども育成課

注：*印は、児童福祉法に基づく障害のある児童を対象としたサービス事業





2 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

【現状と課題】

- ◇障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするためには、子ども達一人ひとりの個性や適性に応じた教育が重要な役割を果たします。
- ◇障害のある児童・生徒が、他の児童・生徒とともに学び合うという意識が持てるように、個別の教育支援計画に基づき、特別の教育課程を組み、教育内容や方法などに工夫を凝らした指導の充実に努めるとともに、一人ひとりのライフステージに応じた適切な支援を行うことが大切です。
- ◇学齢期にかけては、より適切な就学に向け、早い段階から就学相談窓口につながるよう保護者に働きかけていく必要があります。

◇特別支援学級設置校の状況

区分	形態	種別	学校名（学級名）
小学校	固定級	知的障害	共成小（若草）・つつじが丘小（杉の子）・田中小（ふたば）
	通級	難聴・言語障害	富士見丘小（きこえとことば）
中学校	固定級	知的障害	昭和中（1組） ・多摩辺中（多摩辺）
	通級	情緒障害	瑞雲中（ずいうん）・拝島中（はいじま）

◇小学校における特別支援教室

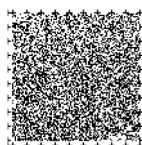
拠点校	グループ校	拠点校	グループ校
東小	共成小・富士見丘小・玉川小	つつじが丘小	武蔵野小
光華小	中神小・成隣小・田中小	拝島第三小	拝島第一小・拝島第二小

※平成30年度より、「通級指導学級体制」から「特別支援教室」へ移行

【施策の方向】

- 児童・生徒一人ひとりの発達特性や障害の状況に応じた教育を推進し、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムを構築するため、「第2次昭島市特別支援教育推進計画」に基づき、学校、家庭、地域、福祉、医療等の関係機関が連携し、特別支援教育の一層の推進を図ります。
- 一人ひとりの児童・生徒が安心して豊かに学ぶことができる環境を整備するため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定級）を小・中学校に新たに開設するとともに、特別支援教室を開設するなど、特別支援教育体制の充実を図ります。
- 全ての学校、教室において、児童・生徒の特性への理解を図るとともに、特別な支援が必要な児童・生徒には、必要に応じて特別支援教育支援員を配置するなど、特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。
- 就学前から義務教育修了後までの一貫性のある切れ目のない支援を行うため、（仮称）教育福祉総合センターの開設を機に、教育部門と福祉部門が一体となった総合相談窓口の開設に向けた検討を行うなど、関係機関と連携した相談・支援体制を構築します。
- 家庭と地域の連携を重視し、特別支援教育に対する理解・啓発活動を進め、共生社会の実現を目指します。

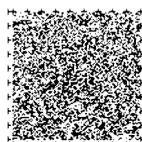


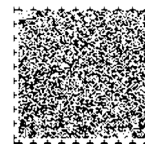


【事業内容】

(1) 支援を要する児童・生徒への教育の推進

番号	事業名	内容	担当
41	就学相談・就学指導の充実	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学を支援します。将来の就労なども見据え、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、障害の程度や特性に応じた就学相談・就学指導の充実に努めます。	指導課
42	特別支援教室の設置・充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の成長と発達を最大限に伸ばすため、特別支援教育の教育内容の充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒などを対象とする特別支援教室の充実に努めます。	指導課
43	特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握するとともに、学習上又は教育上の困難を改善・克服するための個別の教育支援計画を作成し、適切な教育や指導を行います。また、エリアネットワークを活用し、関係機関との連携を図り、研修・フォーラムなどを開催し、教員の人材育成を推進するとともに、市民や保護者への特別支援教育に関する理解・啓発の促進を図ります。	指導課
44	居住地交流・交流及び共同学習の推進	障害のある児童・生徒の社会性を育むため、学校行事などにより地域の人たちと交流を深めるとともに、通常の学級でともに学び理解を深める交流及び共同学習の推進を図ります。	指導課
45	副籍制度の啓発・推進	特別支援学校に在籍する障害のある児童・生徒について、居住する地域とのつながりを維持・継続するため、地域の小・中学校に副次的な籍を持つ副籍制度を活用し、地域における活発な交流を図ります。	指導課
46	職場体験学習の実施	特別支援学級に在籍する生徒の社会参加・自立への意欲を育成するため、キャリア教育の一環として、職場体験学習を通じて適切な進路選択ができるよう、進路指導の充実を図ります。	指導課
47	特別支援学級保護者会介護人派遣費助成事業	特別支援学級の保護者会を行う際に、在籍児童を安全に見守るため、介護人の派遣費用について助成します。	障害福祉課





第3節 自分らしく暮らせるまち

1 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 訪問系サービスの提供

【現状と課題】

◇障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについて、ニーズに応じた多様なサービスを提供する必要があります。

◇重度訪問介護については、対象者が常時介護を必要とする身体障害（肢体不自由）のある人のほか、平成26年4月からは常時介護を要する重度の知的障害又は精神障害のある人にも拡大されており、障害のある人の利用ニーズに合った支援を適切に実施していく必要があります。

【施策の方向】

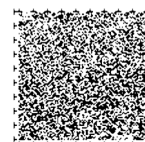
○障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、適切で円滑な訪問系サービスの実施を図ります。また、関係機関の連携と協力により、障害のある人の地域での自立した生活の確保に向けた支援に努めます。

○障害福祉サービスの提供に関しては、障害支援区分の認定などの手続の円滑な実施や適切なサービスを選択することができる支援体制の充実を図るとともに、引き続き、本人のライフステージに応じたニーズを的確に把握する中で、障害支援区分に応じた適切な支給決定を行います。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
48	*居宅介護	障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービスの提供を行います。	障害福祉課
49	*重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の障害のある人を対象に、居宅における入浴、排せつ、食事などの介護サービス及び外出時の移動介護サービスを行います。	障害福祉課
50	*同行援護	移動に著しい困難のある視覚に障害のある人を対象に、外出時における移動の援護や移動に必要な情報提供を行います。	障害福祉課
51	*行動援護	行動面に著しい困難がある知的障害、精神障害のある人を対象に、危険回避のための援護や移動介護サービスを提供します。	障害福祉課
52	*重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要度が著しく高い障害のある人を対象に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業



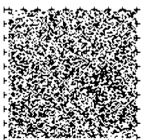
（２）日中活動系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇地域で暮らす障害のある人に、通所施設などにおいて支援を行うとともに、創作活動や生産活動及び身体機能の向上を図る訓練などの機会を提供します。
- ◇障害のある人のライフステージに応じた切れ目のない支援を図る観点からも、学校教育修了後の日中活動の場を確保することが課題となっています。
- ◇平成29年11月現在、市内の生活介護施設は3か所となっています。今後、特別支援学校高等部卒業生の進路先をはじめとして利用者の増加が見込まれているため、市内の生活介護施設の定員の拡充や新たな施設の設置が求められています。
- ◇平成29年11月現在、市内の短期入所施設は1か所となっています。介護者のレスパイト※や緊急時に適切に対応するためにも、市内への短期入所施設の設置が求められています。
- ◇市では、地域活動支援センター※Ⅰ型を1か所設置し、主に精神障害のある人の創作活動や生産活動、交流活動の場を提供しています。

【施策の方向】

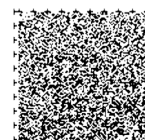
- 市内の生活介護施設が不足している状況を踏まえ、立川基地跡地内の国有地に整備することについて検討を行います。
- 市内の短期入所施設が不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能として、立川基地跡地内の国有地に整備することについて検討を行います。
- 地域活動支援センターを活用し、創作活動や生産活動、交流活動などの機会の提供を図り、障害のある人の社会参加や日中活動の充実を図ります。



【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
53	*生活介護	常に介護を必要とする障害のある人を対象に、通所により、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、生産活動などの機会を提供します。	障害福祉課
54	*自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害のある人に対して、自立した生活を営むことができるように、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。	障害福祉課
55	*療養介護	医療と常時の介護が必要な障害のある人を対象に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
56	*短期入所	介護者が病気などで介護が困難になった場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供します。	障害福祉課
57	地域活動支援センター事業 (地域生活支援事業)	主に精神障害のある人を対象に、創作活動、生産活動及び交流活動などができるオープンスペースを開設し、地域社会と交流できる機会を提供します。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業





(3) 居住系サービスの提供

【現状と課題】

- ◇障害のある人の地域での生活を実現するためには、日中活動の場と合わせて、居住の場が確保されていることが必要不可欠です。
- ◇市内には、精神障害のある人を対象とした、滞在型のグループホームがないことから、滞在型にも対応したグループホームの設置が求められています。
- ◇障害のある人が自らの暮らし方を選択でき、介護者が高齢化した場合などにおいても、引き続き、住み慣れた地域で生活できるとともに、入所施設や病院等から地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の居住の場の整備を促進していく必要があります。

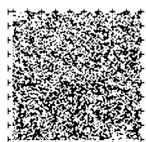
【施策の方向】

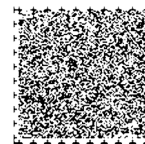
- 障害のある人が安心して暮らしていくことができるように、グループホームにおいて、主として夜間や休日に必要なサービスを提供するとともに、グループホームの家賃を助成することにより、障害のある人の地域生活を支援します。
- 精神障害のある人を対象としたグループホームの設置に向けて、設置主体となる法人と連携を図り整備促進を図ります。
- 入所施設や病院等から地域生活への移行を進めるとともに、介護者が高齢化した場合などに対応するグループホームが不足している状況を踏まえ、地域生活支援拠点等に必要とされる機能を担う中で、立川基地跡地内の国有地への整備に向けて検討を行います。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
58	* 自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから地域で一人暮らしを始めた障害のある人を訪問し、生活に関する助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談に対応します。	障害福祉課
59	* 共同生活援助（グループホーム）の利用支援	地域で共同生活を行うことに支障のない障害のある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。	障害福祉課
60	* 施設入所支援	施設に入所している障害のある人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談・助言などの日常生活上の支援を行います。	障害福祉課
61	グループホーム 家賃助成事業	グループホームを利用している障害のある人を対象に、入所しているグループホームの安定的な運営を図るため、家賃の助成を行います。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業





(4) その他のサービスの提供

【現状と課題】

◇障害のある人も障害のない人も、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態により効果的・効率的に事業を実施することが大切です。また、障害のある人の自立した地域生活をサポートするため、地域の特性を踏まえ、地域生活支援事業を適切に実施することが求められています。

◇障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを適切に実施する必要があります。

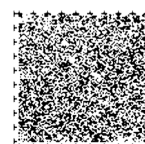
【施策の方向】

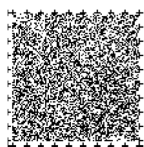
○障害のある人の自立を支援するため、引き続き、補装具の利用支援や日常生活用具給付事業、巡回入浴サービス事業などを実施します。

○日常生活用具給付事業については、障害のある人のニーズや社会情勢等に応じて、必要に応じて見直しを図ります。

【事業内容】

番号	事業名	内容	担当
62	補装具給付事業	障害のある人の日常生活を容易にし、又は職業的な能率の向上を図るため、必要と認められる補装具の給付や修理を行います。	障害福祉課
63	日常生活用具給付事業 (地域生活支援事業)	障害のある人や難病患者等を対象に、日常生活における自立を支援するため、必要と認められる日常生活用具の給付を行います。	障害福祉課
64	巡回入浴サービス事業 (地域生活支援事業)	心身に重度の障害があり家庭での入浴が困難な人を対象に、身体の清潔保持と心身機能の維持などを図るため、自宅に入浴車を派遣し入浴サービスを提供します。	障害福祉課
65	住宅設備改善費助成事業	在宅で重度の身体障害のある人を対象に、居住する家屋内に移動設備などを整備することにより日常生活の利便性の向上を図るため、住宅設備の改善費用を助成します。	障害福祉課
66	紙おむつ支給事業	心身に重度の障害があり常時紙おむつを必要とする在宅の人を対象に、家族の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。	障害福祉課
67	自立生活支援補助事業	地域における障害のある人の主体的で自立した生活を支援するため、障害当事者による相談（ピアサポート）事業を実施しているNPO*法人を対象に、補助金を交付します。	障害福祉課





2 経済的支援の実施

【現状と課題】

- ◇障害のある人が自立して生活していくためには、経済的な面での安定が不可欠ですが、福祉的就労※のみでは、生活を支えることが難しいのが現状です。
- ◇生活の安定を支援する観点から、引き続き、障害のある人に関する手当等の適正な支給を図るとともに、諸制度の周知を徹底していく必要があります。

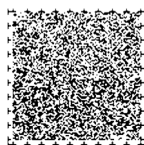
【施策の方向】

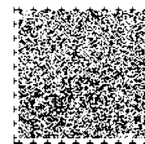
- 障害基礎年金制度について、制度の存在や手続方法などを知らないために、本来、受給できるはずの年金を受給できないことがないように、制度の周知・啓発を図ります。
- 障害のある人の日常生活の安定を図るため、年金や手当などの経済的支援制度の周知に努めるとともに、その適切な支給を行います。

【事業内容】

(1) 障害年金・手当等の支給

番号	事業名	内容	担当
68	障害年金制度の周知	障害年金制度について、年金事務所と連携を図る中で、受給対象となる人が適切に受給することができるように、周知・啓発を図ります。	保険年金課
69	特別障害者手当等支給事業 【国制度】	日常生活において常時介護を必要とする在宅生活の重度の障害のある人を対象に、特別障害者手当又は障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
70	重度心身障害者手当支給事業 【都制度】	心身に特に重度の障害のあることにより、常時複雑な介護を必要とする人を対象に、福祉の増進を図るため、重度心身障害者手当を支給します。	障害福祉課
71	特別児童扶養手当の申請受付 【国制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を監護又は養育している人を対象に、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
72	児童育成手当(障害手当)の支給 【都制度】	20歳未満の心身に重度の障害のある児童を扶養している人を対象に、福祉の増進を図るため、児童育成手当(障害手当)を支給します。	子ども子育て支援課
73	心身障害者福祉手当支給事業 【都・市制度】	心身に障害のある人を対象に、経済的、精神的負担の軽減を図るため、障害の程度に応じた心身障害者福祉手当を支給します。	障害福祉課
74	特殊疾病者福祉手当支給事業 【市制度】	治癒が著しく困難な疾病にかかっている人(難病医療費等助成対象者等)を対象に、医療費等の負担軽減を図るため、特殊疾病者福祉手当を支給します。	障害福祉課





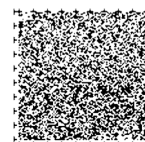
3 雇用・就労の支援

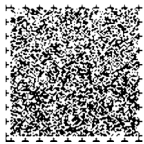
【現状と課題】

- ◇障害のある人への就労支援に関して、職種の希望や適性に合った就労につなげ、自分らしく働くことができるように支援することは、社会的・経済的に自立するための大切な取組の一つです。
- ◇市では、障害のある人が一般就労にチャレンジし、安心して働き続けられるように、身近な地域において就労面と生活面の支援を行う「障害者就労支援センター」を設置しています。今後、障害者雇用促進法における障害者雇用率が引き上げられることを踏まえ、企業や労働行政機関と連携した、就労支援の充実が求められます。
- ◇障害のある人の一般就労後のフォローは、「障害者就労支援センター」を中心として実施していますが、就労定着と職業的自立に向け、更なる支援の充実に努める必要があります。
- ◇保健福祉センターの喫茶コーナーには、市内の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などの自主製品を展示・販売するコーナーを設けています。引き続き、展示・販売を行うとともに、展示・販売する機会拡充について検討する必要があります。
- ◇市内の就労継続支援B型などの就労系の事業所を中心として、事業所間の連携を図る中で、自主製品の販売促進活動の一環として、共通ブランド「あきしまある」を創設し、共同販売会や共同受注の実施などにより、工賃アップに取り組んでいます。今後も、各事業所間の連携を更に深める中で、利用者のやりがいや働く意欲の向上にも配慮し、工賃アップの取組を推進することが求められています。
- ◇障害者優先調達推進法の施行以降、市内の障害者就労支援施設を対象として、市が発注する公共施設の清掃業務、公園等の除草業務や印刷業務等の優先調達に努めています。また、障害者就労支援施設が運営する市役所1階の喫茶コーナーの客席を増やすとともに、新たに調理パンの販売を可能とするなど、就労機会の提供や工賃水準向上の取組を支援しています。

【施策の方向】

- 障害のある人の一般就労を進めるため、「障害者就労支援センター（チャレンジド ステーション クジラ）」を中心に関係機関との連携を強化し、一般就労の促進と定着を図ります。
- 障害のある人を雇用し、又は雇用を予定している企業や事業所、特例子会社※などに対し、労働行政関係機関と連携を図る中で、障害者雇用に関する理解・啓発や職場環境の整備に関する支援等に取り組みます。
- 平成28年度より実施している市役所での職場体験実習を継続して実施するとともに、対象者の拡大や実施内容等について、具体的な検討を行います。
- 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所の通所者の一般就労の促進を図るため、地域支援協議会就労支援部会と連携し、昭島市商工会をはじめとした事業主団体等の協力を得る中で、市内企業・事業所への啓発や理解の促進に取り組みます。
- 「昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、市が物品やサービスを調達する際には、公平性や競争性に留意し、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入するように努めます。

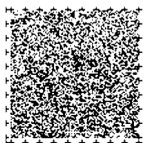




【事業内容】

(1) 雇用の促進と就労機会の拡大

番号	事業名	内容	担当
75	障害者就労支援事業の実施	障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、関係機関との連携を図り、就労面と生活面の一体的支援を提供する障害者就労支援事業を継続して実施します。	障害福祉課
76	職場体験実習の実施	障害のある人の就労を支援するため、市役所において、特別支援学校高等部の生徒を対象に、職場体験実習を実施します。また、対象者の拡大や実施内容等について具体的に検討します。	障害福祉課
77	市職員における障害のある人の雇用促進	市役所において、障害のある人の雇用の促進を図るため、受入体制や労働環境の整備に努めるとともに、障害者雇用率の遵守に努めます。	職員課
78	障害のある人の雇用促進	障害者就労支援センターやハローワーク立川などの労働行政機関と連携を図り、障害のある人の雇用促進を企業に働きかけます。	産業活性課
79	障害のある人の職域の拡大	障害のある人の雇用を促進するため、昭島市商工会や労働関係機関と連携し、市内事業所に対して、就労の場の創出と職域拡大に向けた啓発、理解の促進を図ります。	産業活性課



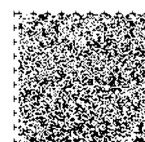
(2) 福祉的就労の充実

番号	事業名	内容	担当
80	*就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援や就職後の職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	障害福祉課
81	*就労継続支援 (A型・雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、雇用契約に基づき、生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
82	*就労継続支援 (B型・非雇用型)	一般企業等への就労が困難な障害のある人に対して、継続的に生産活動などの機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練などの支援を行います。	障害福祉課
83	*就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労に移行した人が、就労環境等の変化により生活リズムの調整や家計の管理などの問題が生じた際に、必要な連絡調整や指導、助言等を行います。	障害福祉課

注：*印は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付事業

(3) 工賃水準の向上

番号	事業名	内容	担当
84	障害者就労施設等の自主製品の展示・販売コーナーの設置	保健福祉センターの喫茶コーナーにおいて、引き続き、障害者就労施設等の自主製品を常時展示・販売できるコーナーを設置し、障害者就労施設等の活動内容の周知や通所者の工賃向上を図ります。	生活福祉課
85	障害者就労施設等の自主製品・食品などの販売促進	障害者就労施設等の自主製品や食品などの販売を促進するため、地域のイベントなどへの出店や参加機会の拡大を図ります。また、市内における障害者就労施設等のネットワークを活用し、市と事業所が連携を図る中で、共同販売会の実施や販路拡大に向けた取組を推進します。	障害福祉課
86	障害者就労施設等への物品等の優先調達の推進	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品の購入や業務の委託などの受注機会の拡大を図るとともに、施設が供給可能な物品や業務などの周知にも努めます。	障害福祉課 全課



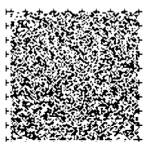
4 社会参加の促進

【現状と課題】

- ◇障害のある人が、地域で自分らしく生活していくためには、地域の人々と交流し、支え合っていくことが重要です。また、障害のある人が豊かで潤いのある生活を送るために、芸術や文化に触れることやスポーツ・レクリエーション活動への参加等を支援し、その促進を図ることが必要です。
- ◇聴覚障害や視覚障害のある人は、その感覚機能の障害によってコミュニケーションの確保にハンディキャップを抱えています。日常生活の利便性の向上や自立と社会参加を促進するためには、コミュニケーションが適切に確保できる環境づくりが課題となっています。
- ◇障害のある人の社会参加を進めるためには、外出や移動に係る手段の確保は大切な課題です。障害のある人の外出支援サービスとしては、「心身障害者用自動車（くじら号）運行事業」のほか、地域生活支援事業の「移動支援事業」や「タクシー利用費助成事業」、「自動車等ガソリン費助成事業」、NPO法人が行っている「移送サービス事業」などがあります。障害のある人がいきいきと社会参加することができるように、外出や移動の支援を充実する必要があります。

【施策の方向】

- 障害のある人も障害のない人も、誰もが地域活動に気軽に参加し、芸術や文化に触れ、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境の整備に努めます。
- 障害のある人が、スポーツ・レクリエーションなど様々なイベントに気軽に参加できるような支援の充実を図り、障害のある人と障害のない人が一緒になって活動し楽しめる機会の提供に努めます。
- 聴覚障害のある人の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションを確保するため、手話通訳者の派遣などコミュニケーション支援を推進します。また、支援に携わる手話通訳者の養成も推進します。
- 障害のある人が、地域生活や社会活動において必要な移動手段を確保することができるようにするため、移動支援や移動に係る費用の助成などのサービスを提供します。



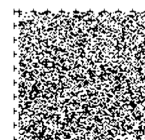
【事業内容】

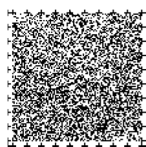
（１）社会参加の促進と生涯学習の推進

番号	事業名	内容	担当
87	障害のある青年の交流事業	障害のある青年が、社会の中での生活力を身につけるため、障害のある青年が障害のない青年とともに活動し、交流を深める講座を年間を通して実施します。	市民会館・公民館
88	文化活動支援	障害のある人も障害のない人も、誰もが参加できる趣味講座や成果発表・展示などを行い、文化活動への参加を促進します。	市民会館・公民館
89	レクリエーション活動への参加支援	障害のある人のレクリエーション活動への参加について、関係各課の連携による支援が可能となるよう、実施体制の整備に努めます。	障害福祉課
90	パラリンピック競技種目体験事業	2020年の東京パラリンピックの開催に向け、様々なパラリンピック競技種目の体験を通して、障害のある人と障害のない人との相互交流を図るとともに、障害への理解を深めます。	市民会館・公民館

（２）意思疎通支援の充実

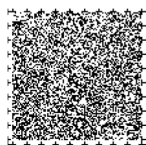
番号	事業名	内容	担当
91	手話通訳者等派遣事業 (地域生活支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、コミュニケーションの支援を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。	障害福祉課
92	手話通訳者養成事業 (地域生活支援事業)	聴覚・言語機能などに障害のある人の意思疎通を支援するため、社会福祉協議会と連携を図る中で、養成講座を実施し、手話通訳者の拡充を図ります。	障害福祉課 社会福祉協議会
93	言語機能訓練事業 (地域生活支援事業)	音声や言語機能に障害のある人を対象に、コミュニケーション機能の改善を図るため、言語聴覚士による指導や訓練、家族への助言などを行います。	障害福祉課
94	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児を対象に、補聴器を装用することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	障害福祉課





(3) 外出支援の推進

番号	事業名	内容	担当
95	心身障害者用自動車（くじら号）運行事業	心身の障害により常時車いすを使用しなければ移動することが困難な人を対象に、病院への通院や生活圏の拡大を図るため、車いすで乗車することができる障害者用自動車（くじら号）を運行します。	障害福祉課
96	移送サービス補助事業	公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に行う福祉有償移送*サービス事業の実施するNPO法人に対し、補助金を交付するとともに、事業の登録申請手続の支援を行います。	生活福祉課 障害福祉課
97	重度脳性麻痺者等介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を対象に、生活圏の拡大を図るため、介護人派遣費用を助成します。	障害福祉課
98	移動支援事業 (地域生活支援事業)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象に、外出時の支援を行うため、ガイドヘルパーを派遣します。	障害福祉課
99	タクシー利用費助成事業	電車やバスなどの交通機関の利用が困難な重度の障害のある人を対象に、生活圏の拡大を図るため、タクシー利用費用の一部を助成します。	障害福祉課
100	自動車等ガソリン費助成事業 (地域生活支援事業)	重度の障害のある人を対象に、日常生活のために所有する自動車の運行に係るガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
101	自動車運転免許取得費助成事業 (地域生活支援事業)	身体・知的障害のある人を対象に、日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	障害福祉課
102	自動車改造費助成事業 (地域生活支援事業)	重度の身体障害のある人を対象に、就労などのため自動車を購入する際に必要となる改造費用の一部を助成します。	障害福祉課
103	都営交通無料乗車券の発行	都内に居住する障害のある人や戦傷病者の人を対象に、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課
104	心身障害者民営バス割引証の交付	障害のある人を対象に、民営バスの普通乗車券又は定期乗車券の割引証を交付します。	障害福祉課





第4節 安全・安心に暮らせるまち

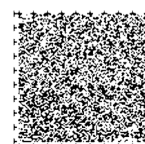
1 安全・安心体制の確保

【現状と課題】

- ◇全ての人が地域で安全・安心に暮らしていくためには、災害時の支援・協力体制の構築や防犯への取組が大切です。
- ◇災害の被害を最小限に抑えるためには、災害時の即応体制を整備するとともに、障害のある人を含む市民の災害への対応力を高めていくことが重要です。
- ◇市では、災害などの非常事態には、障害のある人を含む全ての市民に、防災行政無線や昭島市携帯メール情報サービス*などを活用し、的確な情報提供を図ります。
- ◇障害のある人の緊急事態を把握することができるよう、緊急通報システムなどの設置事業を実施していますが、こうした事業では大規模災害時の対応は困難です。
- ◇障害のある人などの自力では避難することが困難な避難行動要支援者*の支援や安否確認には、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会など、地域の幅広い協力が不可欠です。
- ◇市では、災害対策基本法の一部改正を受け、これまでの要援護者対策を改め、新たに避難行動要支援者対策を実施しています。また、要援護者の避難所として4か所の公共施設を二次避難所（福祉避難所*）として指定しています。
- ◇市では、一次避難所となる学校避難所において学校避難所運営委員会を組織し、学校管理者、民生委員、自治会、自主防災組織や障害のある人も参加する中で、配慮を必要とする方への対処方法や専用スペースの確保なども含めた各学校避難所運営マニュアルを作成し、その検証を進めています。
- ◇学校避難所運営マニュアルの検証を踏まえ、二次避難所（福祉避難所）の運営方法や運営体制の整備などについて、具体的な検討を進める必要があります。

【施策の方向】

- 消防機関や警察機関と地域との連携を強化し、市民と行政が協力しながら地域の安全・安心を適切に守ることができる環境の整備を図るとともに、災害時を想定した、具体的な対応の検討を進めます。
- 重度障害のある人については、避難行動要支援者名簿への登録により、自主防災組織や民生委員などの避難支援等関係者との情報共有を図るとともに、機会を捉え、緊急通報システムの活用や昭島市携帯メール情報サービスへの登録を働きかけていきます。
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組として、地域防災計画に基づき、避難支援プラン（全体計画）の策定を行うとともに、新たに、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成を進め、災害時等の障害のある人の安全・安心を確保する取組を進めます。



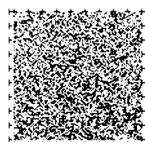
【事業内容】

（１）安全・安心体制の確保

番号	事業名	内容	担当
105	緊急通報システム 制度の活用	単身世帯で在宅の重度の障害のある人を対象に、病気や事故などの緊急時に対応するため、消防署に通報する機器を設置する緊急通報システムなどを活用します。	障害福祉課
106	ヘルプカード・ヘルプマークの普及・啓発	援助を必要とする人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするための「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、普及・啓発に努めます。	障害福祉課
107	昭島市携帯メール 情報サービスへの 登録推進	災害発生時に避難勧告などの防災情報をすばやく正確に入手することができるようにするため、昭島市携帯メール情報サービスへの登録を推進します。	防災課

（２）防災対策の推進

番号	事業名	内容	担当
108	学校避難所支援体制の推進	災害時の一次避難所となる学校避難所の運営について、学校避難所運営委員会（自治会、学校、民生委員、PTAなど）を組織し、障害のある人にも配慮した、避難所運営や支援体制の検証を進めます。	防災課 庶務課
109	避難支援プラン・避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者の避難支援プラン（全体計画）に基づき、これまで運用してきた「災害時要援護者※登録制度」に代わるものとして、災害時に自ら避難することが困難な人で、避難に関し特に支援を必要とする方を登録する「避難行動要支援者名簿」の作成を進めます。	防災課 生活福祉課
110	避難行動要支援者支援体制の整備	「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時の避難支援や、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命や身体を災害などから適切に保護するための取組について、検討を進めます。	防災課 生活福祉課 障害福祉課



2 地域福祉の推進

【現状と課題】

◇全ての市民が地域の一員としていきいきと暮らしていくためには、障害のある人、市民、ボランティア団体、行政、関係機関などが協働し、それぞれが役割を分担しながら相互に支え合い、地域での問題を解決することが求められています。

◇障害のある人が、社会のあらゆる分野に参加するために、様々な社会的障壁（バリア）を取り除いていく必要があります。

◇市では、道路や施設などの公共施設については、誰もが安全かつ快適に利用することができるように、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備、改修を順次進めています。また、商業施設や民間の建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、利用者の視点に立った施設の整備を誘導しています。

【施策の方向】

○障害のある人が、日常生活において施設や設備等を気軽に安心して利用することができるようにするため、施設や設備等のバリアフリー化の推進を図り福祉のまちづくりを推進します。また、心のバリアフリーの推進を図ります。

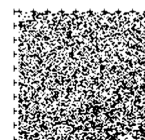
○バリアフリー推進計画を策定し、誰にでも優しく利用しやすい施設となるよう、整備計画の段階からユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

○地域で支え合う仕組みを推進するためには、活動を支える人材の確保が不可欠であることから、ボランティアの育成や活動の支援、地域の福祉人材の確保に努めます。

【事業内容】

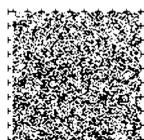
（１）バリアフリー化の促進

番号	事業名	内容	担当
111	バリアフリー推進計画の策定	昭島市地域福祉計画の策定に併せ、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する市の基本的な考え方を位置付け、福祉のまちづくりの推進を図ります。	生活福祉課



（２）福祉人材の育成と地域との連携

番号	事業名	内容	担当
112	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学校の教育課程に位置づけるとともに、障害者福祉施設での福祉体験などを促進し、福祉への理解を深めることを目的とした福祉・ボランティア教育を推進します。	指導課
113	ボランティア活動の推進	ボランティアセンター（社会福祉協議会）が行うボランティア団体の活動情報の提供や、ボランティア活動に関する講座、団体間相互の交流事業などを支援し、ボランティアの育成及び活動の推進を図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会
114	移動支援従事者養成研修の実施	移動支援事業のガイドヘルパーが不足している状況を踏まえ、ガイドヘルパー養成研修を実施し、人材の確保に努めます。	障害福祉課



第6章 障害福祉サービス等の提供

第1節 障害福祉計画における成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 平成28年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

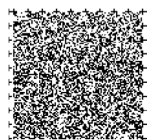
国の基本指針	- 平成32年度末時点における地域生活に移行する者の目標値を設定する。 - 当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
目標値設定の考え方	地域生活に移行した施設入所者は、平成24年度から平成28年度までの5年間において3人であることを考慮し、平成28年度末時点の施設入所者72人から3人が地域生活に移行する者の数として設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成28年度末の施設入所者数	基準値	72人	平成28年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	3人 (4.2%)	平成28年度末時点の施設入所者数のうち、3人がグループホーム等へ移行することを基本とする。

(2) 施設入所者の削減数

国の基本指針	平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。
目標値設定の考え方	平成29年10月末時点の施設入所者数は73人となっており、既に基準値を上回っている状況にあることなどから、基準値となる平成28年度末時点の施設入所者数の72人を超えないこととして設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成28年度末の施設入所者数	基準値	72人	平成28年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	±0人 (0.0%)	平成28年度末時点の施設入所者数を超えないことを基本とする。



2 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針	・平成32年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。
目標値設定の考え方	・地域生活支援拠点等を整備することについて、立川基地跡地の国有地を活用するとともに、市内にある様々な障害のある人を支える資源の活用や連携を図るため、これまでの検討を踏まえ、引き続き、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関と調整を図る。
目標値	設置に向けた検討

地域生活支援拠点等とは

国の基本指針では、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域生活で求められている次のような機能が必要とされている地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に平成32年度末までに整備することが求められています。

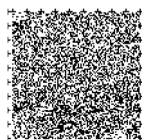
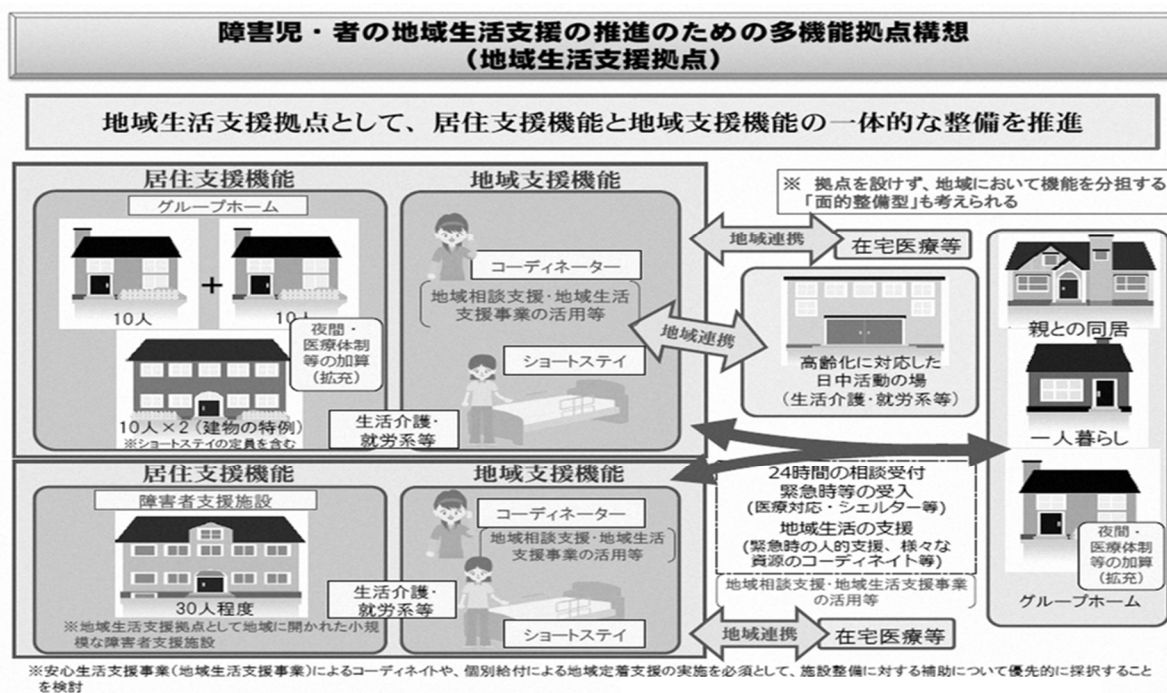
【必要な機能等】

- 相談（地域移行・親元からの自立など）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上など）
- 体験の機会・場（一人暮らし・グループホームなど）
- 専門的人材の確保・養成（人材の確保・養成、連携など）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置など）

【地域生活支援拠点等】

- 多機能拠点整備型：グループホーム又は障害者支援施設に上記の機能を付加した拠点の整備
- 面的整備型：地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備

《イメージ図》



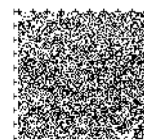
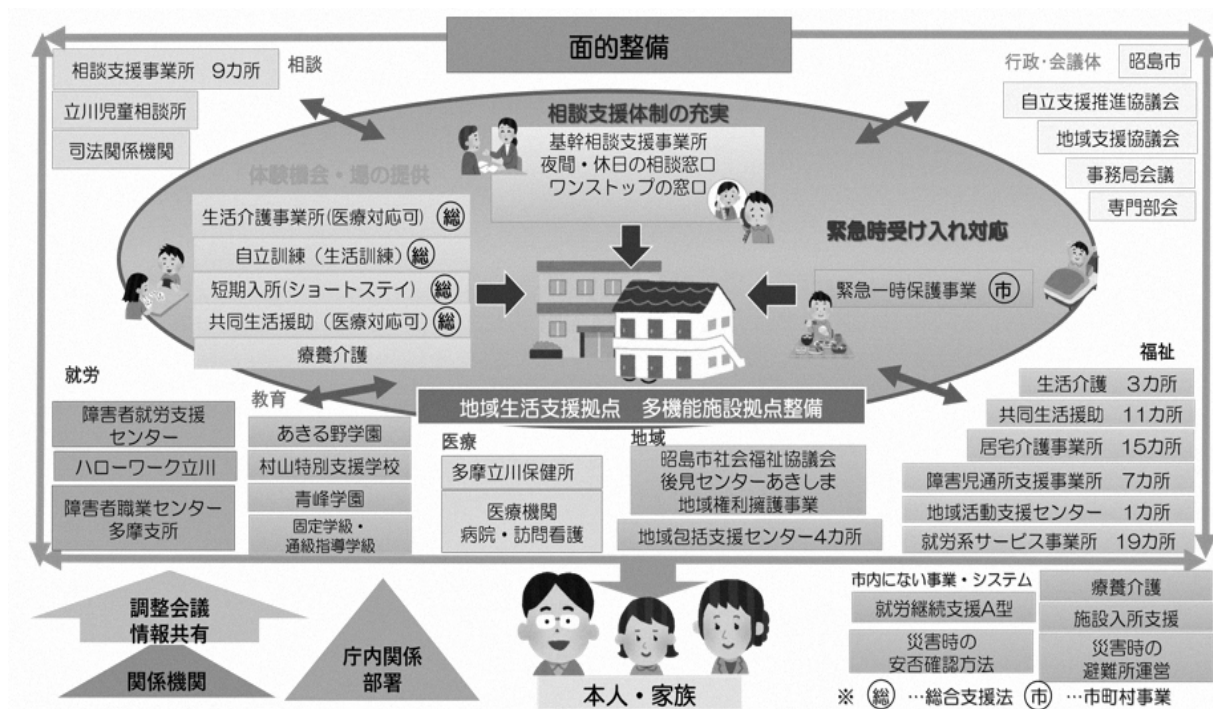
《参考》

昭島市障害者地域支援協議会「地域生活支援拠点プロジェクト」での検討結果に基づく、昭島市における「地域生活支援拠点に求める機能（案）」について

地域生活支援拠点プロジェクト活動内容

- 目的 国が示す地域生活支援拠点等の必要な機能について、昭島市における社会資源の現状を把握するとともに、どのような機能と役割が必要となるのかを明確にする。
- 期間 平成29年2月24日（金）～平成29年10月27日（金）
- 内容 プロジェクト会議、各専門部会による地域課題の抽出、関係機関や関係者へのヒアリング、大田区障がい者総合サポートセンターへの視察、地域支援協議会への報告など

【求める機能（案）】



3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	平成32年度末までに、当事者及び保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携体制を構築することができるように、各市町村ごとに協議の場を設置することを基本とする。
目標値設定の考え方	保健、福祉関係者等で行っている精神保健福祉業務連絡会を再構築し、医療関係者も携わる中で、協議の場の設置に向けて検討する。
目標値	設置

※長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

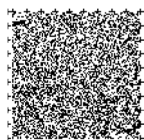
これまでの地域移行支援の取組状況や今後の地域移行支援の見込量などを勘案する中で、基盤整備量（利用者数）は3人と定めるとともに、引き続き、医療機関や関係機関との連携を図り、必要なサービスの提供体制の確保に努めることとする。

4 福祉施設から一般就労への移行等

（1）就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度に一般就労に移行する者の数

国の基本指針	- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。 - 当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	福祉施設を退所した一般就労者数の平成24年度から平成28年度までの平均値は6人であるとともに、就労移行支援事業の利用者数は平成24年度から平成28年度までの平均値は19人となっていることなどを考慮し、平成32年度の就労移行支援事業の利用者数の目標値（23人）の約半数である12人を一般就労へ移行する者の数として設定する。

区 分	数 値		設定の考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	基準値	9人	平成28年度に福祉施設を退所して、一般就労した人数
一般就労移行者数	目標値	12人 (1.3倍)	平成32年度に福祉施設を退所して、一般就労する人数



(2) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本指針	・就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを基本とする。
目標値設定の考え方	・国の基本指針を踏まえ、平成28年度末時点の利用者数19人の約2割増加の23人を就労移行支援事業の利用者数として設定する。

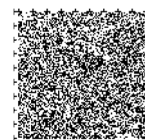
区 分	数 値		設定の考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	基準値	19人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値	23人 (1.2倍)	平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数

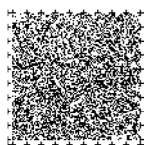
(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

国の基本指針	・事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	・昭島市内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上にすることを目指すこととして設定する。
目 標 値	50%

(4) 就労定着支援による職場定着率

国の基本指針	・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。
目標値設定の考え方	・就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上にすることを目指すこととして設定する。
目 標 値	80%





第2節 障害児福祉計画における成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
目標値設定の考え方	・(仮称) 昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの整備を進める。
目標値	設置

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

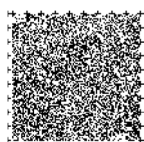
国の基本指針	・平成32年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標値設定の考え方	・(仮称) 昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの開設とともに、保育所等訪問支援事業の実施を目指す。
目標値	実施

(3) 重症心身障害児の支援体制の整備

国の基本指針	・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	・平成28年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、引き続き、身近な地域で支援を受けることができるよう努める。
目標値	1か所以上の設置

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

国の基本指針	・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
目標値設定の考え方	・平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることについて検討する。
目標値	設置に向けた検討



第3節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

1 障害福祉サービス

（1）訪問系サービス

（1月当たり）

サービス種別	28年度 実績	29年度 見込み	見込量		
			30年度	31年度	32年度
居宅介護	1,767時間	1,850時間	1,881時間	1,936時間	1,991時間
	160人	166人	171人	176人	181人
重度訪問介護	3,406時間	3,606時間	3,784時間	3,956時間	4,128時間
	21人	21人	22人	23人	24人
同行援護	937時間	902時間	920時間	943時間	966時間
	39人	39人	40人	41人	42人
行動援護	307時間	269時間	280時間	294時間	308時間
	22人	19人	20人	21人	22人
重度障害者等 包括支援	0時間	0時間	600時間	600時間	600時間
	0人	0人	1人	1人	1人
合 計	6,417時間	6,627時間	7,465時間	7,729時間	7,993時間
	242人	245人	254人	262人	270人

《サービス提供事業所の状況》

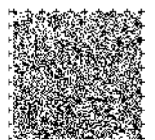
サービス名	昭島市内事業所数
居宅介護	15か所
重度訪問介護	15か所
同行援護	8か所
行動援護	3か所
重度障害者等包括支援	0か所

（平成29年11月1日現在）

《サービス量確保のための方策》

○障害のある人が安心して地域生活を送ることができるように、市の窓口や相談支援事業所等において、情報提供に努めるとともに、自らの選択によりサービスを利用することができるように支援します。

○サービス提供事業者との連携を図り、障害のある人一人ひとりの障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。



(2) 日中活動系サービス

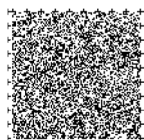
(1月当たり)

サービス種別	28年度 実績	29年度 見込み	見 込 量		
			30年度	31年度	32年度
生活介護	3,100人日	3,332人日	3,440人日	3,560人日	3,680人日
	162人	166人	172人	178人	184人
自立訓練 (機能訓練)	4人日	4人日	20人日	20人日	20人日
	0人	0人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	131人日	72人日	90人日	100人日	110人日
	11人	7人	9人	10人	11人
就労移行支援	266人日	373人日	345人日	345人日	345人日
	19人	25人	23人	23人	23人
就労継続支援 (A型)	400人日	390人日	420人日	441人日	462人日
	19人	19人	20人	21人	22人
就労継続支援 (B型)	3,653人日	3,909人日	4,005人日	4,140人日	4,275人日
	249人	258人	267人	276人	285人
就労定着支援	-	-	3人	3人	3人
療養介護	538人日	577人日	600人日	630人日	660人日
	18人	19人	20人	21人	22人
短期入所 (福祉型)	158人日	204人日	204人日	220人日	236人日
	40人	48人	51人	55人	59人
短期入所 (医療型)	69人日	64人日	66人日	72人日	78人日
	11人	10人	11人	12人	13人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
生活介護	3か所
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	0か所
就労移行支援	4か所
就労継続支援（A型）	0か所
就労継続支援（B型）	14か所
療養介護	0か所
短期入所	1か所

(平成29年11月1日現在)



《サービス量確保のための方策》

- 身近な地域でサービスを受けることができるように、障害者地域支援協議会での活動や特別支援学校との懇談等を通じて、利用者のニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めます。
- 市内にサービス提供事業所のないサービスについては、東京都や近隣の自治体との連携を図り、サービス量の確保に努めます。
- サービス提供事業者との連携を図り、障害のある人一人ひとりの障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。
- 地域生活支援拠点等の必要な機能となる短期入所施設や施設数等が不足している生活介護施設について、立川基地跡地の国有地を活用する中で、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関との調整を図ります。

(3) 居住系サービス

(1月当たり)

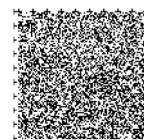
サービス種別	28年度実績	29年度見込み	見込量		
			30年度	31年度	32年度
自立生活援助	-	-	1人	1人	1人
共同生活援助	84人	90人	95人	101人	107人
施設入所支援	72人	73人	73人	73人	72人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数	(平成29年11月1日現在)
共同生活援助	12か所	
施設入所支援	0か所	

《サービス量確保のための方策》

- 居住系サービスについては、障害のある人の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の新規開設への支援に努めます。また、施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保します。
- 地域生活支援拠点等の必要な機能となる共同生活援助施設について、立川基地跡地の国有地を活用する中で、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関との調整を図ります。



(4) 相談支援

(1月当たり)

サービス種別	28年度 実績	29年度 見込み	見 込 量		
			30年度	31年度	32年度
計画相談支援	105人	110人	130人	153人	181人
地域移行支援	0人	1人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	1人	1人	1人

《サービス提供事業所の状況》

サービス名	昭島市内事業所数
計画相談支援	9か所
地域移行支援	2か所
地域定着支援	2か所

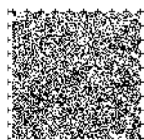
(平成29年11月1日現在)

《サービス量確保のための方策》

- 適切な支援を図るため、相談支援事業者と連携し、相談支援体制の充実に努めます。
- サービス等利用計画の量的・質的確保を図るため、障害者地域支援協議会相談支援部会や相談支援事業者との連携により、相談支援の充実に努めます。
- 地域生活支援拠点等の機能となる計画相談支援等について、立川基地跡地の国有地を活用する中で、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関との調整を図ります。

【サービス見込量の単位「時間分と人日分」】

- 「時間分」とは、『月間のサービス提供時間』のことで、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。
- 「人日分」とは、「月間の利用人数」に「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。



(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

(1月当たり)

サービス種別	28年度 実績	29年度 見込み	見 込 量		
			30年度	31年度	32年度
児童発達支援	213人日	264人日	280人日	296人日	312人日
	31人	33人	35人	37人	39人
医療型児童発達 支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0人	0人	0人	0人	0人
放課後等 デイサービス	1,412人日	1,632人日	1,872人日	2,171人日	2,522人日
	104人	124人	144人	167人	194人
保育所等訪問 支援	0人日	0人日	0人日	0人日	10人日
	0人	0人	0人	0人	5人
障害児相談支援	28人	35人	44人	56人	71人
医療的ケア児に対 する関連分野支援 調整コーディネー ターの配置	-	-	検討	検討	検討

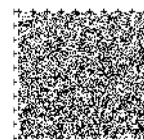
《サービス提供事業所の状況》

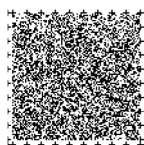
サービス名	昭島市内事業所数
児童発達支援	3か所
医療型児童発達支援	0か所
放課後等デイサービス	7か所
保育所等訪問支援	0か所
障害児相談支援	9か所

(平成29年11月1日現在)

《サービス量確保のための方策》

- 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供事業者と連携した提供体制の確保を図るとともに、より質の高いサービスを提供することができるよう東京都と連携し要請します。
- サービス提供事業者との連携を図り、障害のある人一人ひとりの障害特性に応じたサービスが提供されるように支援します。
- （仮称）昭島市児童発達支援センター事業詳細計画に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業の実施に努めます。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、東京都が実施する予定の（仮称）コーディネーター養成研修事業の動向を注視し、配置について検討します。





2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

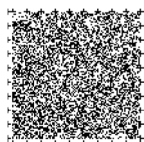
サービス種別		28年度 実績	29年度 見込み	見 込 量		
				30年度	31年度	32年度
相談 支援 事業	一般相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	自立支援推進協議会	設置	設置	設置	設置	設置
	地域支援協議会	設置	設置	設置	設置	設置
	基幹相談支援センター	-	-	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業		2人	3人	3人	3人	3人
コミュニケーション支援事業		327人	324人	330人	340人	350人
手話通訳者養成事業	上級	6人	4人	20人	20人	20人
	応用	10人	4人	10人	10人	10人
移動支援事業		10,828時間	10,656時間	11,220時間	11,440時間	11,660時間
		1,026人	996人	1,020人	1,040人	1,060人
日 常 生 活 用 具	介護・訓練支援用具	3件	-	7件	8件	9件
	自立生活支援用具	16件	-	17件	19件	21件
	在宅療養等支援用具	19件	-	14件	16件	18件
	情報・意思疎通支援用具	27件	-	25件	26件	27件
	排せつ管理支援用具	2,346件	-	2,550件	2,650件	2,750件
	居宅生活動作補助用具 (小規模住宅改修費)	0件	-	2件	2件	2件
	計	2,411件	-	2,615件	2,721件	2,827件
地域活動支援センター (I型)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		3,499人	4,092人	4,100人	4,100人	4,100人

(2) 任意事業

サービス種別		28年度 実績	29年度 見込み	見 込 量		
				30年度	31年度	32年度
巡回入浴サービス事業		11人	11人	11人	11人	11人
		762回	708回	760回	760回	760回
自動車運転免許取得費助成事業		2人	2人	2人	2人	2人
自動車改造費助成事業		2人	2人	2人	2人	2人

《サービス量確保のための方策》

○各事業において、利用者のニーズに対応するとともに、必要に応じてサービス提供事業者との連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。





第7章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

1 障害のある人のニーズの把握

障害福祉施策を推進していくためには、行政だけでなく市民一人ひとりが障害福祉について理解を深めるとともに、計画の策定や推進に参画することが大切です。

障害のある人への各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人やその家族の方などの意見やニーズの把握に努めます。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

障害のある人やその家族の方などへの相談支援と情報提供に取り組み、ニーズの把握と問題解決に努めます。

また、障害のある人に必要となるサービスを適切に提供することができるよう、サービス提供事業者へ情報提供を行うとともに、市内へのサービス基盤の整備にも努めます。

3 庁内体制の整備

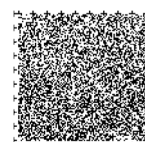
本計画に基づく取組は、福祉分野のみならず、医療、保健、教育、労働等の多岐にわたることから、各施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、障害福祉課が中心となり庁内部局間の連携を図り、計画の総合的な推進に努めます。

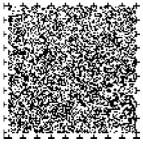
また、職員研修の実施などにより、全ての市職員が障害のある人などの支援が必要な人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、理解の促進と意識の醸成に努めます。

4 関係機関等との連携

障害のある人の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、医療、保健、教育、労働の関係行政機関だけではなく、社会福祉協議会などの各関係機関と情報を共有するとともに連携を深め、総合的かつ計画的に取り組むことが必要となります。

地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO法人、福祉団体、サービス提供事業者や昭島市障害者（児）福祉ネットワークとも連携を図る中で、地域生活支援に向けた諸課題の対応に努めます。





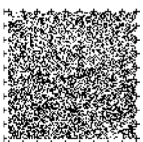
5 障害者地域支援協議会との連携

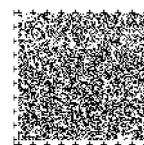
本計画の円滑な推進を図るため、障害者地域支援協議会や各専門部会とも連携し、地域における障害福祉施策に関する課題やニーズなどを把握するとともに、課題の解決に向けた協議等を通じて、市内の地域資源の改善、関係機関との連携のあり方など、より良い地域生活の支援に向けた課題の解決に努めます。

6 国・東京都との連携

障害のある人の地域生活を支える施策は、国や東京都の制度に基づき実施されているものが少なくありません。施策の推進に当たっては、国や東京都の制度を積極的に活用し、施策の充実を図るとともに、新しい動向を注視しつつ、綿密な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、利用者本位のより良い制度や体制の構築に向けて、国や東京都に対して必要な要望を行うとともに、財政上の措置についても要請します。

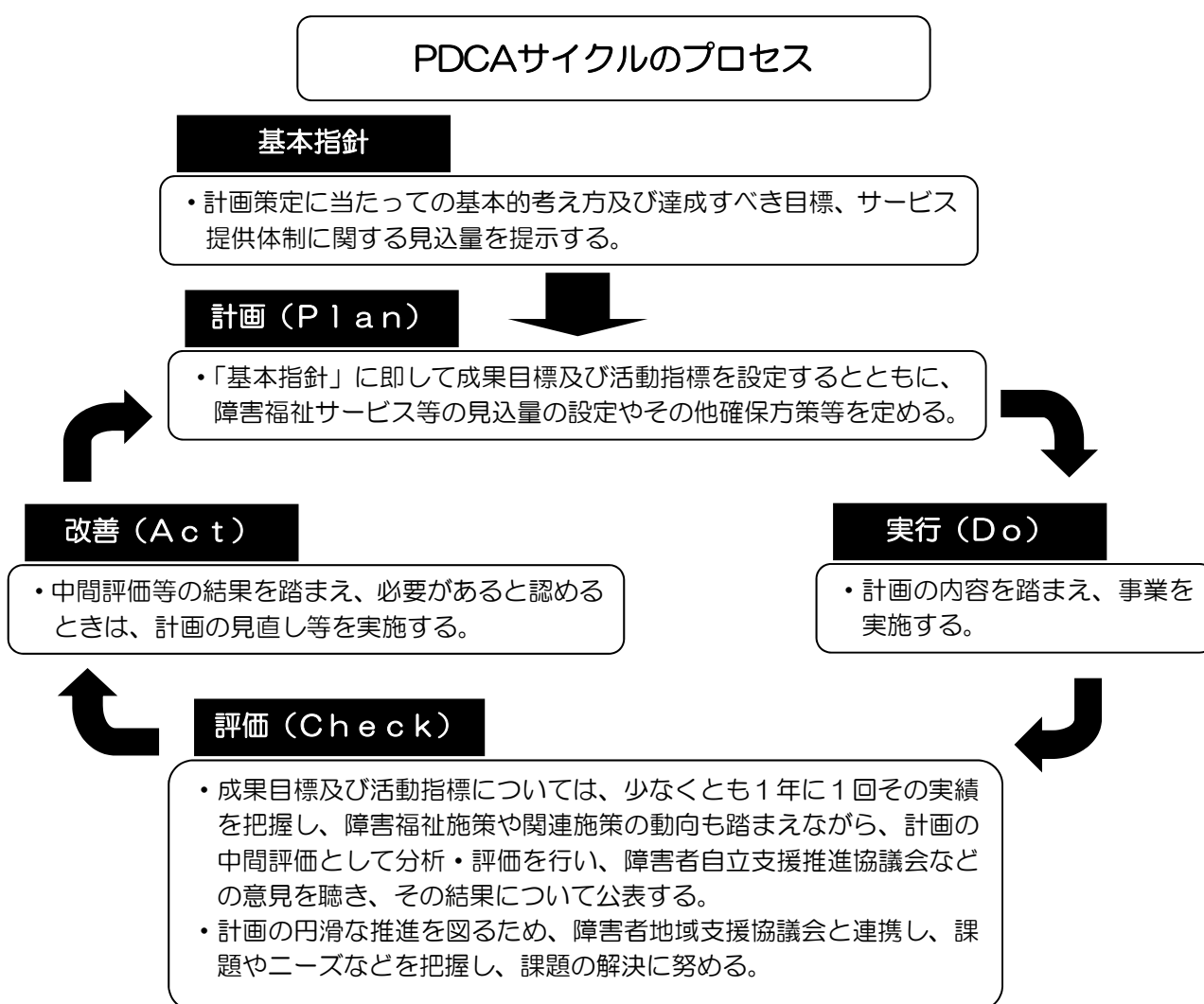




第2節 計画の進行管理

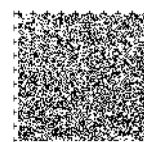
1 計画の進行管理

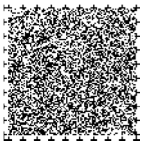
計画に明記した成果目標で定める事項について、毎年度、PDCAサイクルのプロセスに沿って行うとともに、各事業の進捗状況や達成状況などについて適切に評価するため、障害者自立支援推進協議会を中心に意見を聴き、分析・評価を行い、その結果について公表することとします。また、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取組を進めます。



【PDCAサイクルとは】

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。





資料編

1 昭島市障害者総合支援条例

（目的）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、障害者（法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を総合的に行い、もって障害者の自立及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（障害支援区分認定審査会）

第2条 法第15条に規定する審査会は、昭島市障害支援区分認定審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 法第16条第1項に規定する審査会の委員の定数は、5人以内とする。

3 審査会の委員の任期は、3年とする。

4 審査会の会議は、非公開とする。

（自立支援給付）

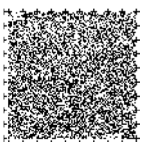
第3条 市は、法第6条に規定する次に掲げる給付を行う。

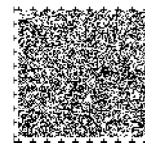
- (1) 介護給付費の支給
- (2) 特例介護給付費の支給
- (3) 訓練等給付費の支給
- (4) 特例訓練等給付費の支給
- (5) 特定障害者特別給付費の支給
- (6) 特例特定障害者特別給付費の支給
- (7) 地域相談支援給付費の支給
- (8) 特例地域相談支援給付費の支給
- (9) 計画相談支援給付費の支給
- (10) 特例計画相談支援給付費の支給
- (11) 自立支援医療費の支給
- (12) 療養介護医療費の支給
- (13) 基準該当療養介護医療費の支給
- (14) 補装具費の支給
- (15) 高額障害福祉サービス等給付費の支給

（介護給付費及び特例介護給付費の支給）

第4条 介護給付費及び特例介護給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 同行援護
- (4) 行動援護
- (5) 療養介護（医療に係るものを除く。）
- (6) 生活介護





- (7) 短期入所
- (8) 重度障害者等包括支援
- (9) 施設入所支援

(訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給)

第5条 訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給は、次に掲げる障害福祉サービスに関して法第29条及び第30条の規定により支給する給付とする。

- (1) 自立訓練
- (2) 就労移行支援
- (3) 就労継続支援
- (4) 就労定着支援
- (5) 自立生活援助
- (6) 共同生活援助

(特定障害者特別給付費の支給)

第6条 特定障害者特別給付費の支給は、法第34条の規定により支給する給付とする。

(特例特定障害者特別給付費の支給)

第7条 特例特定障害者特別給付費の支給は、法第35条の規定により支給する給付とする。

(地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給)

第8条 地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給は、法第51条の14及び第51条の15の規定により支給する給付とする。

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第8条の2 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、法第51条の17及び第51条の18の規定により支給する給付とする。

(自立支援医療費の支給)

第9条 自立支援医療費の支給は、法第58条の規定により支給する給付とする。

(療養介護医療費の支給)

第10条 療養介護医療費の支給は、法第70条の規定により支給する給付とする。

(基準該当療養介護医療費の支給)

第11条 基準該当療養介護医療費の支給は、法第71条の規定により支給する給付とする。

(補装具費の支給)

第12条 補装具費の支給は、法第76条の規定により支給する給付とする。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給)

第13条 高額障害福祉サービス等給付費の支給は、法第76条の2の規定により支給する給付とする。

(地域生活支援事業)

第14条 市は、地域生活支援事業として、法第77条第1項各号に掲げる事業を行う。

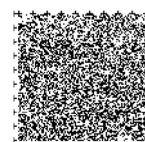
2 市は、前項の事業のほか、法第77条第3項に規定する事業を行うことができる。

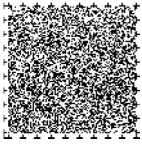
3 地域生活支援事業を利用した障害者又はその保護者は、当該事業に要した費用の額の100分の10に相当する額を限度として、利用料を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定により市が行う事業の種類並びに前項の利用料については、規則で定める。

(障害者自立支援推進協議会)

第15条 障害者の自立支援の円滑な推進を図るため、昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。





- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、法第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定に関する事項について、調査審議し、答申する。
- 3 協議会は、法第77条第1項第3号の規定に基づき行う相談支援事業の中立・公平性を確保するため、当該事業の運営について評価し、市長に意見を述べることができる。
- 4 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験のある者 3人以内
 - (2) 関係行政機関の職員 2人以内
 - (3) 障害福祉に関係する事業等に従事する者 2人以内
 - (4) 障害者及びその家族 2人以内
 - (5) 公募による市民 3人以内
- 5 市長は、協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。
- 6 協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、協議会の議決により非公開とすることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中昭島市障害者自立支援条例第1条の改正規定 公布の日

(2) 第1条の規定（昭島市障害者自立支援条例第1条の改正規定を除く。） 平成24年4月1日までの間において規則で定める日

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

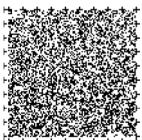
附 則

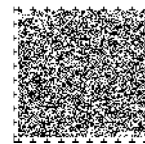
（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に昭島市障害者総合支援条例第2条第1項の審査会の委員である者の任期は、改正後の同条例第2条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。





2 昭島市障害者自立支援推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、昭島市障害者総合支援条例（平成18年昭島市条例第8号）第15条第8項の規定に基づき、昭島市障害者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、協議会の議長となる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第4条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

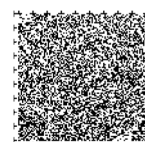
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。



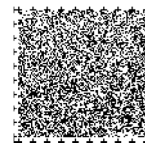
3 昭島市障害者自立支援推進協議会委員名簿

氏 名	選 出 区 分	備 考
相 沢 保	公募市民	
石 塚 健 市	関係行政機関（立川児童相談所）	
市 村 たづ子	事業者	
栗 原 玲 子	関係行政機関（多摩立川保健所）	
齋 藤 国 彦	事業者	
島 田 博 祐	学識経験者	副会長
竹 口 甲 二	医師	
長 瀬 輝 諠	医師	会長
野 島 智 美	公募市民	
長谷川 徹	歯科医師	
深 井 葉 子	公募市民	
森 田 敬 司	学識経験者	

（敬称略）

（委員任期：平成27年4月1日～平成30年3月31日）





4 昭島市障害者地域支援協議会の設置及び運営に関する要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3に規定する協議会として昭島市障害者地域支援協議会(以下「支援協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 支援協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う。

2 前項の協議の結果等については、昭島市障害者総合支援条例(平成18年昭島市条例第8号)第15条第1項に規定する昭島市障害者自立支援推進協議会(以下「推進協議会」という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 支援協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 推進協議会の代表者 1人以内
- (2) 障害者等に関する関係機関、関係団体の代表者 1人以内
- (3) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者 4人以内
- (4) 障害者支援施設の代表者 1人以内
- (5) 障害者等及びその家族 2人以内
- (6) 第7条の各専門部会の代表者 各専門部会1人以内

2 市長は、支援協議会の委員が欠けた場合は、補欠委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 支援協議会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、支援協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 支援協議会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 支援協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、支援協議会の議長となる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、支援協議会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は支援協議会の構成員以外の者から資料の提出を求めることができる。

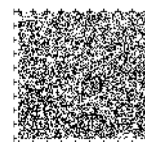
5 支援協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

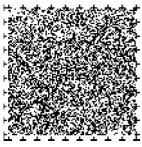
(専門部会)

第7条 支援協議会に専門部会を置く。

2 専門部会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題等について調査し、その結果を支援協議会に報告する。

3 専門部会は、その担当事務ごとに複数設置することができる。





- 4 専門部会の名称及び担任事務は、支援協議会に諮って決定するものとする。
- 5 専門部会に部会長及び副会長1人を置き、専門部会委員の互選により定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。
- 7 専門部会の庶務は、各専門部会において処理する。
(事務局会議)

第8条 支援協議会と専門部会との連携を図るとともに、担任事務相互の連絡調整を行うため、事務局会議を設置する。

- 2 事務局会議は、委員長、副委員長、各専門部会の代表者及び障害福祉担当課の職員で組織する。
- 3 事務局会議の庶務は、障害福祉担当課において処理する。
(懇談会)

第9条 支援協議会は、第2条の所掌事項に関し、推進協議会と意見交換が必要であると認めるときは、推進協議会に対し、懇談会の開催を求めるものとする。

(守秘義務)

第10条 支援協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 支援協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援協議会の運営について必要な事項は、委員長が支援協議会に諮って定める。

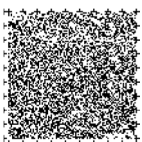
附 則

(実施時期)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(昭島市地域支援会議要綱の廃止)
- 2 昭島市地域支援会議要綱(平成20年10月1日実施)は、廃止する。

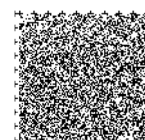
附 則

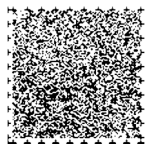
この要綱は、平成30年4月1日から実施する。



5 計画策定過程

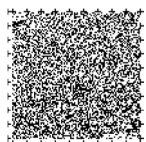
年 月 日	実 施 事 項
平成28年11月8日～ 11月22日	第5期昭島市障害福祉計画策定のための基礎調査 【配布数2,000 回収数1,041 回収率52.1%】
平成29年4月～5月	第5期昭島市障害福祉計画策定のためのアンケート調査 事業所(29事業所)【配布数39 回収数33 回収率84.6%】 団 体(8団 体)【配布数 8 回収数 7 回収率87.5%】
平成29年5月30日	アンケート調査に関するヒアリング 【参加事業所・団体 12事業所 6団体】
平成29年7月27日	第1回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・第4期昭島市障害福祉計画の実績 ・第4期昭島市障害福祉計画における成果目標の評価 ・第5期昭島市障害福祉計画策定における基礎調査等の報告 ・第5期昭島市障害福祉計画 (第1章～第3章)
平成29年10月19日	第2回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・第5期昭島市障害福祉計画 (第4章～第6章第2節)
平成29年11月20日	第3回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・第5期昭島市障害福祉計画 (第1章～第7章) ・第5期昭島市障害福祉計画(素案)に関するパブリックコメントの実施
平成29年12月11日～ 平成30年1月15日	パブリックコメントの実施
平成30年2月7日	第4回昭島市障害者自立支援推進協議会 ・パブリックコメントの意見に対する回答案 ・第5期昭島市障害福祉計画(素案)の修正

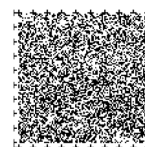




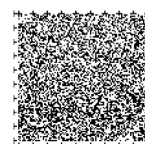
6 用語の説明

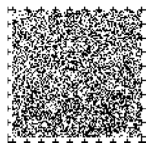
区分	用 語	説 明
あ行	愛の手帳	知的障害のある人の保護や自立更生の援助を図るとともに、各種のサービスを受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けている。なお、国の制度としては療育手帳があり、「愛の手帳」はこの制度の適用を受けている。障害の程度により1度～4度にわかれている（1度が最重度）。
	昭島市携帯メール情報サービス	災害情報や不審者情報などの情報について、携帯電話などに電子メール「重要なお知らせ(昭島市)」として配信するサービス。
	アクセシビリティ	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。
	医療的ケア	家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。
	インクルーシブ教育・保育	全ての子どもが教育制度一般から排除されることなく、人権や言語の違い、経済的な制約など、多様なニーズがあっても制約の少ない形で包括されるべきという教育理念で、保育にも適用される。
	NPO	Non Profit Organizationの略。特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体。
か行	基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づく地域の相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合相談、専門相談及び成年後見制度利用支援事業や地域の実情に応じた業務を総合的に行う。
	教育・保育施設	学校教育法に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）に規定する認定子ども園。
	権利擁護	高齢者や障害のある人など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができるように、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わって代弁したり、その財産を適切に管理するなど、個人が人間としての尊厳をもって生きていくことを生活上の重要な場面で支援すること。



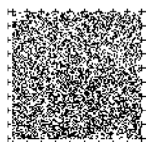


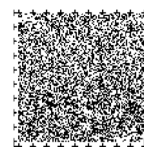
区分	用語	説明
か行	合理的配慮	障害者権利条約第2条で定義されており、具体的には、「障害のある人が障害のない人との平等であることを基礎として、全ての人権・基本的自由を有し、又は行使できることを確保するための必要かつ適当な変更・調整」のことをいいます。 障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。
さ行	災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の行動に援護を必要とする人。
	支援費制度	平成15年4月に導入された制度で、行政が障害のある人の利用するサービス内容を決定してきた措置制度を改め、障害のある人が事業者・施設（サービス提供者）と対等な関係に立って、サービスを選択し、契約を結んでサービスを利用すること。
	児童発達支援センター	障害のある児童や特別な配慮が必要と思われる児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な技能の付与又は集団生活への適応のための訓練などの発達支援を行うほか、家族への支援も行う。また、地域における中核的な支援機関として、地域の各機関と連携を図る中で、専門的な支援を行う療育支援施設。
	身体障害者手帳	身体に障害のある人が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となる。障害の程度により身体障害者手帳の等級は1級～6級にわかれている（1級が最重度）。
	精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する人のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約のある人を対象として交付する手帳。障害の程度により1級～3級にわかれている（1級が最重度）。また、身体障害者手帳や愛の手帳と異なり、2年ごとに更新の手続きが必要。
	成年後見制度	判断能力が不十分な成年者（知的障害、精神障害のある人や認知症の高齢者など）の生命、身体、自由、財産などの権利を保護するための制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、保佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」があり、財産管理や福祉サービスの利用などを行う。



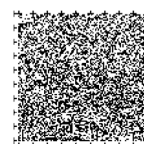


区分	用語	説明
た行	地域活動支援センター	障害のある人などが創作活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発などの事業や相談支援事業を実施する。
	通級指導学級	教育活動全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として、設置されている学級の形態。通常学級に在籍しながら、障害の改善などに関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して授業を受ける。
	特別支援学校	学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年4月1日施行）により、従来の盲学校・ろう学校・養護学校は、特別支援学校となり、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るため、一人ひとりの障害に配慮した専門性の高い教育を行う学校。
	特別支援教室	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に、小・中学校の発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制として掲げられている。区市町村の全ての小・中学校に設置し、児童・生徒の在籍校において、発達障害の程度等に応じて巡回指導教員が個別指導等を実施する。
	特例子会社	障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、親会社に雇用されているものとみなして、障害者雇用率を算定できることとされている。
な行	難病	発病の原因が不明であることや治療方法が確立していないなど後遺症を残すおそれのある病気のことをいう。経過が慢性的で単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きくなっている。
	ノーマライゼーション	障害のある人や高齢者などハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという基本理念。
は行	発達障害	自閉症スペクトラム障害（従前の自閉症、アスペルガー症候群などを含む。）、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の障害であって通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害とされている。
	バリアフリー	障害のある人などが社会生活を行う際に妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いられている。





区分	用語	説明
は行	ピアカウンセリング	ピアは仲間という意味で、同じような環境、境遇、悩みを持つグループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法の一つ。
	ピアサポート	障害のある当事者が仲間（ピア）である当事者に寄り添い支える活動。
	避難行動要支援者	高齢者、障害のある人や乳幼児など特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害時等に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。
	福祉的就労	一般企業で就労が困難な障害のある人が、就労支援事業所で支援を受けながら働くこと。
	福祉避難所	災害発生時などに避難者のうち、集団での避難生活を送るには困難性のある要配慮者を一時的に受け入れ保護するために開設する施設。 昭島市は、保健福祉センター（あいぽっく）、朝日町・松原町・拝島町高齢者福祉センターの4か所を指定するとともに、民間施設6か所において、開設及び運営に関する協定を締結している。
	福祉有償移送	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、特定非営利活動法人や社会福祉法人などが、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して、有償で行う個別運送サービス。
や行	ユニバーサルデザイン	障害の有無にかかわらず、全ての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設計の意味。製品や環境などの物的な面だけでなく、視覚情報を補う音声ガイド付きのホームページやテレビ番組の副音声、聴覚情報を補うテレビ番組字幕テロップなどの情報面もその対象となっている。
ら行	ライフステージ	人の一生のうち、年代にともない変化していく段階をいい、乳幼児期・学齢期・若者期・壮年期・老年期などに区分されている。
	療育	心身に障害のある乳幼児や児童について、早期に適切な治療などを行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することをいう。療は「医療」を、育は「養育・保育・教育」を意味している。
	レスパイト	障害のある人を家族の一員に抱える親・家族を一時的に一定の期間、障害のある人の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、ほっと一息つけるようにする援助。



昭島市障害者計画・
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

発行年月 平成30年3月

発 行 昭島市

編 集 昭島市保健福祉部障害福祉課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

電 話 042-544-5111 (代表)

FAX 042-546-8855

